

史跡三十三間堂官衙遺跡 整備基本計画

— 平安時代の陸奥国亶理郡衙跡 —

令和2年(2020)3月

宮城県亶理町教育委員会

【 序 文 】

三十三間堂遺跡には、古くから礎石が数多く並んでいることが知られ、寺院説や郡衙(郡家)説が考えられてきました。宮城県教育委員会のご協力により昭和61年度(1986)から3年間に渡って発掘調査を行いました。調査の結果、平安時代前半頃の陸奥国亶理郡衙と推定され、東北地方の統治を知る上でも貴重な調査成果となりました。

これらのことから国史跡指定への動きが高まり、平成4年に「三十三間堂官衙遺跡」として遺跡のうち約1.2haが国史跡に指定されました。その後、亶理町は平成10年度(1998)までに史跡指定地内の公有化を完了し、発掘調査を再開するとともに遺跡の保護管理を行ってまいりました。

迫力ある礎石群をはじめ、この遺跡が1,000年以上もの間、ほぼ壊されずに保存されてきたことは、遺跡が所在する下郡をはじめ亶理の土地を育ててきた方々に大切な場所として守り続けていただいたたまものといえます。

亶理町は、この貴重な歴史文化遺産を後世まで守り続けるとともに、遺跡の価値や内容を広く知らせていくため、三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会を設置し、文化庁・宮城県教育委員会のご指導のもと整備基本計画を策定いたしました。

今後はこの計画の理念・方針に基づき史跡の保存管理に努め、整備事業を進めてまいります。また、本史跡をとおして地域の歴史や環境への愛着・誇りを高めるとともに、親しみやすく訪れることができる場所となるような取り組んでまいります。

本計画策定にあたり、ご指導いただいた三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会委員、文化庁、宮城県教育委員会等関係機関の皆様、そして日頃から史跡の保存管理にご尽力いただいている地域の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年(2020)3月

亶理町教育委員会

教育長 奥野 光正

【目次】

1. 総論

| | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 亙理町の概要 | 1 |
| ① 自然環境 | |
| ② 社会環境 | |
| ③ 歴史環境 | |
| (2) 亙理町の主な政策 | 7 |
| ① 亙理町震災復興計画／発行：平成23年(2011)12月 | |
| ② 第5次総合発展計画／発行：平成28年(2016)4月 | |
| ③ 亙理町国土利用計画／発行：平成28年(2016) | |
| ④ 亙理町環境基本計画【中間見直し】／発行：平成28年(2016)3月 | |
| ⑤ 亙理町都市計画マスタープラン／発行：平成29年(2017)3月 | |
| (3) 史跡三十三間堂官衙遺跡の概要 | 18 |
| (4) これまでの推移と実績 | 19 |
| ① 史跡指定に至る経緯 | |
| ② 土地公有化 | |
| ③ 現状変更の制限 | |
| ④ 発掘調査 | |
| ⑤ 整備活用 | |
| ⑥ 維持管理 | |
| ⑦ 計画・報告書等の作成 | |
| イ) 東日本大震災／平成23年(2011)3月11日以前 | |
| ロ) 東日本大震災／平成23年(2011)3月11日後 | |
| (5) 本計画策定の目的と基本方針 | 28 |
| ① 策定の目的 | |
| ② 策定の基本方針 | |
| ② 策定の基本概念 | |

| | |
|---------------|----|
| (6) 調査研究の成果 | 29 |
| ① 研究の歴史 | |
| ② 発掘調査 | |
| イ) 郡庁院周辺の様相 | |
| ロ) 正倉院の様相 | |
| ハ) 日理郡衙の構造と変遷 | |
| ニ) 本史跡の歴史的意義 | |

2. 保存管理計画

| | |
|--------------------|----|
| (1) 保存管理の現況と方針 | 41 |
| ① 保存管理の現況 | |
| ② 本史跡を構成する要素 | |
| ③ 保存管理の基本方針 | |
| (2) 保存管理の地区区分と基本指針 | 45 |
| ① 史跡指定地内 | |
| イ) 地区区分 | |
| ロ) 各地区の保存管理等基本指針 | |
| ② 史跡指定地周辺 | |
| イ) 地区区分 | |
| ロ) 各地区への対応指針 | |

3. 整備活用計画

| | |
|---------------|----|
| (1) 整備計画 | 51 |
| ① 全体計画 | |
| イ) 基本方針 | |
| ロ) 基本理念・コンセプト | |
| ハ) 整備計画地区区分 | |
| ② 個別計画 | |
| イ) 緑地計画 | |
| ◆ 基本方針 | |
| ◆ 緑地の機能と管理 | |
| ロ) 遺構等表示計画 | |
| ◆ 基本方針 | |
| ◆ 郡庁院等地区 | |

- ◆ 正倉院等地区
- ハ) 情報・サイン計画
 - ◆ 基本方針
 - ◆ ハードによる現地での案内・解説
 - ◆ ソフトによる様々な情報提供
- ニ) アクセス・動線計画
 - ◆ 基本方針
 - ◆ 史跡へのアプローチ
 - ◆ 史跡内の動線
- ホ) 施設配置計画
 - ◆ 起点施設
 - ◆ 利便施設
 - ◆ 管理施設

| | |
|------------|----|
| (2) 活用計画 | 72 |
| ① 歴史学習 | |
| ② レクリエーション | |
| ③ 文化財事業の実施 | |

4. 事業実施計画

| | |
|---------------------|----|
| (1) 実施のプログラム | 82 |
| ① 基本方針 | |
| ② 各年次計画の概要 | |
| (2) 事業の実施・推進に向けての体制 | 84 |
| (3) 事業終了後の管理活用体制 | 84 |

5. 今後検討すべき課題

| | |
|----------------------------|----|
| (1) 保存管理計画関連 | 86 |
| ① 墓地、高圧電線鉄塔に関する現状変更許可基準の詳細 | |
| (2) 整備活用計画関連 | 86 |
| ① 民間と行政の協働による管理活用活動の促進 | |
| ② 逢隈駅関連の整備活用に関するJR東日本との協議 | |

- ③ 大型バス等の駐車場の確保

6. 基本計画策定の体制と経過

(1) 策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

- ① 互理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会設置要綱
- ② 整備基本計画検討委員会他名簿

(2) 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

- ① 平成30年(2018)度開催
- ② 令和元年(2019)度開催

[附 章]

(1) 参考にした文献・資料等・・・・・・・・・・・・・・・・91

- ① 総論関連
- ② 整備活用計画関連
- ③ その他共通(調査報告・論文等)

[附 図]

第39図 史跡三十三間堂官衙遺跡 整備基本計画 全体平面図・・・・・・・・92・93

第40図 史跡三十三間堂官衙遺跡 整備基本計画 緑地・動線計画図・・・・・・・・94・95

— 図 目 次 —

| | | | |
|---------------------------|----|---------------------------|----|
| 第1図 亙理町の自然環境 ----- | 2 | 第21図 基本理念・コンセプト 概念図----- | 52 |
| 第2図 亙理町指定文化財 位置図 ----- | 4 | 第22図 郡庁院等遺構表示 概略平面図----- | 57 |
| 第3図 計画の位置づけと構成 概念図----- | 7 | 第23図 掘立柱建物遺構表示(案)----- | 58 |
| 第4図 土地利用構想図----- | 8 | 第24図 正倉院等遺構表示 概略平面図----- | 59 |
| 第5図 亙理町の骨格構造----- | 10 | 第25図 正倉遺構表示(案) ----- | 59 |
| 第6図 亙理町国土利用計画 土地利用構想図---- | 13 | 第26図 情報提供 概念図----- | 60 |
| 第7図 将来都市構想図----- | 15 | 第27図 案内・解説板----- | 61 |
| 第8図 緑の方針図----- | 16 | 第28図 史跡内での情報提供の方法----- | 63 |
| 第9図 逢隈地区の方針図----- | 17 | 第29図 広域アクセス----- | 65 |
| 第10図 三十三間堂官衙遺跡付近遺跡分布図---- | 18 | 第30図 施設配置計画 平面図----- | 70 |
| 第11図 史跡指定地公有化 区域図----- | 24 | 第31図 郡庁院等地区整備イメージ図----- | 71 |
| 第12図 現状変更実施状況 位置図----- | 26 | 第32図 正倉院地区整備イメージ図----- | 71 |
| 第13図 発掘調査区 位置図----- | 27 | 第33図 文化財及び施設 位置図----- | 74 |
| 第14図 史跡等・重要文化的景観の保護----- | 28 | 第34図 緑地活用のパターン----- | 75 |
| 第15図 亙理郡「三十三間堂遺跡」について---- | 35 | 第35図 文化財めぐりの拠点施設----- | 76 |
| 第16図 日理郡庁の変遷----- | 36 | 第36図 亙理町文化財マップ----- | 77 |
| 第17図 日理郡衙正倉院の構成----- | 39 | 第37図 整備事業実施プログラム----- | 83 |
| 第18図 日理郡衙の変遷----- | 40 | 第38図 事業実施の体制----- | 85 |
| 第19図 本史跡を構成する要素 概念図----- | 42 | 第39図 整備基本計画 全体平面図----- | 92 |
| 第20図 保存管理計画 地区区分図----- | 44 | 第40図 整備基本計画 緑地・動線計画図----- | 94 |

— 表 目 次 —

| | | | |
|---------------------------|----|------------------------|----|
| 第1表 町内指定文化財 一覧表----- | 5 | 第4表 発掘調査実績一覧表----- | 35 |
| 第2表 三十三間堂官衙遺跡付近遺跡 一覧表---- | 19 | 第5表 保存管理等の基本指針一覧表----- | 43 |
| 第3表 現状変更実施状況 一覧表----- | 25 | | |

— 図 版 目 次 —

| | | | |
|---|----|---------------------------------------|----|
| 図版 1 荒浜漁港とわたり温泉鳥の海----- | 2 | 図版 17 史跡指定地及び周辺地 全景 (空中写真南より)----- | 45 |
| 図版 2 夏まつり----- | 2 | 図版 18 A 地区／郡庁院等(東より)----- | 50 |
| 図版 3 はらこ飯----- | 2 | 図版 19 B 地区／正倉跡(南より)----- | 50 |
| 図版 4 02 称名寺のシノキ----- | 6 | 図版 20 C 地区／既存緑地(空中写真 北より)----- | 50 |
| 図版 5 03 伊達成実霊屋----- | 6 | 図版 21 D・E 地区／既存道路・北墓地(南より)----- | 50 |
| 図版 6 05 木造阿弥陀如来立像(称名寺)----- | 6 | 図版 22 F 地区／逢隈駅西(南東より)----- | 50 |
| 図版 7 14 湊神社社殿----- | 6 | 図版 23 G 地区／逢隈駅東(北西より)----- | 50 |
| 図版 8 15 安福河伯神社本殿----- | 6 | 図版 24 視点場1(逢隈駅ホームより郡庁院を望む)---- | 68 |
| 図版 9 16 大雄寺山門----- | 6 | 図版 25 視点場2(郡庁院より太平洋を望む)----- | 68 |
| 図版 10 17 亙理領主伊達氏歴代墓所----- | 6 | 図版 26 視点場3(案内広場1より郡庁院を望む)---- | 68 |
| 図版 11 19 牛袋法印神楽----- | 6 | 図版 27 視点場4(正倉院北東端より郡庁院を望む)---- | 68 |
| 図版 12 郡庁院 全景(空中写真 南より／平成15～16 年度調査区を合成)----- | 37 | 図版 28 史跡三十三間堂官衙遺跡(正倉跡)----- | 73 |
| 図版 13 郡庁東院 全景(空中写真 北から)----- | 38 | 図版 29 史跡三十三間堂官衙遺跡(正倉跡)----- | 73 |
| 図版 14 郡庁北院 全景(西から)----- | 38 | 図版 30 初代亙理領主伊達成実霊屋----- | 73 |
| 図版 15 SB02 礎石建物跡(南より)----- | 39 | 図版 31 竹の花横穴墓----- | 73 |
| 図版 16 SB11・12 掘立柱建物跡(南より)----- | 39 | | |

[例 言]

1. この計画書は、宮城県亶理郡亶理町逢隈下郡字椿山に所在する国指定史跡 三十三間堂官衙遺跡の整備基本計画にかかる計画書である。
2. 本事業は、平成30年度(2018)及び令和元年度(2019)の2か年、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施した。
3. 事業実施にあたっては、「亶理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会」を設置し、原案を亶理町教育委員会が作成し、検討委員会において検討を行った。併せて文化庁文化資源活用課・文化財第二課および宮城県教育庁文化財課の指導を受けて実施した。
4. 計画案作成に際し、令和2年(2020)2月27日から3月12日に町民からご意見の募集(パブリックコメント)を実施した。
5. 本書の執筆・編集にあたっては、株式会社創宇舎に一部業務を委託し、事務局である亶理町教育委員会生涯学習課が行った。

1. 総論

(1) 亶理町の概要

① 自然環境

亶理町は宮城県の南東部に位置する。気候は温暖で積雪量も少なく、夏は心地よい海風が暑さを和らげるくらしやすい環境であることから、「東北の湘南」とも称されている。地形をみると、西側には福島県から延びる標高200～300mの阿武隈高地が連なり、ここから派生した標高50m前後の小丘陵が緩やかに広がっている。東側には太平洋を望み、海と丘陵の間には比較的平坦な沖積地が広がり、自然堤防や後背湿地、旧河道などに分かれ肥沃な土地が広がっている。また、海岸に沿って浜堤列が連なり、遺跡の分布状況などから時代と共に海側に浜堤が形成されていった様子が伺える。

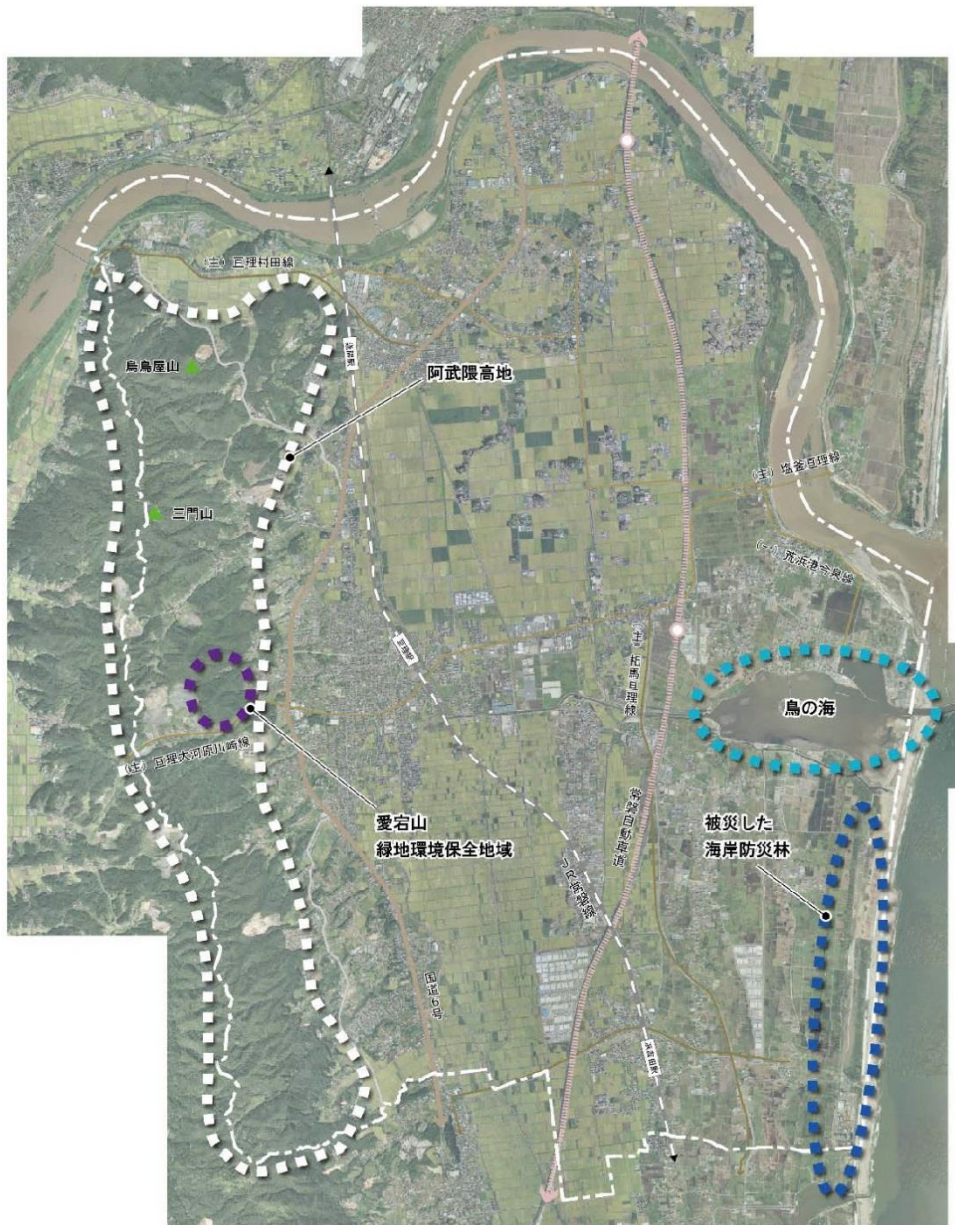
亶理町の自然や文化、産業に大きな影響を与えてきた阿武隈川は、阿武隈高地に平行して緩やかに蛇行しながら北流し、町北西部で弧状に曲がって東流し、太平洋に注いでいる。この流路が大きく東に曲がる場所には、阿武隈川を祀り、名もこれに由来すると考えられている延喜式内社の安福河伯神社が鎮座しており、水を主神として地域の安全を願って置かれたものと考えられる。

このように、亶理町は山・海・川と豊かな自然環境に恵まれ、四季折々さまざまな表情をみせるとともに、海の幸、郷の幸、山の幸をもたらす豊かな環境である。

② 社会環境

亶理町は、仙台市から南東に約26km、JR常磐線で約30分、仙台東部自動車道経由で約35分の位置にある。また、町内にはJR常磐線の逢隈・亶理・浜吉田3駅が設置され、仙台東部道路亶理ICや常磐自動車道鳥の海SICを介して首都圏と結ばれていること、また、仙台市との中間には国内主要都市や国外にも繋がる仙台空港があるなど、交通条件に恵まれた地域となっている。産業は、漁業や稲作を中心とした農業が盛んで、特にいちごやりんごの栽培は大きく発展を遂げてきた。

近年は、仙台市を中心に他市町への通勤・通学などによる昼間人口流出が大きく、ベッドタウン化が進んでいる。さらに平成23年(2011)に発生した東日本大震災では、町東部を中心に大きな被害を受け、人口減少や生活・産業などへの影響が大きかった。震災後は、平成23年に策定した「亶理町震災復興計画」に基づき、復旧・復興事業を進めており、いちご栽培やはらこめし、ほっきめしなどのブランド化を始め、「わたり温泉鳥の海」指定管理運営開始や役場新庁舎建設など各種事業が進んでいる。



第1図 亘理町の自然環境
 (「亘理町都市計画マスタープラン」より転載)



図版1 荒浜漁港とわたり温泉鳥の海



図版2 夏まつり
 亘理町の観光資源



図版3 はらこ飯

③ 歴史環境

養老2年(718)の『続日本紀』によると、陸奥国から石城・標葉・行方・宇太(宇多)・日理が分割され、常陸国菊多との6郡で石城国が建国されたとあり、この「日理」が、現在の「亶理」の初めての記録とされる。

奈良時代以降、律令制による統治が行われ、亶理郡にも統治、租税の徴収・管理などを行う郡衙が置かれた。逢隈下郡の三十三間堂官衙遺跡は、調査の結果、平安時代前半頃(9世紀前半頃から10世紀前半)の陸奥国亶理郡衙であることが分かった。また、延喜5年(905)から編纂された「延喜式」の第9・10巻神名帳には、陸奥国の100座が示され、式内社のうち亶理郡には鹿島緒名太神社、鹿島天足和氣神社、鹿島伊都比氣神社、安福河伯神社の4社が記されている。安福河伯神社は阿武隈川沿いに、鹿島3社は三門山から麓に移されたとされるが、これらがいずれも現亶理町逢隈にあったことから、当時この地域が統治や陸上・海上交通における重要な地域として捉えられていたとみられる。

11世紀半ばには、後に奥州を支配した藤原氏初代清衡の父である藤原経清が、亶理権大夫として中央政府の地方官となり、亶理を所領していたと考えられている。その後、鎌倉時代に入ると、奥州合戦で功績のあった千葉常胤の三男武石三郎が亶理に所領を得て入り、亶理氏として現在の大雄寺の地に小堤城を構えた。亶理氏は、亶理重宗が伊達政宗の命により涌谷に移るまでの約400年間亶理を治めた。

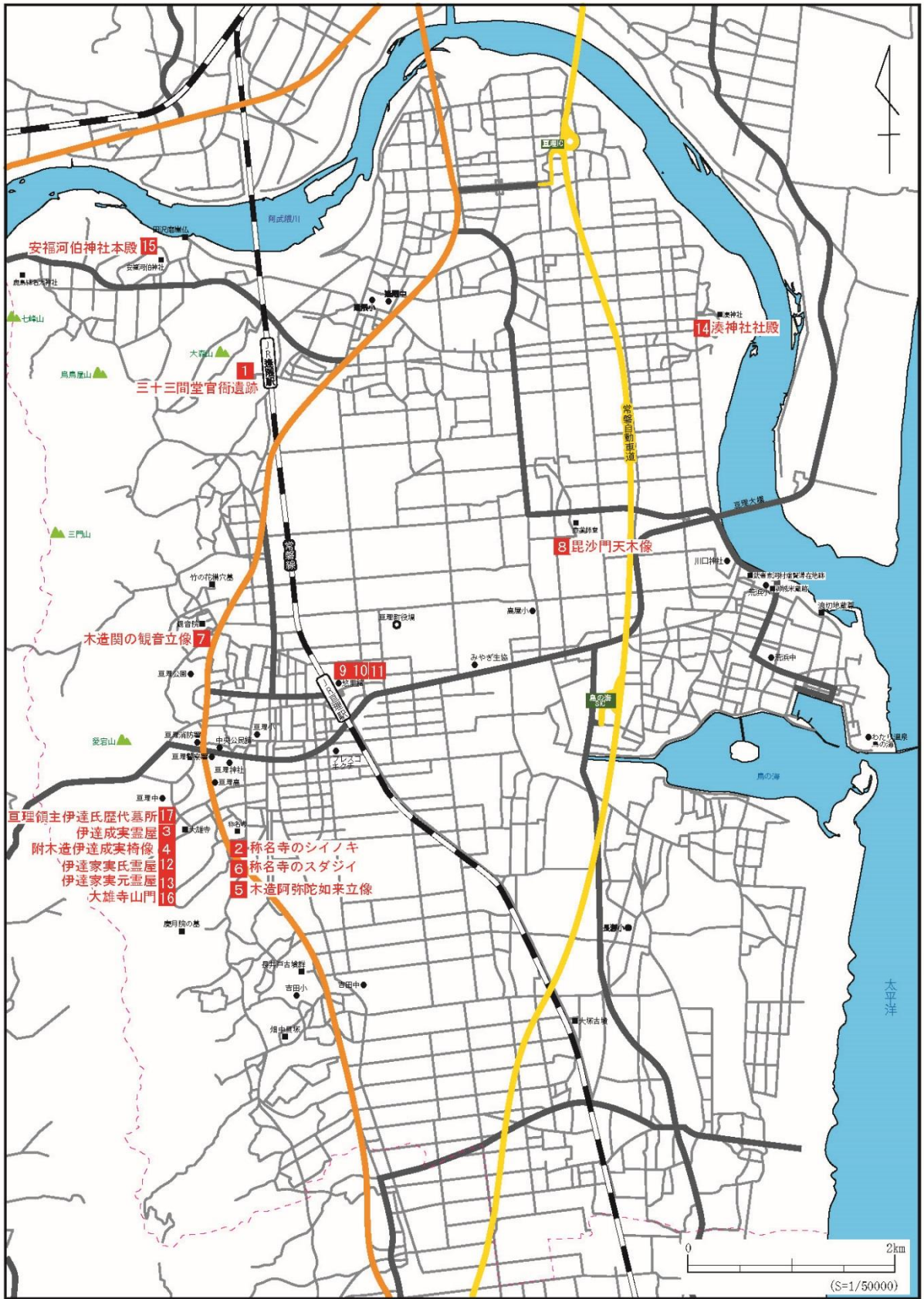
伊達政宗が仙台藩主として勢力を拡大した江戸時代、亶理には伊達成実を初代領主とする亶理伊達家が入り、現在の亶理神社の地に亶理要害を構え、城下町の町割りや新田開発、治水工事などを積極的に行い、約260年間亶理を治めた。しかし、江戸時代末の戊辰戦争での敗北により仙台藩は処罰を受け、亶理を含む5藩は南部藩の支配地となった。その後、亶理伊達家は蝦夷地での開拓を決意し、14代領主伊達邦成を筆頭に、明治14年(1881)以降9回にわたって現在の北海道伊達市に移住し、困難な状況のなか開拓を行って成功を遂げた。

明治時代以降はさまざまな制度改革や技術革新が行われた。

町制においては、明治22年(1889)町村制施行により、亶理郡は亶理町、荒浜村、吉田村、逢隈村、山下村、坂元村の6町村に再編された。さらに太平洋戦争を経た昭和30年(1955)には、昭和の大合併により亶理町、荒浜町、吉田村、逢隈村が合併し「亶理町」が誕生した。

技術革新の面では、明治30年(1897)には常磐線の開通、さらに電気・電話の整備や産業の振興、教育機関の充実が図られるなど、亶理は飛躍的に発展を遂げた。

昭和63年(1988)にはJR常磐線逢隈駅が開業し、周辺の市街地化も進み、平成に入って、亶理町の人口は増加傾向を維持し、平成17年(2005)には35,000人を超えた。しかし、平成23年(2011)の東日本大震災により大きな被害を受け、津波により町の面積の48%が浸水した。現在は「亶理町震災復興計画」に基づき、復興に向けて様々な事業を進められている。



第2図 巨理町指定文化財 位置図

| No. | 区分 | 種別 | 名称 | 所在地 | 内容 | |
|-----|------|-------------|---------------|----------------------------------|--|---|
| 1 | 国指定 | 史跡 | 三十三間堂官衙遺跡 | 逢隈下郡字椿山 | 平安時代前半の亘理郡役所跡。南地区に正倉院、北地区に郡庁院と実務官衙域。指定面積120.721㎡。 | |
| 2 | | 天然記念物 | 称名寺のシイノキ | 字旭山1(称名寺) | 樹齢約700年、スダジイ。露根部幹囲約26.4m、樹高約14m、南方産の木で北方には稀な巨木。 | |
| 3 | 県指定 | 建造物 | 伊達成実霊屋 | 字泉ヶ入87-2(大雄寺) | 江戸時代初期。木造宝形造り、銅板葺(現)、方一間桁行2.09m、梁間2.09m。 | |
| 4 | | | 附 木造伊達成実椅像 | | 江戸時代初期。木造彩色甲冑像、霊屋内に納められている。 | |
| 5 | | 彫刻 | 木造阿弥陀如来立像 | 字旭山1(称名寺) | 鎌倉時代中期。木造寄木造り、丈93.93cm。 | |
| 6 | | 天然記念物 | 称名寺のスダジイ | 字旭山1(称名寺) | 樹齢約400年、幹囲約5.0m、樹高約15m。 | |
| 7 | 有形 | 彫刻 | 木造関の観音立像 | 逢隈鹿島字北鹿島230(観音院) | 室町時代。木造寄木造り、丈70cm。 | |
| 8 | | | 毘沙門天木像 | 逢隈蔵字福田92(薬師堂) | 鎌倉時代後期。木造一本造り、丈80cm。 | |
| 9 | | 古文書 | 荒浜武者家勤功書上 | 字西郷140(郷土資料館) | 江戸時代中期。七代平十郎が代々の業績や荒浜港阿武隈川の利用について書いた。 | |
| 10 | | | 亘理忠儀記 | 字西郷140(郷土資料館) | 天和2年(1682)作の写し(時期不明)。天和訴願とも言われる。二千数百字からなる。 | |
| 11 | | 歴史資料 | 御城米絵符 | 字西郷140(郷土資料館) | 江戸時代初期。幅10.8cm、長さ33.8cmの木札に「日の丸」と「御用」を描き、幕府の荷に付けた。 | |
| 12 | | 建造物 | 伊達実氏霊屋 | 字泉ヶ入87-2(大雄寺) | 江戸時代中期。木造宝形造り、銅板葺(現)、方一間桁行2.14m、梁間2.45m。 | |
| 13 | | | 伊達実元霊屋 | | 江戸時代中期(天保年間)。木造宝形造り、銅板葺(現)、方一間桁行2.12m、梁間2.12m。 | |
| 14 | | | 湊神社社殿 | | 荒浜字水倉113-2 | 江戸時代末期。木造一間社流造り、鉄板葺(現)。 |
| 15 | | | 安福河伯神社本殿 | | 逢隈田沢字堰下220 | 江戸時代末期。木造流造り、鉄板葺(現)。間口2間、奥行2間、幣殿は間口2間、奥行1間。 |
| 16 | | | 大雄寺山門 | 字泉ヶ入93(大雄寺) | 江戸時代末期。木造入母屋造り、三間一戸楼門、銅板葺(現)。 | |
| 17 | 史跡 | 亘理領主伊達氏歴代墓所 | 字泉ヶ入87-2(大雄寺) | 江戸時代。亘理伊達家初代から十三代までの歴代領主と夫人等の墓所。 | | |
| 18 | 無形民俗 | 民俗芸能 | 亘理杵取り舞 | 亘理地区 | 五穀豊穡の願いを込めた舞で、祝いの場でも披露されてきた。 | |
| 19 | | | 牛袋法印神楽 | 逢隈牛袋地区 | 仙南地方に伝わる出雲流の岩戸神楽。十二座神楽。 | |
| 20 | | | 亘理獅子舞 | 亘理地区 | 初代亘理領主伊達成実の夫人岩城御前輿入れの際に須賀川から伝わったとされる3匹獅子舞。 | |

第1表 町内指定文化財 一覧表



図版 4 02 称名寺のシイノキ



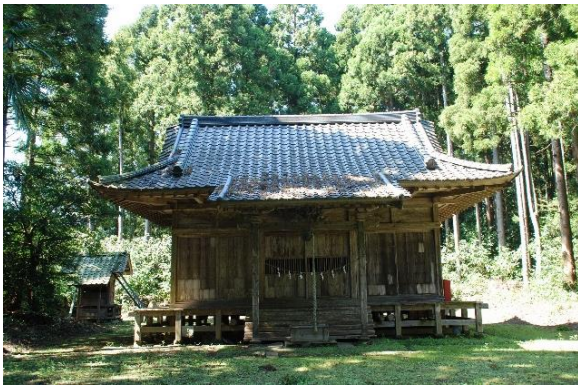
図版 5 03 伊達成実霊屋



図版 6 05 木造阿弥陀如来立像 (称名寺)



図版 7 14 湊神社社殿



図版 8 15 安福河伯神社本殿



図版 9 16 大雄寺山門



図版 1 0 17 亙理領主伊達氏歴代墓所



図版 1 1 19 牛袋法印神楽

(2) 亶理町の主な政策

本基本計画策定の前提となる亶理町の主要政策の基盤である上位計画や関連計画のうち、本史跡に係わる内容について抜粋し策定年代順に整理すると以下の通りである。

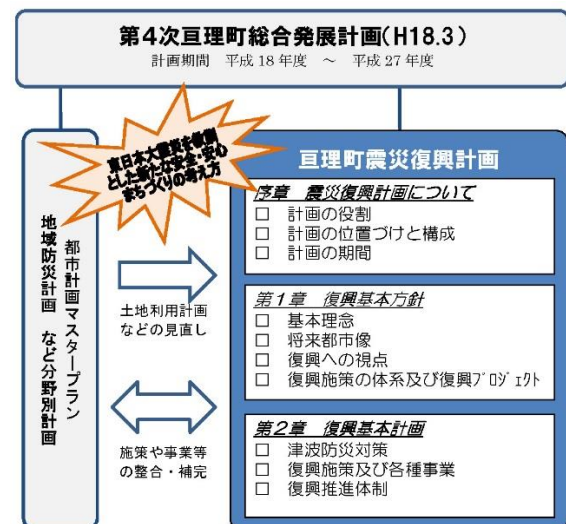
① 亶理町震災復興計画／発行：平成23年(2011)12月

本計画は平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災の復興計画として平成23年度(2011)に策定されている。計画期間は平成23年度(2011)から令和2年度(2020)までの10年間とし、復旧期、再生期、発展期の3期に区分して復興を目指す事業計画である。

復興の基本理念は「安全・安心・元気のあるまち 亶理 ～亶理らしさを守り・生かした 町民が主役の 復興まちづくり～」と定められている。特に歴史・文化財については、将来都市像(まちづくり構想)の冒頭部分で以下のように記載されている。

◆ 計画の位置づけと構成

計画の位置づけは、第4次亶理町総合発展計画を基本としながら、東日本大震災を教訓とし、新しい安全・安心なまちづくりの考え方を取り入れ、各分野別計画を補完した、震災からの復旧・復興の方向性を示すための計画です。計画の構成は、基本理念と基本的な考え方を示した「復興基本方針」と、具体的な施策・事業を体系的に明らかにした「復興基本計画」によって構成されています。



第3図 計画の位置づけと構成 概念図

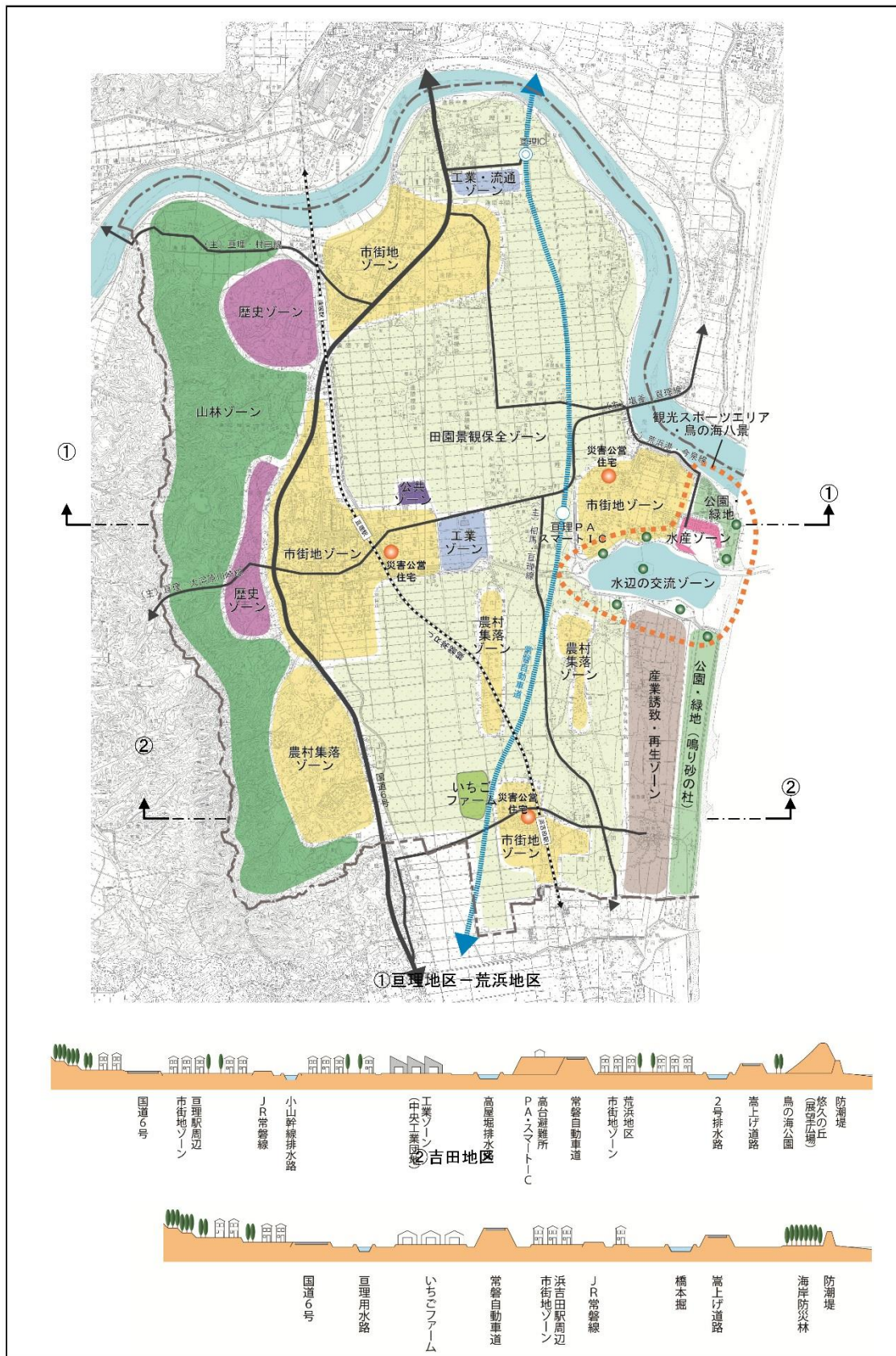
◆ 将来都市像

町北部には史跡三十三間堂官衙遺跡、西部には亶理伊達家御廟所、天然記念物のシイの木及び、愛宕山緑地環境保全地域の指定など、将来にわたり保全すべき豊かな自然と歴史があふれています。(中略)

亶理町の復興に向けたまちづくりを進める上で忘れてはならないのは、この土地に刻まれてきた歴史と人々のくらしを尊重し、これまで育まれてきた山紫水明の地を将来の世代に手渡していくことです。

◆ 土地利用構想～歴史ゾーン

史跡三十三間堂官衙遺跡、亶理伊達家御廟所、天然記念物の「シイの木」などの文化財や周辺地域を歴史に親しむ観光交流拠点となるように適切な基盤整備を行うとともに、歴史的資源を生かす景観形成を進めます。



第4図 土地利用構想図

② 第5次総合発展計画／発行：平成28年(2016)4月

本計画は、今後10年間／平成28年度(2016)～平成37年度(2025)を視野に入れながら町が目指すべき将来ビジョン(展望)を掲げ、その実現に向けて重点的に取り組んでいくべき優先度の高い事業を明確にするとともに、これを町民と行政が共有し共通の意思を持ってまちづくりを進めていくために策定されたもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3計画で構成され、亶理町の政策に係わる最上位の計画である。計画の前段において「まちづくりの背景」として、1 亶理町のあゆみ／(1) 古代・中世の亶理の項目で、以下のように記載されている。

*地名の初見

「続日本紀」の養老2年(718)の条に「陸奥国の石城、標葉、行方、宇太、日理と常陸国の菊多との六郡を割き岩城国を置く」と出ており、この「日理」が現在の亶理であると言われています。これが文献に現れる「わたり」の最初です。

*陸奥国亶理郡衙(三十三間堂官衙遺跡)

町の北西部にある三十三間堂官衙遺跡は、発掘調査によって平安時代前期(9世紀前半～10世紀前半)の陸奥国亶理郡衙(郡役所)であることが分かり、亶理郡を統治するための施設でした。遺跡は南北750m、東西500mに渡って広がり、遺構の保存状態も良く、平成4年に国史跡に指定されています。

【基本構想】

◆ まちづくりの戦略／1 将来都市像

将来都市像設定のキーワード

- 亶理町の自然環境 … 「山と川、里と海」がワンセット
⇒ 様々な環境をいかし、町民も来訪者も豊かに暮らし・過ごせる環境を形成
- 亶理町の歴史 … 町民がこれまで築き上げてきた歴史や文化
⇒ これまでの「時代」の流れ(時の流れ)を未来に「つなぐ」環境を形成
- 亶理町の課題 … 大きな課題は定住促進
⇒ 暮す「人」・訪れる「人」が亶理町で過ごす時間の価値を高める環境を形成
⇒ 暮す「人」・訪れる「人」の交流(「つながり」)を通じて課題へ対応

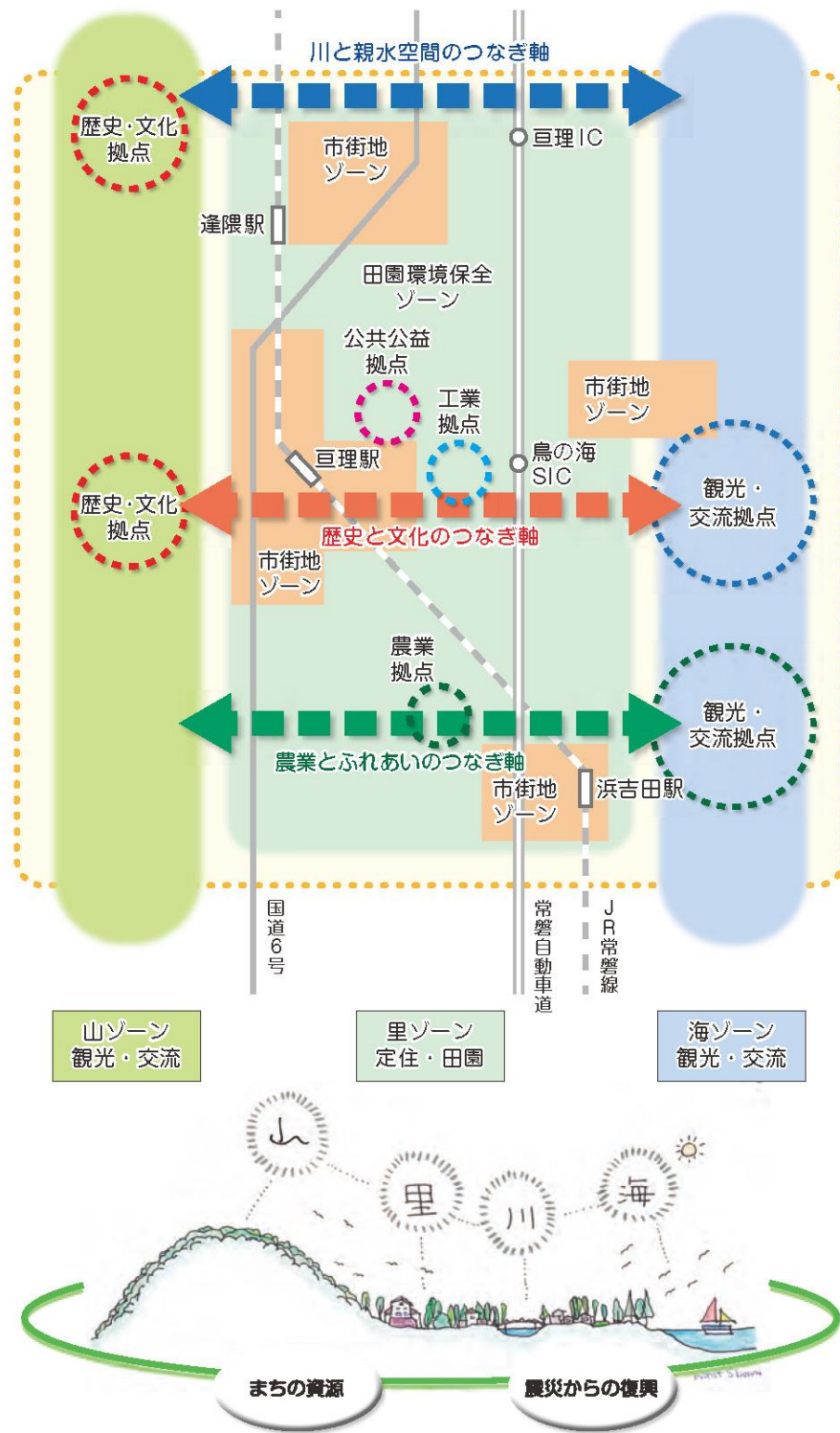
【将来都市像】

(時の流れ)

山と川、里と海を人と時代でつなぐまち

◆ 土地利用構想／2 まちの骨格構造と土地利用(3)拠点の配置

【将来都市像】山と川、里と海を人と時代でつなぐまち (時の流れ)



第5図 互理町の骨格構造

【基本計画】

基本計画の第3章ともに学び育て合う人づくり／5 文化財の保護・伝承及び活用の項目では、関連部分を抜粋すると重点政策として以下のように記載されている。

5 文化財の保護・伝承及び活用

亙理伊達家歴代墓所や国指定史跡三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

(1) 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進

- * 国指定史跡三十三間堂官衙遺跡は発掘調査成果を踏まえ、「史跡整備計画」を策定して事業を推進します。
- * 「亙理伊達家歴代墓所」について、未修復である町指定文化財「伊達実元霊屋」の修復や歴代墓所の環境整備を行い、御開帳や史跡案内等を通じて県内有数の文化財であることを周知していきます。
- * 町内の遺跡、史跡等の標柱、案内板、説明板等について、毎年5～6ヶ所設置し、町の文化遺産を広く周知するように努めます。
- * 町内の文化財、遺跡、史跡については、ボランティア等を活用して、町民の協力のもと保護と保存に努めます。
- * 国指定史跡三十三間堂官衙遺跡及び伊達成実公をはじめとする亙理伊達家歴代の貴重な文化財などの歴史・文化遺産について、次世代へ継承するために保護と保存の重要性を周知します。また、亙理町の歴史観光資源として活用できるように関係機関と連携を図るとともに、環境整備に努めます。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

- * 地域文化の担い手、民俗芸能保護団体の活動を支援しながら指導者と後継者の育成を推進し、次世代への継承を図ります。
- * 文化財や伝統文化、民話などを身近な文化遺産として認識し、次世代へ伝えていくために、郷土資料館活動と学校教育の連携を図ります。

(3) 郷土資料館活動の充実

- * 亙理町の歴史、考古、民俗に関する資料を広く収集することにより、町の歴史と文化を探求し、企画展等の活動を通して町民に還元していきます。
- * 町の歴史と文化に触れる講演会や体験学習会等を開催し、教育普及活動の充実を図ります。

③ 亶理町国土利用計画／発行：平成28年(2016)(第6図)

本計画は国土利用計画法第8条の規定に基づき、亶理町の区域における国土(以下町土という。)の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的、計画的な利用を図るための指針とするもので、宮城県国土利用計画(第5次)を基本とし、「第5次亶理町総合発展計画」の基本構想に即して策定されたものである。

町土の土地利用に関する構想が計画の主体であるが、歴史・文化財等に関しては、以下のように記載されている。

◆ 4 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

／(2)地域別の概要 ロ地域別概要

(イ) 逢隈地区

⑦ 国指定史跡三十三間堂官衙遺跡については、緑地資源の保全と自然環境の調和並びに生活資源に十分配慮しつつ、歴史観光資源としての活用を図る。

(ロ) 亶理地区

⑥ 阿武隈高地は、愛宕山緑地環境保全地域を中心に保全地域の拡大や自然環境の保全を図るとともに、森林浴推進のための遊歩道を整備するなど、その景観と自然環境を生かした、観光・レクリエーションの場として整備する。

また、丘陵地には、亶理伊達家御廟所や国指定天然記念物の「シイノキ」など町民の誇る文化財があることから、自然環境や歴史など町民共有の財産として後世へ引継ぐために、その保全を図る。

④ 亶理町環境基本計画【中間見直し】／発行：平成28年(2016)3月

本基本計画は、平成20年7月に制定された「亶理町環境基本条例」の基本理念を実現するため、環境施策の指針として取り組むべき方向を示し、総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として策定されたものである。

具体的には、平成22年度(2010)から令和2年度(2020)を目標年度として、将来の目指すべき環境像を「人と自然が共生できるまち 亶理」としている。また、暮らしやすさと住むことへの安心と誇りを実感できるまちづくりを目指し、町民・事業者・町などがそれぞれの役割を担い、三者が協同で環境問題に取り組むべきことを示している。

第5次総合発展計画の策定に伴い、平成28年度(2016)に「第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み」についてのみ中間見直しが行われている。

本基本計画では、歴史・文化財等に関して以下のように記載されている。

◆ 基本方針Ⅱ 自然環境 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐまち

／亶理町環境基本条例第7条(施策の基本方針)における位置づけ

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を活かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。



第6図 互理町国土利用計画 土地利用構想図

⑤ 互理町都市計画マスタープラン／発行：平成29年(2017)3月

本計画は、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、第5次互理町総合発展計画／平成28年(2015)3月、互理町震災復興計画／平成23年(2011)12月、互理町国土利用計画／平成28年(2016)3月に即して定めたものである。計画期間は、平成27年(2015)を基準年次とし、20年後の平成47年(2035)を見据えた都市づくりの目標を定め、具体的方針、施策については10年後の平成37年(2025)を目標に設定されている。

互理町都市計画の将来像を描いたマスタープランであるが、その中で歴史・文化財等に関しては、以下のように記載されている。

◆ 第2章 全体構想／1 基本構想

(4) 将来都市構造(第7図)

将来都市構造は、計画的な土地利用を推進する「ゾーン」、都市機能を集約し生活利便性や観光・交流機能を高める「拠点」、特に重点的に施策を展開していく「エリア」、そしてこれらを連結し相互の役割を支え活性化する「軸」という4つの要素で構成します。

○ゾーン／歴史保全ゾーン

史跡三十三間堂官衙遺跡等の歴史資源とその周辺を歴史保全ゾーンとして位置づけます。歴史資源の観光等への活用と歴史資源を活かす景観形成を図ります。

◆ 第2章 全体構想／2 部門別方針

(3) 緑の方針(第8図)

④ 交流を促す歴史・自然等資源の保全・活用

本町の貴重な歴史資源である三十三間堂官衙遺跡や互理伊達家の歴代墓所などを、交流を促進する重要な資源として位置づけ、引き続き保全を図るとともに、歴史観光資源として活用できるよう史跡公園等の環境整備を検討します。また、阿武隈高地に遊歩道や散策ルート周辺の整備などにより、体験型観光の強化に努めます。

◆ 第3章 地域別構想／4 逢隈地区

(3) 地区の方向性

方向性1：災害から生活を守る定住のまちづくり

方向性2：地区の歴史と自然を感じるまちづくり

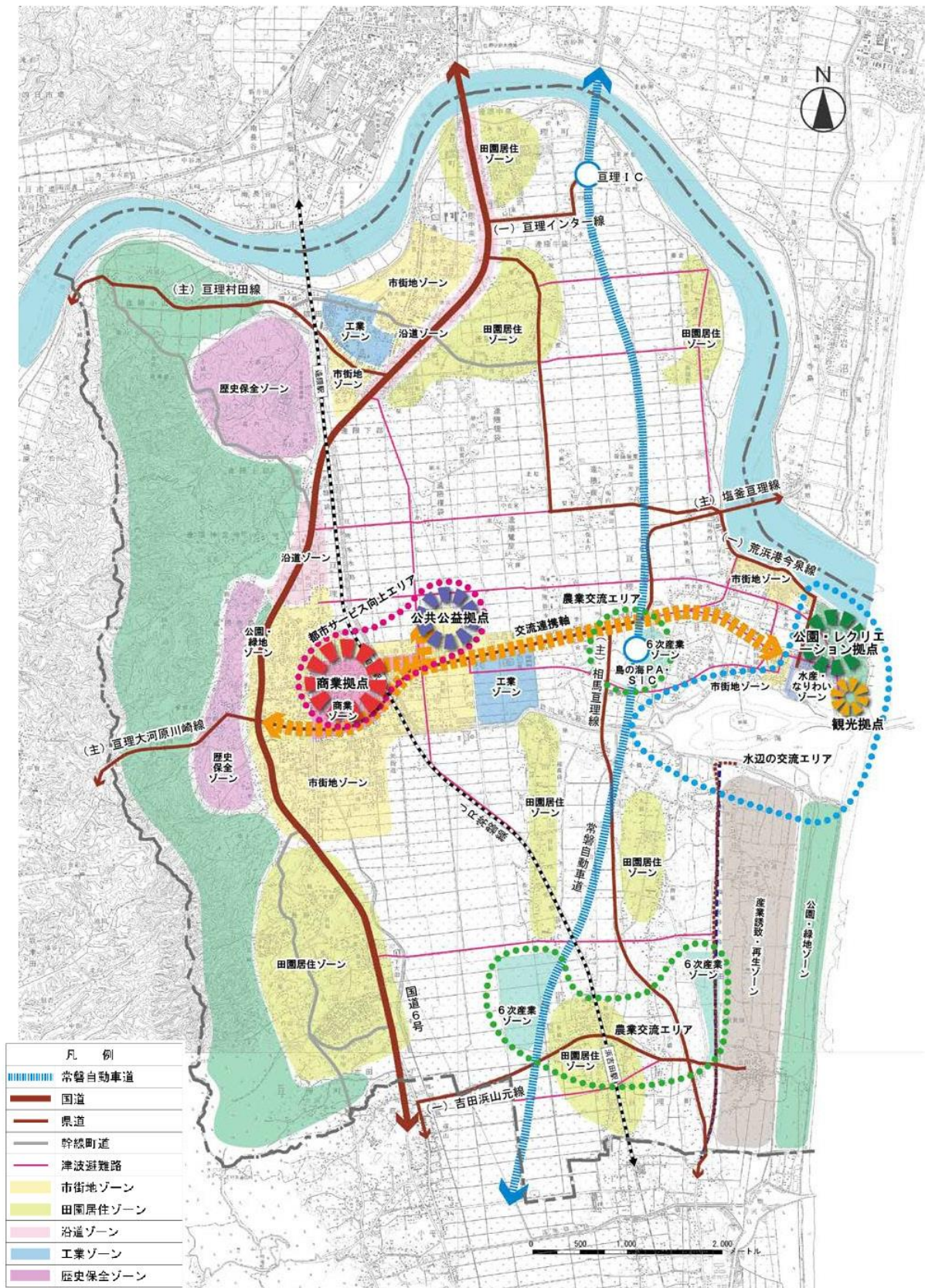
(4) 地区づくりの方針

【土地利用】

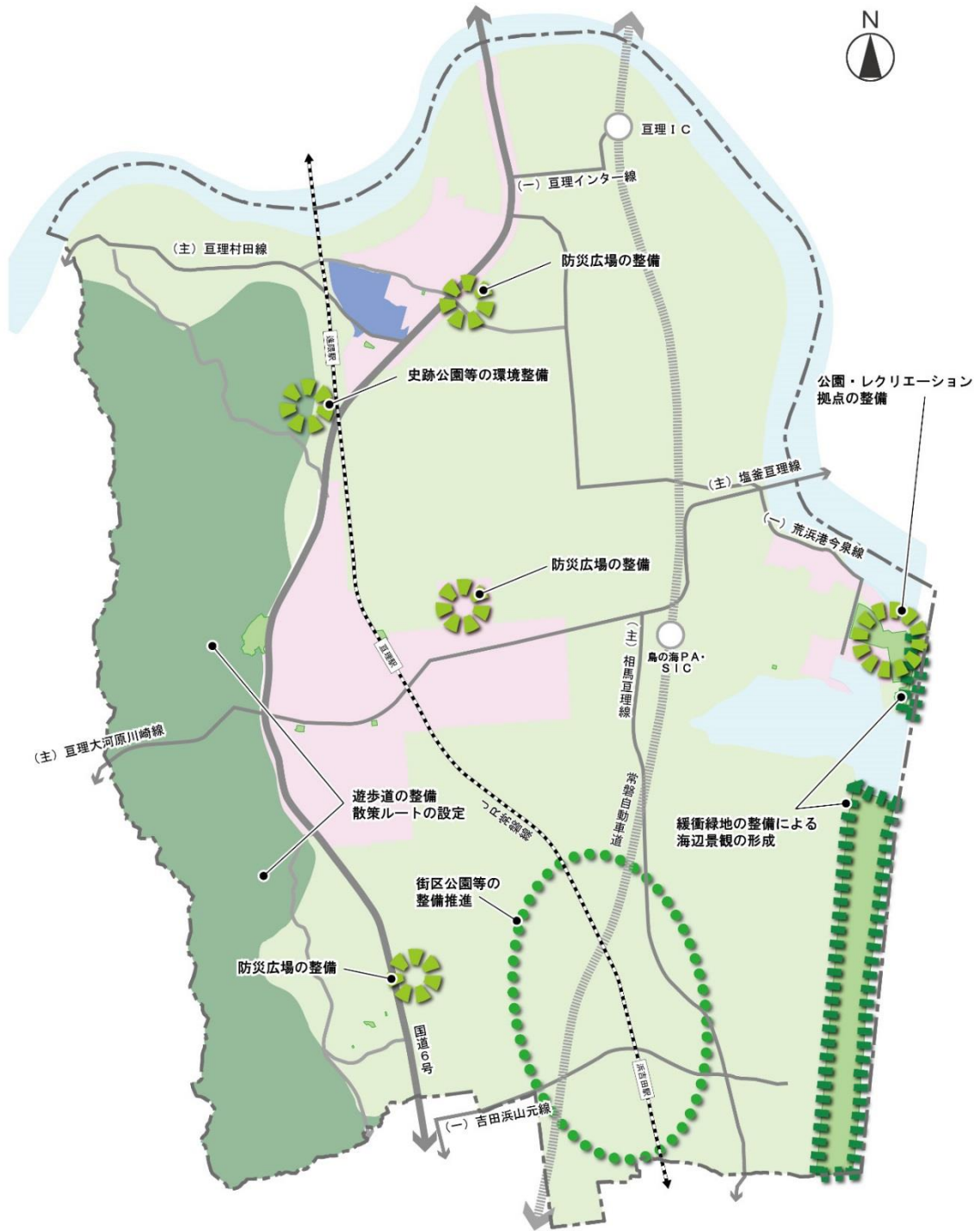
○歴史・自然資源の保全に努めるとともに、歴史地区内を巡るハイキングコースの設定など、歴史・自然資源を活用した地区の活性化を促進します。

【緑】

○三十三間堂官衙遺跡を活用した史跡公園の整備を検討します。



第7図 将来都市構造図



第8図 緑の方針図



第9図 逢隈地区の方針図

(3) 史跡三十三間堂官衙遺跡の概要

亶理町では、これまでに旧石器時代から近世までの遺跡100か所余りを確認しており、遺跡の時代と分布状況をみると、阿武隈高地裾部には縄文時代から古代の遺跡が比較的多く、丘陵縁辺部では古代から中・近世を中心に各時代の遺跡が分布している。

三十三間堂官衙遺跡は、亶理町北部、逢隈下郡字椿山の標高40m程の椿山丘陵に立地し、平坦部に多くの礎石が並ぶ遺跡として古くから周知の遺跡であった。

昭和61～63年(1986～1988)、宅地造成工事計画に伴い宮城県教育委員会が行った調査の結果、遺跡の範囲は東西約500m、南北約750m(約25ha)にわたり、沢を挟んで北地区と南地区に分かれ、北地区では実務官衙域には塀で方形に区画された郡庁院を配置し、周辺には数ヶ所の官衙ブロックが配置されていることがわかった。一方、南地区は倉庫院で10棟の礎石建倉庫跡や、2棟以上の掘立柱建物跡が溝で方形に区画されていることなどが確認され、平安時代前半の陸奥国亶理郡衙であると推定された。



第10図 三十三間堂官衙遺跡付近遺跡分布図

| NO. | 遺跡名 | 種別 | 時代 | NO. | 遺跡名 | 種別 | 時代 |
|-----|-----------|-------|-------------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 | 三十三間堂官衙遺跡 | 官衙 集落 | 弥生・奈良・平安 | 20 | 十文字遺跡 | 散布地 | 古代 |
| 2 | 堰下西遺跡 | 散布地 | 古代 | 21 | 山入遺跡 | 散布地 | 縄文中・後 |
| 3 | 堰下横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳 | 22 | 雁田遺跡 | 散布地 | 弥生・古代 |
| 4 | 堰下B遺跡 | 散布地 | 古墳・古代 | 23 | 雁田横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・奈良 |
| 5 | 堰下A遺跡 | 散布地 | 縄文前・古墳 | 24 | 雁田西遺跡 | 散布地 | 平安 |
| 6 | 田沢横穴墓群 | 横穴墓 | 古代 | 25 | ヲフロ遺跡 | 散布地 | 縄文中・古代 |
| 7 | 百々遺跡 | 散布地 | 古代 | 26 | 袖ヶ沢横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・奈良 |
| 8 | 谷地添遺跡 | 散布地 | 旧石器・弥生・古代 | 27 | 竹の花遺跡 | 散布地 | 古代 |
| 9 | 大森山遺跡 | 散布地 | 弥生 | 28 | 竹の花横穴墓 | 横穴墓 | 古代 |
| 10 | 小城内遺跡 | 散布地 | 縄文前・中・古代 | 29 | 北鹿島東遺跡 | 散布地 | 平安 |
| 11 | 中沢横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・古代 | 30 | 北鹿島遺跡 | 散布地 | 縄文中・古代 |
| 12 | 小松堂A遺跡 | 散布地 | 縄文中・弥生・古代 | 31 | 北鹿島西遺跡 | 散布地 | 古代 |
| 13 | 八ツ入遺跡 | 散布地 | 縄文中・古代 | 32 | 寺前B遺跡 | 散布地 | 古代 |
| 14 | 堤の内横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・古代 | 33 | 寺前A遺跡 | 散布地 | 古代 |
| 15 | 堤の内遺跡 | 集落 | 縄文・弥生・古墳・平安 | 34 | 鹿島八幡堂横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・奈良 |
| 16 | 若宮B遺跡 | 散布地 | 古代 | 35 | 桜小路横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・奈良・平安 |
| 17 | 若宮A遺跡 | 散布地 | 古代 | 36 | 先達前遺跡 | 散布地 | 古代 |
| 18 | 小松堂B遺跡 | 散布地 | 縄文中・弥生・古代 | 37 | 桜小路遺跡 | 散布地 | 平安 |
| 19 | 石間神社遺跡 | 散布地 | 弥生・古代 | | | | |

第2表 三十三間堂官衙遺跡付近遺跡 一覧表

(4) これまでの推移と実績

① 史跡指定に至る経緯

昭和61年(1986)、三十三間堂遺跡南部での大規模宅地造成工事が計画されたことから、事業者・町・県での協議を経て、昭和61年～63年(1986～1988)に宮城県教育委員会が発掘調査を実施した。これにより、南地区倉庫院とみられる遺構や北地区郡庁院などの建物跡、区画施設が確認され、平安時代前半頃の陸奥国亶理郡衙と推定された。

この調査結果により、遺跡の性格や重要性、良好な保存状態が認識され、町をはじめ広く保存への意識が高まったことから、亶理町は宮城県・文化庁との検討を経て、史跡として保存する方針を決定した。

平成4年(1992)1月21日、遺跡の約半分にあたる120,721㎡が国指定史跡となるにあたって、遺跡の名称を「三十三間堂遺跡」から「三十三間堂官衙遺跡」に変更した。

以下に「史跡指定理由」及び「官報第842号による告示内容」を掲載する。

○史跡指定理由

三十三間堂官衙遺跡は、阿武隈川下流南岸の丘陵上に位置する、平安時代の亶理郡家跡と推定される遺跡である。昭和61年度(1986)から63年度(1988)にかけての亶理町教育委員会及び宮城県教育委員会の4次にわたる発掘調査によって、遺跡の性格、範囲、主要遺構とその変遷が明らかになった。

亶理郡の名は、『続日本紀』養老2年(718)5月2日条の岩城・石背両国建置記事の中に、岩城国に所属した6郡の1つとして「日理」と見えるのが初見で、その後『続日本紀』・『日本後紀』・『日本三代実録』等の正史に散見される。『和名抄』には坂本・日理等4郷が、『延喜式』には亶理郡の官社4座が記されているが、後者のうち安福河伯・鹿島緒名太・鹿島天足和気の3社はいずれも本遺跡の位置する丘陵縁辺の所在している。また、奥州藤原氏の祖、藤原経清は「亶理権大夫」「亶権守」等と呼ばれており、亶理郡に所領を有していたことが推測される。遺跡は丘陵に入り込む沢筋によって、北部の官衙地域と南部の正倉地域とに大きく二分される。

官衙地域は、北と東を溝によって囲まれた東西約180メートル、南北約200メートルの規模をもつ。その中央部西寄りにはさらに東西約50メートル、南北約60メートルの区画を設けているが、この内部の区画の東・北・西の各面からは塀跡が検出されており、南側は未調査であるが土塁状の高まりとなっている。この区画内には基壇を有する建物を中心にコの字形に掘立柱建物が配置されており、国衙や城柵の政庁の遺構配置と共通するところから郡庁院に相当する区画と推測される。この郡庁院地区と東・北との溝との間にある平坦面からは、北側で6棟、東側で2棟の掘立柱建物及び礎石建物が検出されているが、これらは郡家に付属する官衙施設と考えられる。これら官衙地域の建物群はおおむね4時期の変遷が認められ、その存続時期は出土遺物から、およそ9世紀から10世紀前半と考えられる。

正倉地域には、10棟の礎石倉庫跡と、これに付属する2棟1組の掘立柱建物跡が検出されている。倉庫跡のうち2棟は礎石を完全に残し、きわめて保存状況がよい。また付属建物には、官衙地域同様4時期の変遷が認められる。これら正倉地区は一辺約150メートルの方形の溝で区画されているが、この溝の東方の沢筋に面した箇所には整地層が検出されており、東の通路を設けていたものと考えられる。

本遺跡は、郡家の基本的構成要素である郡庁院・付属官衙地域・正倉地区のほぼ全容が解明され、しかも遺構の保存状況が良好である点で貴重である。また、多くの郡家が9世紀以降急速に衰退していくのに対し、本遺跡が10世紀前半まで明確な形態を維持して存続していることは、古代の東北地方における統治機構の推移を考える上で重要である。以上の理由によって史跡として指定し、その保存を図るものである。

(注1) 出典：文化庁HP(国指定文化財等データベース)平成4年(1992)1月指定時

(注2) 記述内容については、指定段階のものであり、その後の発掘調査により官衙

の変遷や年代については新たな見解を得ている(P29～40)。「亘理町文化財調査報告書第19集 国史跡三十三間堂官衙遺跡―平安時代の陸奥国日理郡衙跡発掘調査総括報告書―平成28年3月 宮城県亘理町教育委員会」参照。

○文部省告示第十号

文化財保護法(昭和25年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成四年一月二十一日

文部大臣臨時代理 国務大臣 谷川 寛三

【名称】

三十三間堂 官衙遺跡

【所在地】

宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山、

七十二番ノ一のうち実測一七六平方メートル、八十九番ノ五、八十九番ノ七、九十番ノ一、九一番、九二番ノ四、九三番、九五番、九六番、九七番、九八番ノ一、九八番ノ二、九八番ノ三、九八番ノ四、九八番ノ五、九八番ノ六、九八番ノ七、九九番一〇〇番のうち八、二八三平方メートル、一〇五番ノ一、一〇五番ノ一、一〇五番ノ二、一〇五番ノ三、一〇五番ノ四、一〇五番ノ五、一〇五番ノ六、一〇五番ノ七、一〇八番、一一六番

同字八ツ入

三四番、三五番

上地域に介在する道路敷を含む。

【備考】

一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び亘理町教育委員会に備えおいて縦覧に供する。

② 土地公有化

平成3～10年度(1991～1998)までの年次計画により、史跡指定地内全て公有化(国庫補助事業)。

※史跡内下郡契約会管理墓地は公有化以前より町所有地。一部史跡内または隣接する指定地外用地を町単費により購入。

③ 現状変更の制限

本遺跡の歴史的・文化的価値を維持するために、現状変更取扱いについて史跡地内の現状変更は原則として認めないものとするが、生活や安全防災上及び史跡保存活

用上必要なものについては、遺構や景観への影響を配慮したうえで協議を行っている。

イ) 墓地

史跡内には江戸時代から墓地があり、現在は逢隈下郡契約会管理墓地(通称赤坂欄場)となっている。これらは明治時代以降に現在の丘陵北と南にまとめて区画・配置されている。史跡指定後、平成14年(2002)に町と契約会で協議を行い、墓地建立等の現状変更は管理区域内でのみ行うこととし、町教育委員会との協議を経て、文化財保護法第125条の規定に基づく文化庁もしくは県教育委員会からの現状変更許可を得て行うものとしている。

ロ) 送電線鉄塔

史跡内(北地区)には2箇所の送電線鉄塔(東北電力管理)があり、管理者による定期的なパトロールと環境整備が行われている状況である。高圧電力であり安全面への配慮が不可欠であることから、送電線周辺での調査等現状変更にあたっては東北電力との協議を経て実施している。

④ 発掘調査

平成9年度の三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会での指導を受け、整備計画策定のためには追加の遺跡範囲及び内容確認調査が必要と考えられたことから、調査事業を再開することとし、平成14年度(2002)に三十三間堂官衙遺跡発掘調査検討委員会を設置した。発掘調査第1次・第2次5ヵ年計画を策定し、同年より県教委の指導・協力の下、25年度(2013)まで(23・24年度(2011・2012)は震災復興関係調査事業優先のため調査中止)国庫補助事業により遺跡範囲内容確認調査を実施した。

調査の結果、本遺跡が9世紀前半から10世紀前半頃の陸奥国亘理郡衙であり、北地区は郡庁院を中心とする実務官衙域で、館や曹司などの施設が配置され、3～4時期の変遷があることを確認した。

また南地区は、10棟以上の礎石建物群を中心とする正倉院で、通路跡や区画施設なども確認し、遺跡の主要な遺構の配置や変遷等が明らかになった。

⑤ 整備活用

[整備]

史跡指定後、遺跡の重要性が地域住民及び社会に広く認識され、積極的な整備活用を求める声が強まったことから、平成9年度(1997)に教育委員会社会教育課を事務局として「亘理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会」を発足、3回の会議を開催して史跡の保存管理・整備活用について検討した。

その結果、「自然風土と歴史的環境の調和」を基本理念とし、「豊かな歴史文化の再生」「わかりやすい歴史情報の提供」「親しみやすい緑地環境の形成」をコンセプトとして史跡の保存整備を行うとともに、隣接するJR常磐線や道路との一体的活用を行い、生活環境との調和を図りながら歴史学習ができる場を作っていく方針が決定した。

平成26・27年度(2014・2015)にはこれまでの調査成果を再検討し、総括報告書の刊行を行った。平成28・29年度(2016・2017)は資料収集や先進地視察等の整備計画策定準備ならびに亘理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会設置要綱策定、検討委員会委員の選定、関係部局との協議等を行った。

平成30・令和元年度(2018・2019)には整備計画検討委員会による検討、整備基本計画策定を行った。

*遺跡名称看板設置：平成4年度(1992)～逢隈駅西、南地区、平成21年度(2009)～逢隈駅西

*説明板設置：平成15年度(2003)～遺跡全体、21年度(2009)～遺跡北地区
〔活 用〕

*町教育委員会事業：継続事業として実施している町内小学6年生「文化財めぐり」見学コースの一つとして郷土の文化財の周知と文化財保護意識の高揚を図る

*団体見学者等の案内－依頼あれば教育委員会職員が解説

*住民による自然散策等への利用

⑥ 維持管理

現在までに必要に応じて適宜以下のような維持管理を継続的に実施している。

*定期的な現況把握

*草刈・伐採等の環境整備(年2、3回 町シルバー人材センター等への委託)

*史跡内でのスズメバチ駆除やイノシシ等野生動物の防御対策(随時)

*未舗装道路部分への砂利敷き(年1回程度)

⑦ 計画・報告書等の作成

史跡三十三間堂官衙遺跡の整備活用に関しては、東日本大震災以前に以下のような計画を策定しその具体化を図ってきたところであるが、大震災による大きな環境等の変化が生じ、計画の事業化が困難な状況であった。

平成27年度(2015)に長年の発掘調査の成果が下記の総括報告書として刊行されたのを期に新たに整備基本計画からその見直しを行うこととした。

イ) 東日本大震災／平成23年(2011)3月11日 以前

*史跡三十三間堂官衙遺跡整備基本計画／発行：平成10(1998)年3月

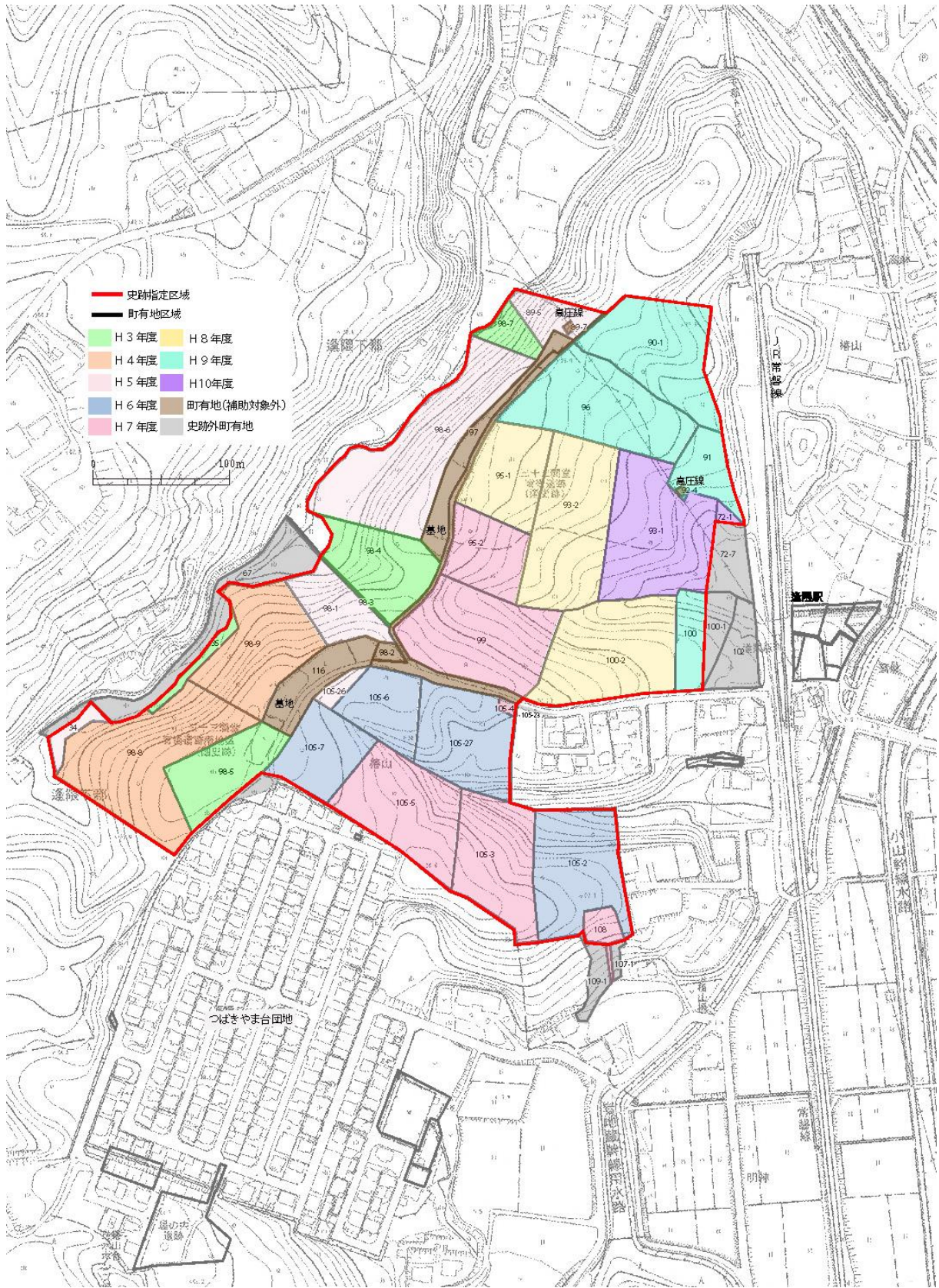
*史跡三十三間堂官衙遺跡整備基本設計書／発行：平成11年(1999)7月

*史跡三十三間堂官衙遺跡整備事業概略設計書／発行：平成22年(2010)3月

ロ) 東日本大震災／平成23年(2011)3月11日 後

*亘理町文化財調査報告書第19集 国史跡 三十三間堂官衙遺跡
－平安時代の陸奥国日理郡衙跡発掘調査総括報告書－

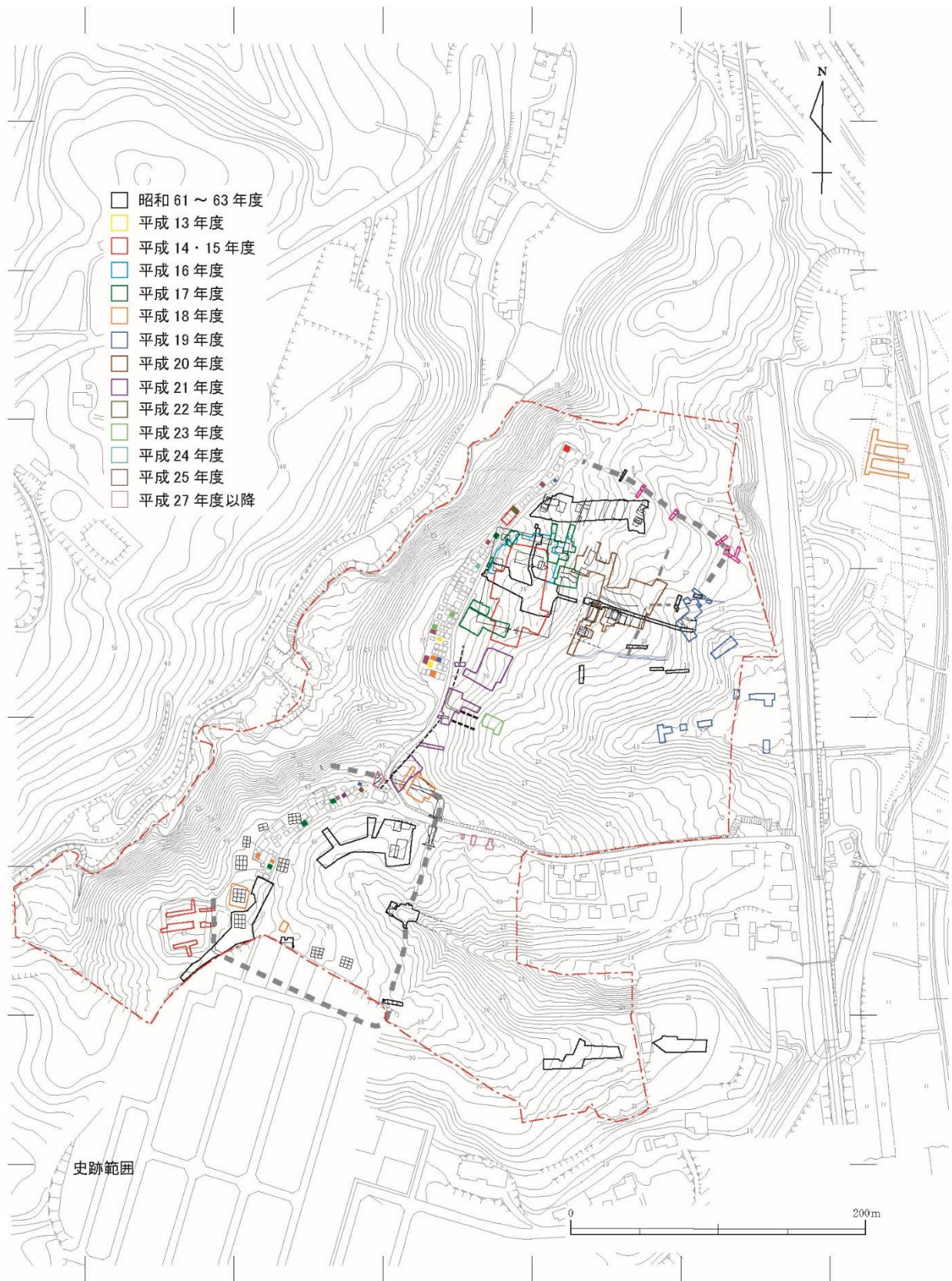
／発行：平成28年(2016)3月



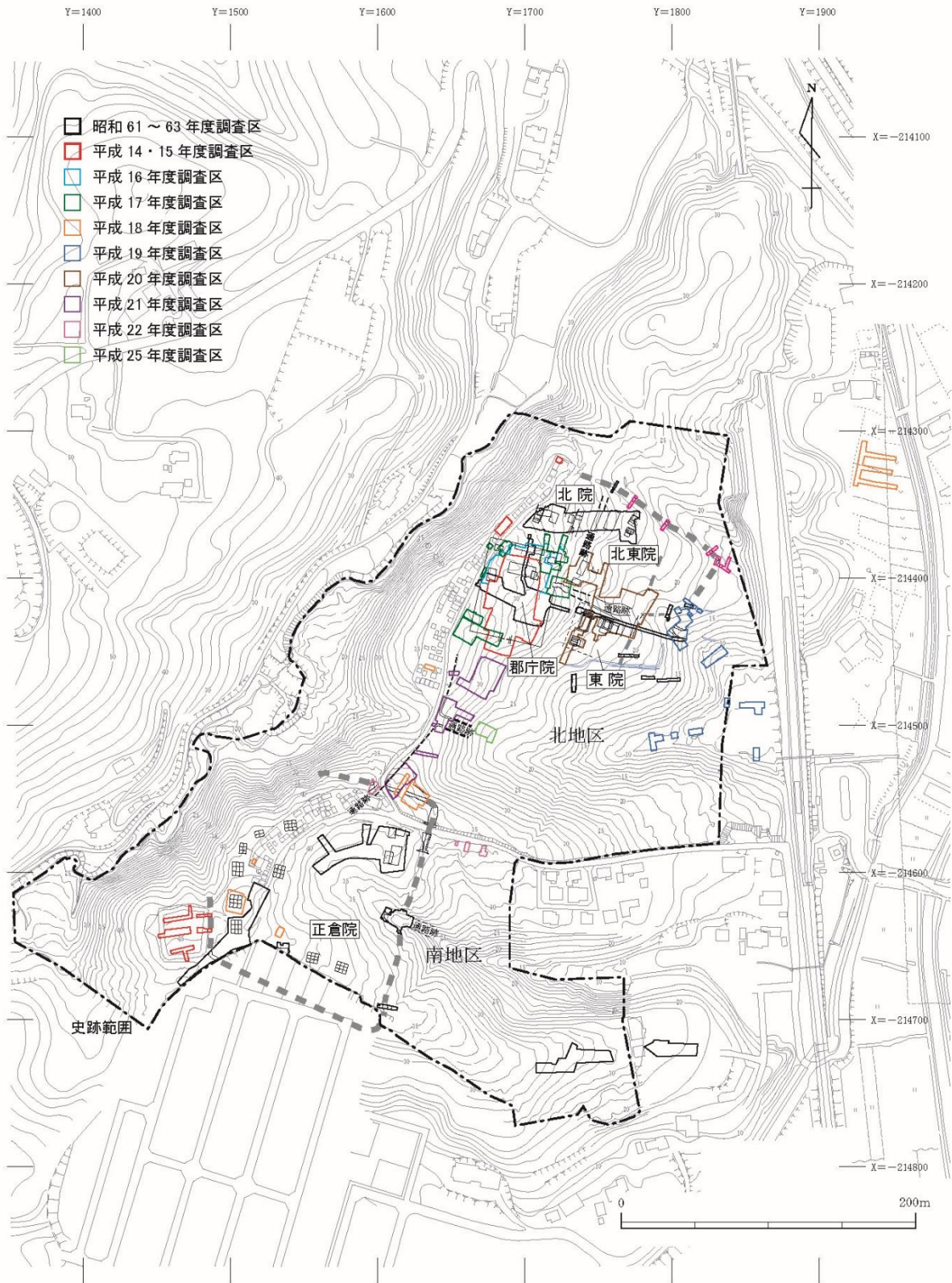
第11図 史跡指定地公有化 区域図

| No. | 年度(平成) | 申請者 | 事業名 | 地区 | 対応 |
|-----|--------|---------|---------|-------|------|
| 1 | 13年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 2 | | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 3 | 14年度 | 亘理町 | 発掘調査 | 南地区 | 確認調査 |
| 4 | 15年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 確認調査 |
| 5 | | 亘理町 | 発掘調査 | 北地区 | 確認調査 |
| 6 | 16年度 | 亘理町 | 発掘調査 | 北地区 | 確認調査 |
| 7 | 17年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 確認調査 |
| 8 | | 下郡契約会代表 | 墓塀改修 | 南地区 | 確認調査 |
| 9 | | 下郡契約会代表 | 墓塀改修 | 南地区 | 確認調査 |
| 10 | | 亘理町 | 発掘調査 | 北地区 | 確認調査 |
| 11 | 18年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 南地区 | 工事立会 |
| 12 | | 下郡契約会代表 | 葬祭場建物撤去 | 中央 | 工事立会 |
| 13 | | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 南地区 | 工事立会 |
| 14 | | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 確認調査 |
| 15 | | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 確認調査 |
| 16 | | 亘理町 | 発掘調査 | 北・南地区 | 確認調査 |
| 17 | 19年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 確認調査 |
| 18 | | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 19 | 19年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 南地区 | 確認調査 |
| 20 | | 亘理町 | 発掘調査 | 北地区 | 確認調査 |
| 21 | 20年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 南地区 | 工事立会 |
| 22 | | 亘理町 | 発掘調査 | 北地区 | 確認調査 |
| 23 | 21年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 南地区 | 工事立会 |
| 24 | | 亘理町 | 発掘調査 | 北地区 | 確認調査 |
| 25 | 22年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 26 | | 亘理町 | 発掘調査 | 南地区 | 確認調査 |
| 27 | 23年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 28 | | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 29 | 24年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 30 | 25年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 31 | | 亘理町 | 発掘調査 | 南地区 | 確認調査 |
| 32 | 27年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 33 | 29年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |
| 34 | | 下郡契約会代表 | 桶置用倉庫設置 | 中央 | 工事立会 |
| 35 | 30年度 | 下郡契約会代表 | 墓石建立 | 北地区 | 工事立会 |

第3表 現状変更実施状況 一覧表



第 1 2 図 現状変更実施状況 位置図



第 13 図 発掘調査区 位置図

(5) 本計画策定の目的と基本方針

① 策定の目的

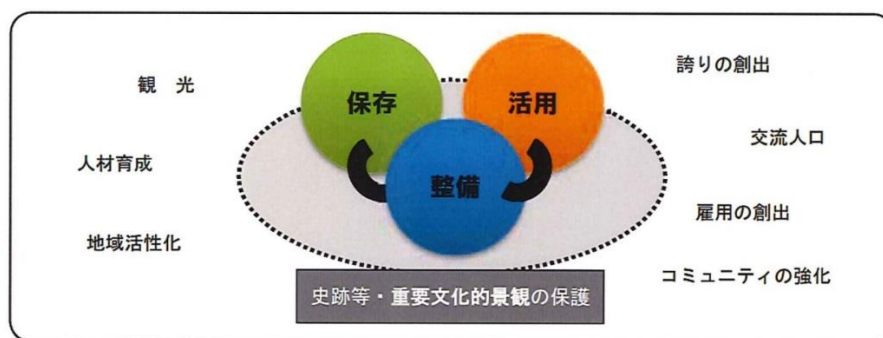
- イ) 震災復興を主な目的とする町の上位計画、関連計画との整合性、一環性を図る。
- ロ) 旧整備基本計画策定後の社会状況の変化等を考慮して計画内容を新たに見直す。
- ハ) 発掘調査総括報告書の最新成果を踏まえた保存管理・整備活用計画を推進する。

② 策定の基本方針

- イ) 歴史環境の保存と継承－良好な保存状態であり、歴史的にも貴重な本史跡を将来にわたって保存し、自然環境と共に継承する。
- ロ) 地域住民に向けた活動の場の提供－周辺地域住民が本史跡を活用して歴史や自然に触れ、交流を図る場を提供する。
- ハ) 地域の歴史学習ができる史跡整備－本史跡の歴史的価値を示す遺構を整備により表現し、訪れた人々が古代官衙の様子や歴史的背景を学ぶことができる場をつくる。

③ 策定の基本概念

- イ) 保存－保存とは、史跡等の本質的価値を現在から未来へと確実に維持継承し、その望ましい状態を創出することである。そのためには、史跡に関する基本情報の把握を行うとともにその本質的価値や構成要素を明確にし、地域住民や来訪者(観光客)に伝え共有することを目指す。
- ロ) 活用－活用とは、地域に生きる人々が史跡等の本質的価値を享受し、それを適切に現代に活かすことである。そのためには、史跡等の本質的価値に応じて望ましい活用の在り方を導き出すことで地域社会を活性化させることを目指す。
- ハ) 整備－整備とは、保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し両者が相乗効果を生み出せるように配慮し、望ましい保存状態と地域社会の活性化を目指す。



第14図 史跡等・重要文化的景観の保護

(「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書／平成27年(2015)3月 文化庁」より転載)

(6) 調査研究の成果

① 研究の歴史

遺跡のある地域では、古くから大きな礎石が並んでいることが知られていた。

江戸時代に仙台藩内各村の様子をまとめた『安永風土記御用書出』の「亙理郡下郡村御用書出」の中には「三十三間堂跡右礎石残居申候処由来並年月共ニ相知不申候事」と書かれており、堂があった場所と考えられていた。

大正時代には、逢隈村(現亙理町逢隈)で編纂した『逢隈村郷土誌』の中に「三十三間堂跡 本村下郡椽山ノ内小松堂跡の北ニアリ礎ノ跡今ニ存ス 由来年月共ニ詳ニナラス 按スルニ人皇四十代ノ頃国造ト將軍ノ居城ノ跡ナルベシ 或又藤原秀衡時代ノ望楼の跡ナランカトモ言フ」との記載があり、小松堂が椽山の南側にあったと記されていた。

さらに昭和6年(1931)、東北帝国大学教授大類伸氏が礎石の配置などを踏査し、三十三間堂は礎石が規則的に配置されていることなどから、古代の仏寺もしくは神社の可能性があると指摘した(第15図)。その後昭和42年(1967)に、志間泰治氏、伊藤玄三氏を中心とする宮城県教育委員会によって測量調査が行われた結果、確認された礎石建物跡は10棟に及ぶことが分かり、採集した土器などから平安時代の寺院だった可能性が示された。昭和53年(1978)に、伊藤玄三氏は三十三間堂遺跡についての再考を発表し、礎石の配置と大きさを検討するとともに、古代の役所があった場所には「郡」の地名が多く、逢隈上郡・下郡はこれにあたりと考えられることから、三十三間堂遺跡は陸奥国日理郡衙であり、礎石は郡衙の正倉跡であった可能性を指摘した。

昭和61年(1986)に、この地域での宅地造成計画に伴い、宮城県教育委員会によって礎石建物跡周辺の発掘調査が行われた。その結果、礎石建物を区画した溝跡や掘立柱建物跡が発見され、郡衙の正倉院である可能性が高くなった。昭和63年(1988)には遺跡北部の調査が行われ、建物跡や溝跡などが数多くみつき、郡庁院をはじめとする郡衙の施設が置かれていたことが分かった。そして北地区を実務官衙域、南地区を倉庫院とする平安時代前半の陸奥国亙理郡衙であることが明らかになった。

② 発掘調査

昭和61年度(1986)から平成25年度(2013)まで行った発掘調査の結果、平安時代の日理郡衙跡に関わる通路跡5、礎石建物跡12、掘立柱建物跡101(建替え含む)、掘立柱塀跡16(建替え含む)、材木塀跡1、竪穴住居跡2、区画溝跡6(掘直し含む)を発見した(第3表)。発見した遺構はおもに平安時代のもので、一部弥生時代のものがある。

遺物は、土師器や須恵器、赤焼土器、陶器、鉄製品などで、官衙における文書事務に使用されたとみられる硯や、墨書土器が数点出土しているが、遺構に伴う遺物は少ない。

イ) 郡庁院と周辺の様相

〈郡庁院〉(第16図)

郡庁院は南北約65m×東西約50mの方形で、掘立柱塀で囲まれている。郡庁院を構成する主要な建物は正殿、西脇殿、正殿後方の北東・北西建物、北辺建物で、これらは計画的に配置されている。郡庁院には3～4時期の変遷があり、4時期目には主要な建物が礎石建物になると考えられる。瓦は出土していないことから、瓦葺きの建物はなかったと考えられる。

区画南辺中央に八脚門(南門)、東辺北寄りに四脚門(東門)が設けられていた。区画施設はほぼ等間隔で並ぶ掘立柱塀に囲まれ、建替えは2度行われており、塀には土を低く盛り上げた低基壇が伴い、両側には雨落溝がつくられた。

院内の主要な建物は、正殿を中心に柱筋を揃えて計画的に造営された。主要な建物は郡庁院の北半に寄せて建てられており、郡庁東門が北寄りに設けられたことや、東脇殿や西門が置かれなかったことは、地形の制約から十分な広さを得ることができなかったことなどが影響しているとみられる。北門は、区画北辺中央に取り付く北辺建物に門を取り付けていた可能性が考えられる。

区画施設と院内の主要建物は、掘立柱式でそれぞれ3時期の変遷が認められた。各施設は計画的に配置されており、建替えは同時に行われたと考えられる。また、北東建物と東門では4時期目が礎石建物であったと考えられ、郡庁院は掘立柱の3時期を経て4時期目に礎石建物となったと考えられる。

掘立柱塀の建替えは3時期確認されており、塀も最終段階には礎石建物となった、または低基壇の上に土台を乗せて柱を立てたことなどが想定される。

このほか、2時期目には院北東部を中心に火災に遭っている。

〈館院一東院・北東院〉

郡庁東門に至る北側通路の南と北、郡庁院の東側、北東側に位置し、東への緩傾斜面につくられた郡庁東院と郡庁北東院は、規模が35～40m四方とみられる。郡衙内の占地、建物配置や向き、主屋の構造・変遷に共通点が多く、計画的に配置されたと考えられる。

東院は四周を掘立柱塀で囲まれ、北東院は西を掘立柱塀で画される。東院の規模は東西34.5m、南北36.0m、北東院は東西30m以上、南北35～40mほどである。主要な建物配置は主屋の南北棟とこれに次ぐ建物で、両院は東を向いていたと考えられる。主屋は地山削出しの基壇を伴い、雨落溝が巡っており、東院・北東院ともに最終段階は礎石建物であったとみられる。

東院の主屋の東側には間仕切りをもつ4間の建物、南側には倉庫とみられる小型建物が置かれた。北東院の主屋の東側には南北2間と東西棟、正面には2×2間の小型建物が置かれた。東院は4時期、北東院は3時期の変遷があり、年代は

9世紀から10世紀前半中心と考えられる。

郡衙で正倉以外の建物が礎石建物となる例はきわめて少ないことから、東院と北東院は本遺跡の中でも格式が高い建物群と考えられる。

〈北院〉

郡庁院の北部に位置し、東側を掘立柱塀で画され、規模は東西50m、南北40mほどとみられる。小型の掘立柱建物跡14棟が確認されており、建替えが3回以上あったと考えられる。このほか、竪穴住居跡が1軒確認されている。

ロ) 正倉院の様相 (第17図)

正倉院(倉庫院)は中央通路の南、郡庁院や曹司から離れた南地区に置かれた。礎石建物跡が10棟、掘立柱建物跡が数棟確認された。区画は、地形の制約を受けた北西部を除いて幅2.0～2.5mの区画溝で囲まれた五角形で、規模は東西が南辺で140m、南北は東辺で156mほどである。入口は東辺中央と北辺に設けられており、東辺は東に延びる通路が取り付き、北辺は郡庁南門と結ばれたとみられる。入口ではいずれも区画溝が途切れるが、門は設けられなかった。

正倉院の建物配置は中央を広場とし、区画溝に沿って南・西・北に礎石倉庫が並び、北東部のみ掘立柱建物で構成される屋が置かれた。礎石倉庫の規模は3×3間が8棟、3×2間が1棟、2×2間が1棟みつかっており、3×3間の礎石総柱倉庫が基本的な形式であったと考えられる。基壇構造は地山を削出して積土した低基壇を伴い、礎石据穴は基壇上から掘込まれ、礎石下には角礫を敷いて根石としている。礎石は安山岩の自然石を使用しており、上面を若干整形したものもある。根石の石材は主として安山岩の角礫を使用したか、花崗岩も認められた。階段や基壇外装は確認できなかった。正倉院では瓦が出土しなかったことから、倉庫建物は板葺か萱葺の可能性が考えられる。

礎石倉庫は、建物規模や建物間の距離から大きく南列、西列に分けられ、南列には「法倉」となる規模の大きい倉庫が置かれたと考えられる。このほか、正倉周辺での火災の痕跡は確認できなかった。

ハ) 亙理郡衙の構造と変遷 (第18図)

郡衙の施設は、中央の大きな沢によって南北に分かれる。北地区には丘陵の平坦面を利用した郡庁院や南北の館院のほか、いくつかの曹司が置かれ、南地区には正倉院が置かれた。

〈構造〉

郡衙と麓をつなぐ通路は、東から入り込む3本の沢を利用してつくられた。中心となる中央通路は、尾根に至ると南北通路と接続するとみられ、これを右折すると郡庁南門、左折すると正倉院北入口に至る。一方、北側通路は、ふもとに近い場所（現、JR常磐線逢隈駅付近）で中央通路から分かれ、郡庁東院を経て郡庁東門に至っており、南側通路は正倉院東入口に至る。また、郡庁北東院と北院の塀の間にも通路があり、沢や尾根筋、建物群を隔てた塀の間を利用してこれらを結んでいたと考えられる。

郡庁院・郡庁東院・郡庁北東院・郡庁北院、および正倉院は幅2m前後の区画溝で囲まれる。

郡庁院の門は、正門としての南門の格式や他の門に対する優位性が求められたことから、南門が八脚門、東門には四脚門とされたと考えられる。

郡庁院は、北地区の中で最も広く平坦面が確保できる場所が選ばれたが、傾斜に逆らって南面させている。また、平安時代の郡庁は正殿正面の前庭を広くとる傾向が認められ、北半に寄った正殿や脇殿以外に北辺建物や北東・北西建物を置き、正殿周辺の建物群により郡庁院の荘厳性を高めたと考えられる。

館院（郡庁東院・北東院）は、郡庁院から一段低い位置にあるが、ふもとから目立つ場所を選び、館院間を通る北側通路からの景観を意識して東向きにつくられた。さらに、郡庁を含む主要建物の周囲は整地や基壇がつけられていることから、郡庁院をはじめとする北地区は東への傾斜面を利用して平坦地が雛壇状に造成され、建物とともに重層的な景観を創り出して郡衙の荘厳性を高めたと考えられる。

正倉院は、郡庁院や曹司から離れた地に置かれ、南地区の平坦面を最大限に利用している。郡庁院よりも高い位置にあり、『倉庫令』の「皆於高燥処置之」という規定に基づくとともに、ふもとの景観を意識し、律令支配の象徴としての正倉を際立たせる意図があったと考えられる。

郡庁院の北は小型の建物や竪穴住居などからなる曹司（郡庁北院）となっており、このほかにもいくつかの曹司が置かれたと考えられる。

正倉院の倉庫10棟の位置や規模・建物間距離をみると、大きく南列と西列に分けられる。両者とも大・中規模倉庫は3棟一組で隣り合うことから、正倉がいくつかの小群に分かれ、群毎に縦または横に整然と建ち並んだ様子を伺うことができる。また、南列には大型の倉庫が置かれており、こうした倉は法倉と呼ばれる中心倉庫であることから、律令支配を象徴する倉として、ふもとの景観も考慮して建てられたと考えられる。建物の規模は3×3間を主体としており、全

国の地方官衙遺跡で確認されている正倉が4×3間、3×3間、3×2間に集中する傾向にあることと共通しており、平面形式と面積についても郡衙遺跡に典型的な総柱高床倉庫といえる。

〈変遷〉

三十三間堂官衙遺跡では、郡庁院には第Ⅰ期から第Ⅴ期以降までの変遷があり、亶理郡衙の施設は第Ⅳ期までの大別4期の変遷が明らかになった。また、その結果は郡庁東院や正倉院の4期変遷に対応し、郡庁北東院は主屋の火災痕跡と建替回数から、他より1段階遅れて第Ⅱ期以降の3期変遷に対応すると考えられた。

第Ⅰ期

平安時代の亶理郡衙創建期であり、北地区に郡庁院や館院(郡庁東院)をはじめいくつかの曹司が置かれ、丘陵頂部付近の主要な院は区画溝で囲まれた。このうち、郡庁院の正殿と館院の主屋はともに5×3間で、地山削出しの低基壇が伴い、第Ⅳ期には礎石化するという高い共通性が認められる。南地区には正倉院が設けられ、区画溝で囲まれた。院内北東部には、掘立柱建物の屋が2～4棟建てられ、南・西・北の正倉小群がつくられたとみられる。年代は9世紀前葉とみられる。

第Ⅱ期

郡庁院や館院、正倉院の屋といった掘立柱建物による主要建物はほぼ同じ位置で建替えられた。郡庁北東院は新設された館院で、郡庁東門への通路を挟んだ北側に設けられた。また、その主屋は郡庁院の正殿などと同じく、地山削出しの低基壇が伴い、第Ⅳ期には礎石化する。正倉院は屋が建替えられた。また、時期は不明であるが本期以降、正倉に中央列が加えられたとみられる。本期末に、郡庁院北東部から北東院主屋にかけての場所で火災が発生した。年代は9世中葉とみられる。

第Ⅲ期

郡庁南門や正殿が縮小し、南館では主屋が梁行2間となり、副屋に替わって向屋が採用された。また、本期の正殿横には地鎮・鎮壇遺構が設けられた。

年代は9世紀後葉とみられ、第Ⅱ期は貞観11年(869)の陸奥国大地震によって火災が発生し、他の建物についても被災したため建替えが必要となり、新たな郡庁正殿や南門は縮小した可能性が考えられる。

第Ⅳ期

郡庁院では北東建物と東門が礎石化し、南館と北館の主屋も礎石化することから、郡庁の主要建物も礎石化すると考えられた。この時期の郡庁区画施設は不明である。創建期以来の大画期であり、年代は10世紀前半以降と考えられる。

第Ⅴ期以降

正倉院を除く各院で小型建物がつくられており、場所によっては数時期の変遷を確認できた。郡庁院では正殿があった場所の南に東西に並んで建っている南北棟建物が同位置で建替えられており、これは正殿の位置を意識して空閑地としてみられるが、第Ⅳ期の礎石建物と想定した正殿、あるいは基壇上に別な建物が建てられた、という可能性も考えられる。いずれにせよ、両建物は正殿の基壇や塀基壇が高まりと認識可能な時期につくられたことから、第Ⅳ期の終末に連続するか、もしくは郡庁廃絶から遠くない時期、10世紀後半～11世紀代とみられる。

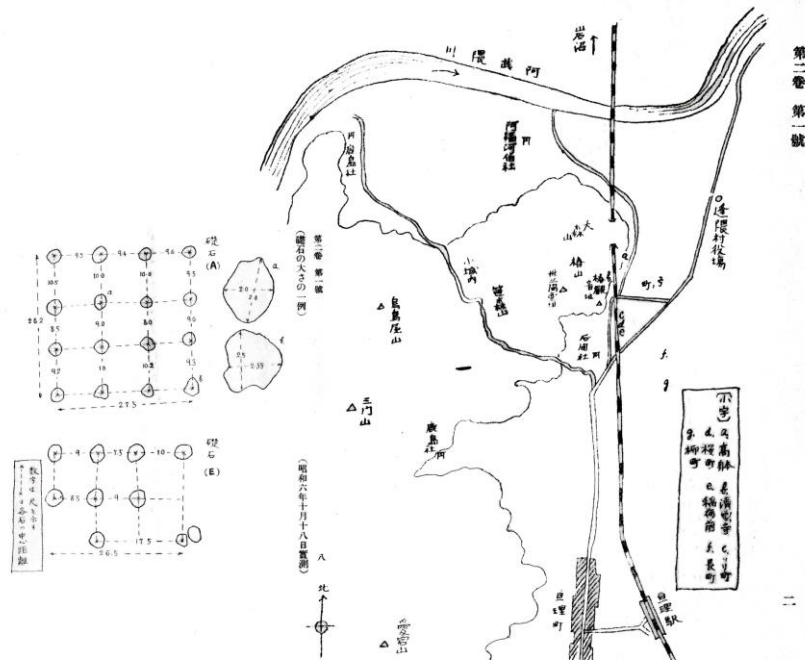
二) 本史跡の歴史的意義

三十三間堂官衙遺跡の発掘調査成果は、郡衙の主要施設である郡庁院・正倉院・館院のほか、実務官衙の様相もある程度明らかになり、全国的にみても郡衙全体の施設構成がよくわかる数少ない例となった。

郡衙は9世紀前半に衰退する例が認められ、こうした傾向は後半に入って顕著となって10世紀前半のうちにほとんどが消滅する。また、正倉以外では礎石建物の例がきわめて少ない。これに対し、本遺跡は9世紀前葉に創建され、郡庁院や郡庁東院・北東院で大別4時期の変遷をとって、10世紀前半以降も存続したことを明らかにできた。これら3院の主要建物は同位置で建替えられ、最終段階に礎石建物になると考えられた。郡衙が10世紀前半以降まで続く継続性、最終段階に主要建物が礎石建物化する点は大きな特徴である。

承平年中(931～938)に成立した『和名類聚抄』によれば、日理(亘理)は「坂本・菱沼・坂芥・日理・望多」の5郷を有した。このうち、亘理周辺から逢隈にかけての地域についてみると、亘理町中心部が日理郷に比定され、逢隈周辺は式内社が4社集中すること、これに加え平安時代の郡衙跡である本遺跡が存在しており、周辺に一定程度の人口が見込まれることから望多郷とみられる。

奈良時代に郡南端(坂本郷)に置かれた日理郡衙が、平安時代に入って郡北端の三十三間堂官衙遺跡の地に置かれたとみられている。そしてこの地は、郡衙や津(亘理町田沢周辺?)、阿武隈川の渡河地点、流路の大きな変換点といったや重要地点が集まり、交通の結節点となったため、式内社が集中して置かれた。また、川向いの東山道と東海道の分岐点には奈良時代から続く交通関係施設の玉前割(駅)があり、時には軍事施設にもなりうる郡衙が移動・新設され、これらが一体となって機能することで、陸上交通と水上交通の最重要地点となっていたと考えられる。



第 15 図 互理郡「三十三間堂遺跡」について (大類伸 1932) より抜粋

| 計画 | 年度 | 回数 | 調査期間 | 調査内容 | 調査面積 (㎡) | 累計調査面積 (㎡) (包蔵地250千㎡比・%) | 遺 要 |
|-------------------------------|------------|------------------|---------------------------|---|------------------|-----------------------------|------|
| 第一次 四次調査 | S61 | 1次 | 11.4~12.22 | 宅地造成工事計画に伴う確認調査 正倉院礎石建物跡と区画溝を確認 | 650 | 650 (0.26) | 国庫補助 |
| | S62 | 2次 | 4.8~6.15 | 正倉院の詳細確認調査 掘立柱建物跡や通路跡確認 | 650 | 1,300 (0.52) | 国庫補助 |
| | S62 | 3次 | 10.16~12.15 | 北地区小松堂館跡の確認調査 建物跡・堀跡等確認 | 1,000 | 2,300 (0.92) | 国庫補助 |
| | S63 | 4次 | 4.18~7.25 | 保存地域確定のための調査、郡庁院の規模・変遷や実務官衙域確認 小松堂館跡を三十三間堂遺跡と一連の遺跡として登録変更 史跡指定への準備・検討 | 1,000 | 3,300 (1.32) | 国庫補助 |
| 平成4年1月21日国史跡に「三十三間堂官衙遺跡」として指定 | | | | | | | |
| 第一次 五ヶ年計画 | H14 | 1年次目 | 11.11~12.13 | 正倉院南西部の土壇状高まりの内容確認調査郡庁院南門等の確認調査 | 1,010 | 4,310 (1.72) | 国庫補助 |
| | H15 | 2年次目 | 9.16~11.5 | 郡庁正殿・南門等の建物・区画施設の配置・構造・変遷の確認調査 | 1,800 | 6,198 (2.48) | 国庫補助 |
| | | | 8.21~25 | 郡庁院区画北西隅 郡庁院区画北西隅墓地建設地区の確認調査 | 70 18 | | |
| | H16 | 3年次目 | 10.4~11.27 | 郡庁院北半の建物・区画施設の配置・構造・変遷の確認調査 | 900 | 7,098 (2.84) | 国庫補助 |
| | H17 | 4年次目 | 7.19~10.14 | 郡庁院北東部・北西部建物、東門、西部・南西部の建物・区画施設等の確認調査 | 790 | 7,887 (3.16) | 国庫補助 |
| | | | | 郡庁院区画北西部墓地建設地区の確認調査 | 9 | | |
| H18 | 5年次目 | 5.15~6.5 | 遺跡北東部(史跡外)アパート建設計画に伴う確認調査 | 460 | 8,827 (3.53) | 国庫補助 | |
| | | 9.4~11.7 | 正倉院の建物・区画溝の配置・構造・変遷の確認調査 | 470 | | | |
| 第二次 五ヶ年計画 | H19 | 1年次目 | 9.18~11.7 | 東側官衙域に関連する区画施設・通路等の確認調査 | 700 | 9,527 (3.81) | 国庫補助 |
| | H20 | 2年次目 | 9.2~12.2 | 郡庁東院建物・区画施設等の規模・配置・変遷の確認調査 | 1,500 | 11,027 (4.41) | 国庫補助 |
| | H21 | 3年次目 | 10.19~11.27 | 北東部区画施設の確認調査 | 1,000 | 12,027 (4.81) | 国庫補助 |
| | | | | 郡庁院南部通路跡の確認調査 | | | |
| | H22 | 4年次目 | 11.10~12.21 | 郡庁院・正倉院間連絡通路等の確認調査 | 200 | 12,227 (4.89) | 国庫補助 |
| | H23 H24 | 東日本大震災の影響により調査中止 | | | | | |
| H25 | 5年次目 | 12.3~H26.1.23 | 遺跡中央部の通路・区画施設等の確認調査 | 150 | 12,237 (4.90) | 国庫補助 | |

第 4 表 発掘調査実績一覧表



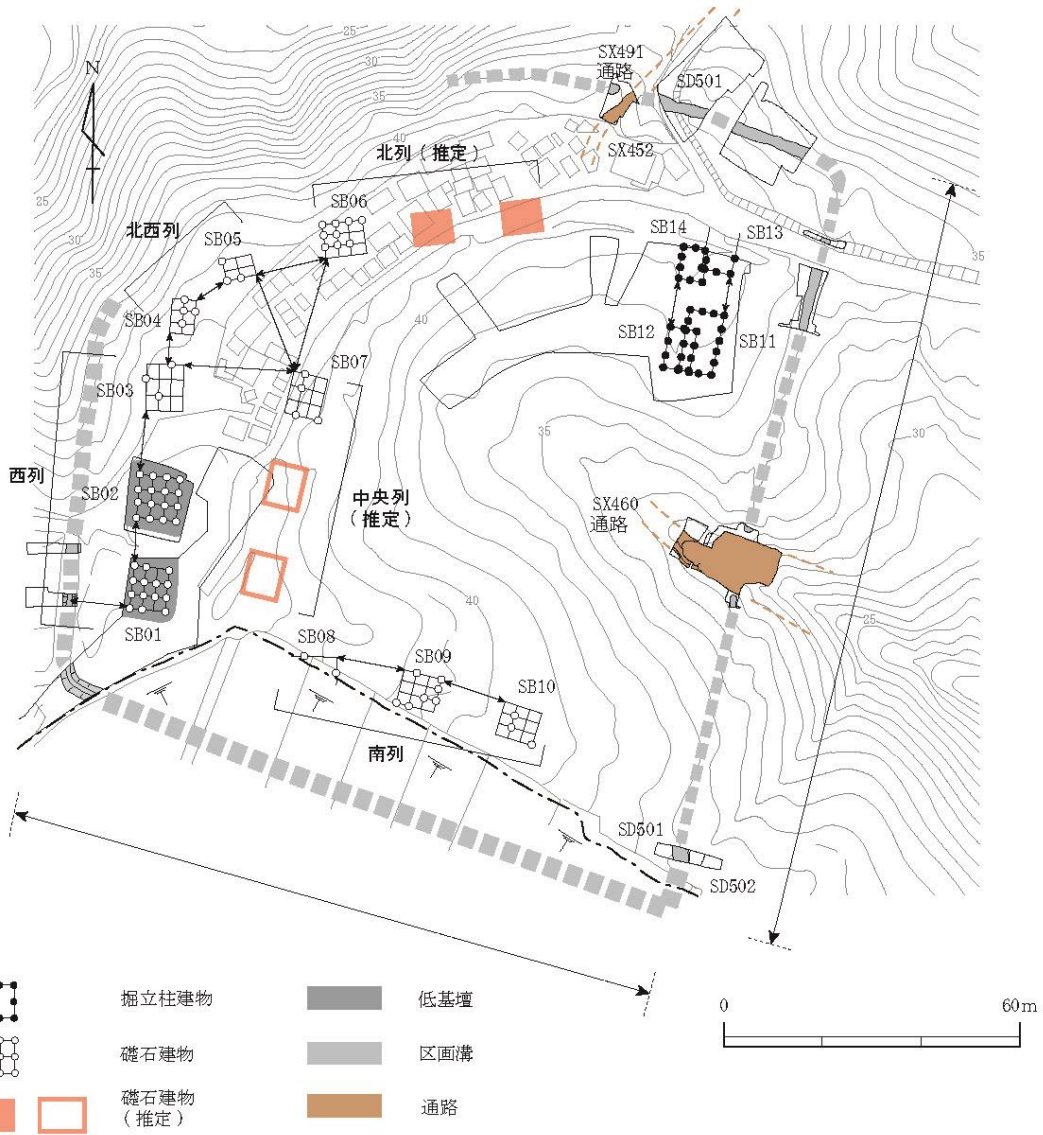
図版12 郡庁院 全景 (空中写真 南より／平成15～16年度(2003～2004)調査区を合成)



図版13 郡庁東院 全景（空中写真 北から）



図版14 郡庁北院 全景（西から）



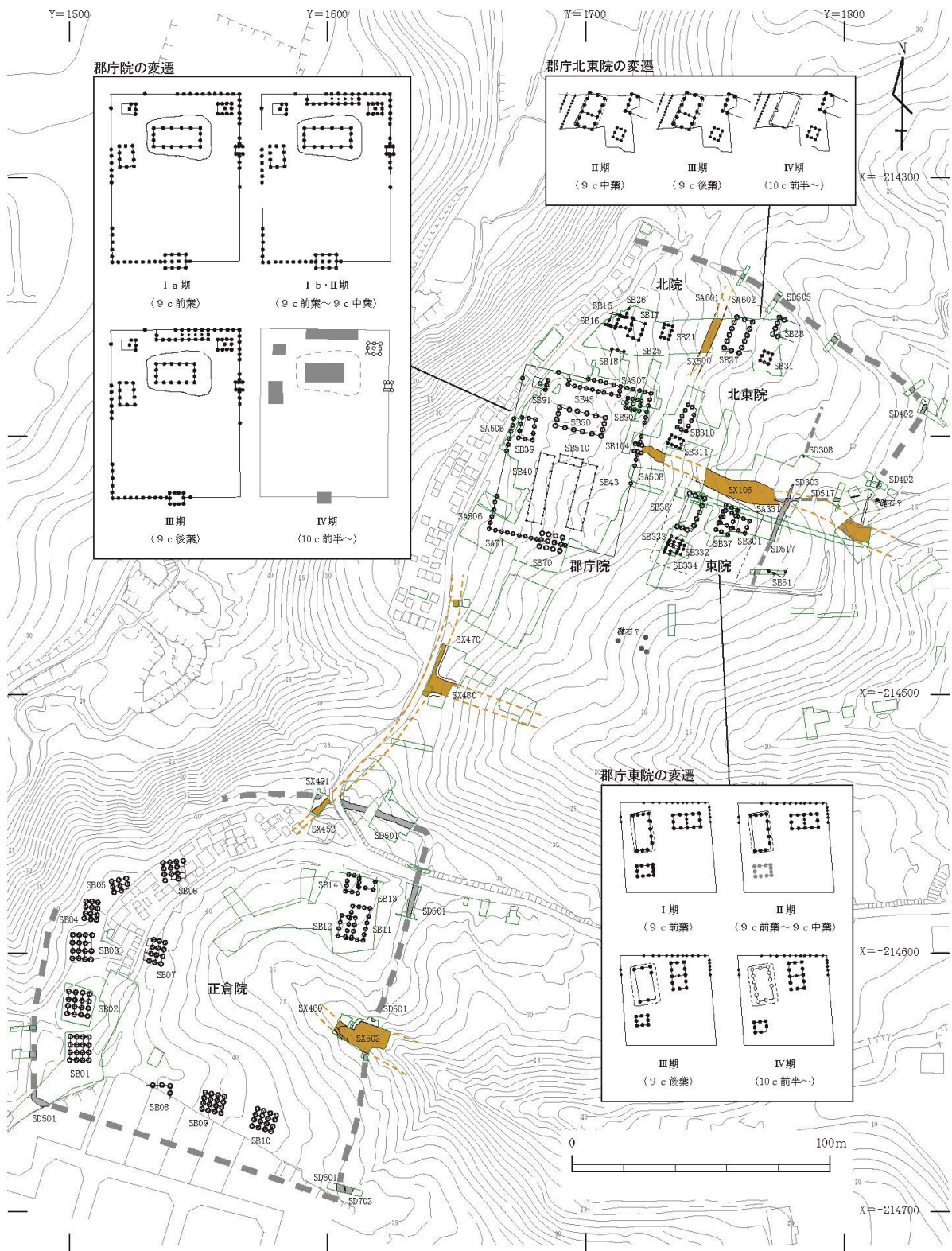
第 17 図 日理郡衛正倉院の構成



図版 15 SB02 礎石建物跡 (南より)



図版 16 SB11・12 掘立柱建物跡 (南より)



第18図 日理郡衙の変遷

2. 保存管理計画

(1) 保存管理の現況と方針

① 保存管理の現況

本史跡内において、発掘調査後は土や砂で埋め戻して現状復旧し、保存管理を行っている。道路・墓地以外は草木が繁茂する状況であるため、年に2、3回程、南地区正倉院周辺と北地区郡庁院周辺、JR逢隈駅西隣接地区で草刈等の環境整備を行っている。

また、丘陵頂部(遺跡内)には古くから逢隈下郡地区共同墓地が設置されており(土地は町所有・管理は下郡地区契約会)、史跡指定後の協議により墓地建設は区画済み範囲内でのみとし、文化庁・県への現状変更許可を経て実施することとしており、必要に応じて町教育委員会が発掘調査・工事立会等を行っている。史跡整備に伴う墓地との関わりについては、並存を図りながら整備事業を実施する予定であるが、整備計画策定にあたり、改めて検討・協議を行う必要がある。

このほか、近年史跡や周辺地区でのイノシシ等動物の目撃や被害があることから町関係課と協議の上、防護柵の設置等対応を行っているが、今後も対策についての検討が必要である。

本史跡周辺では近年宅地化が進行していたところであるが、重ねて東日本大震災により町東部の沿岸部を中心に甚大な被害を受けたため、居住地・店舗等を町中心部以西に求める住民が更に増加し、JR逢隈駅周辺の宅地化や上下水道等の整備事業が継続的に進められている。

② 本史跡の本質的価値

◆ 郡衙の主要施設の構成や変遷が分かったこと

遺構が良好に保存されていたことから、平安時代の東北地方の郡衙構成が分かる調査成果が得られた。

◆ 郡衙が10世紀代まで存続し、最終段階まで礎石建物を取入れたこと

多くの郡衙が9世紀以降急速に衰退していく中で、本史跡は9世紀前半から10世紀代まで存続していた。

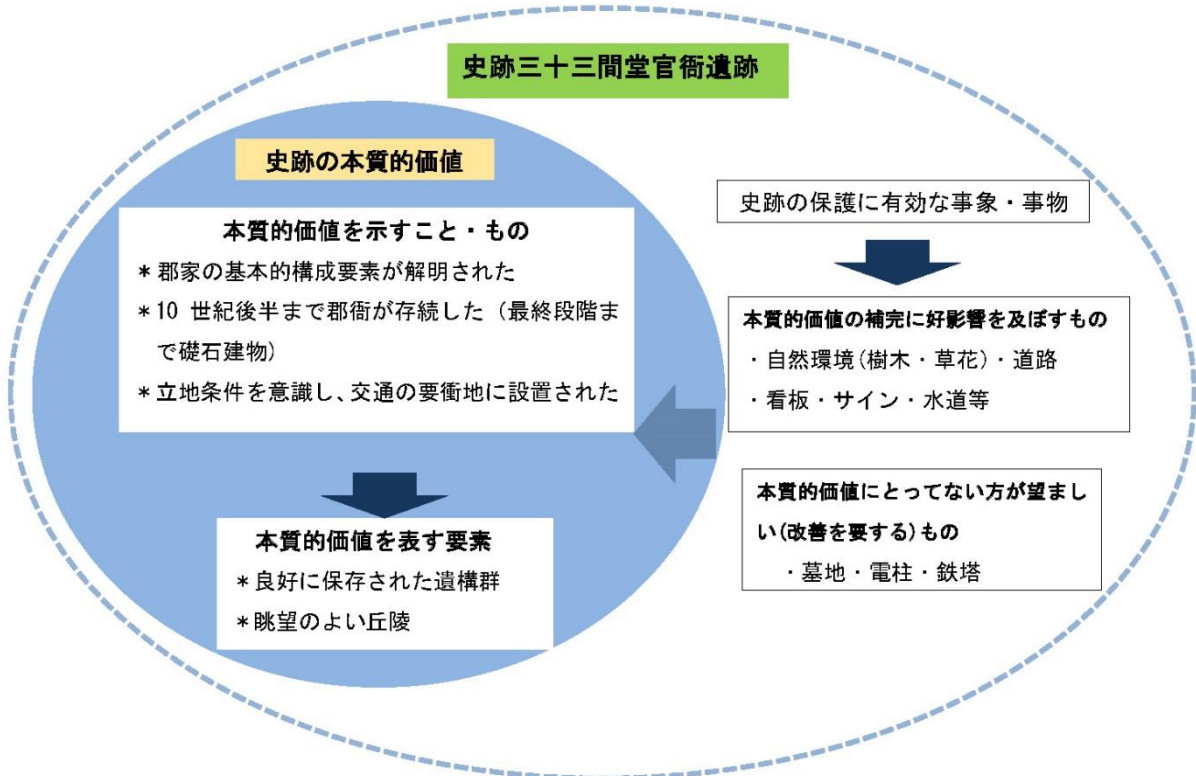
◆ 交通の要衝地であり、眺望が良い場所に設置されたこと

郡衙の機能として必要な陸上・水上交通の要衝であり、施設配置が可能な丘陵上に設置された。

③ 本史跡を構成する要素

イ) 本質的価値を構成する要素

- *良好に保存された遺構—郡庁院、正倉院、実務官衙(曹司)などの遺構群
 - *本史跡が立地する環境—地形及び河川・海、平野を見下ろす丘陵からの眺望
- ロ) その他の構成要素
- ロ) —1 本史跡の本質的価値を構成する史跡の保護に有効な要素
 - *樹木・草花などの自然環境
 - *説明板や案内板等史跡内情報表示物
 - *史跡への導入路兼周辺住民の生活道路、墓地への進入路
 - *水道等の設備
 - ロ) —2 本史跡の本質的価値にとって無い方が望ましい(改善を要する)もの
 - *墓地・鉄塔・電柱等の工作物



第19図 本史跡を構成する要素 概念図

③ 保存管理の基本方針

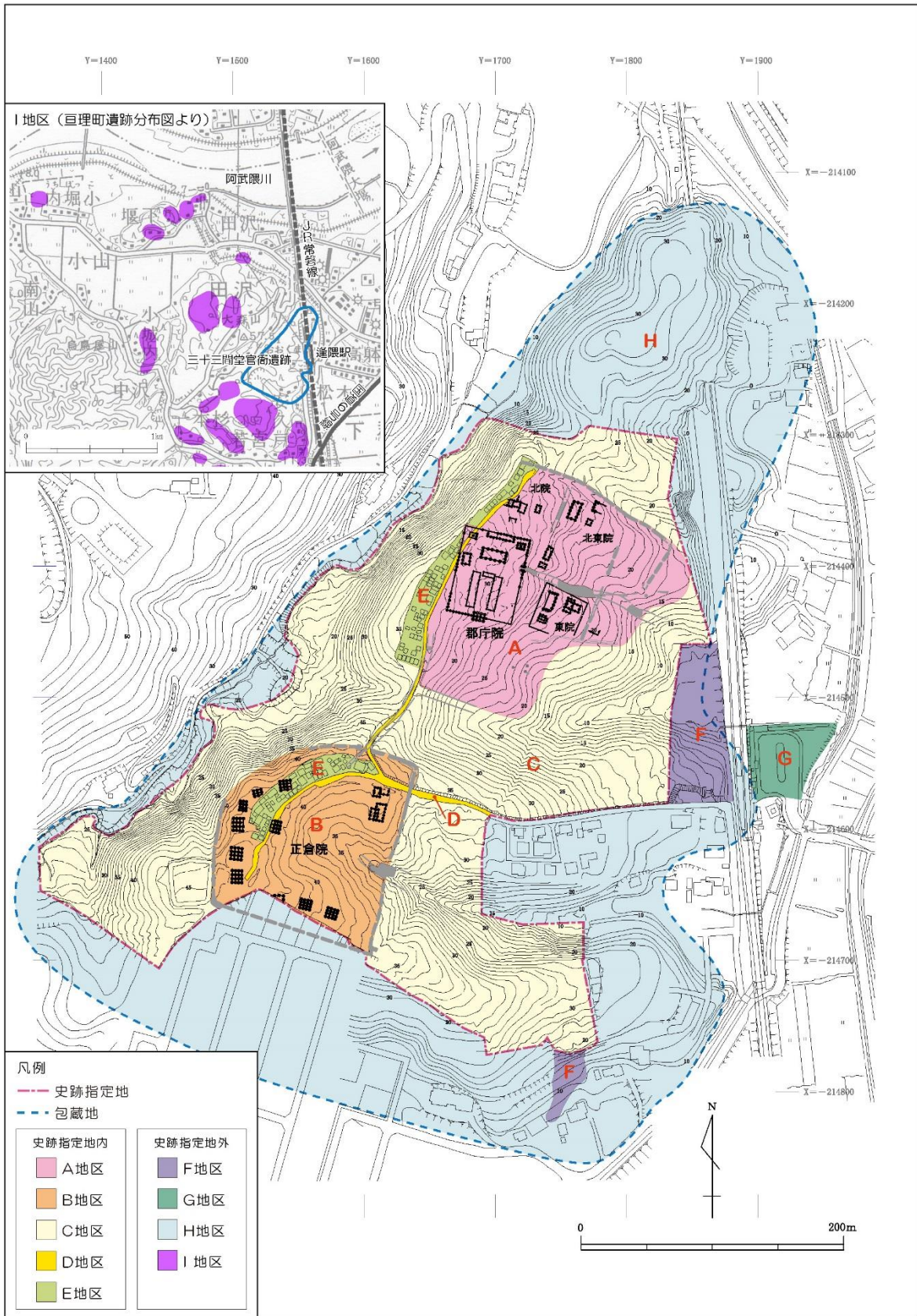
本史跡指定地内は既に公有化が完了していることから、本整備基本計画には保存及び活用に係わる計画を盛り込んだ形で策定を進める。また、保存管理計画では史跡指定地内を主な対象とするだけでなく、関連する史跡指定地外の包蔵地や周辺遺跡等についても計画の対象とする。

- イ) 本史跡の持つ本質的価値を広く社会に伝え、本町の歴史的資源として後世に継承するため、史跡の適切な保存管理を図る。
- ロ) 本史跡の歴史的価値を体感して学ぶことができ、地域に根ざした整備事業を進めるため、保存と活用の効果的な融合を目指す。
- ハ) 整備事業実施に際しては、必要に応じて保護盛土等による遺構の保存や立地する丘陵部の緑地管理や排水施設の設置による保全を前提として、史跡の本質的価値及び付加的価値の保護に十分に配慮しつつ、活用についても効果的な促進を図る。

| 地区 | 地区の概要 | | 保 存 | | 発掘調査 | 整備・活用 | 維持管理 |
|-----|-------------|---|---|-------------|--|---|--|
| | | | 現状変更取扱い基準 | 土地公有化 | | | |
| A地区 | 郡庁院等 | 発掘調査により郡庁院等主要遺構の存在が確認されている地区。既発掘調査地と未発掘調査地がある。 | *原則として、史跡の保護と継承に係る場合のみ認めるものとし、発掘調査や樹木の植栽・伐根については整備等で必要な場合のみ、遺構の保護と景観に配慮することを前提として認める。 | 公有化済 | 必要に応じて追加調査・再調査を行う。 | 本事業計画に基づき、当該地区を対象とした整備第2次5ヵ年計画において優先的に遺構平面表示等の整備を行い、歴史学習等への活用を図る。 | 遺構表示範囲を中心に、園路管理や除草等来訪者の快適性に配慮した維持管理を行う。 |
| | | 既発掘調査地 | | | | | |
| | | 未発掘調査地 | | | | | |
| B地区 | 正倉院 | 正倉の礎石が良好に残存され、発掘調査により正倉院の規模や構造等が確認されている地区 | | 公有化済 | 必要に応じて追加調査・再調査を行う。 | 本事業計画に基づき、当該地区を対象とした整備第1次5ヵ年計画において優先的に露出遺構（礎石建物跡）等の整備を行い、歴史学習等への活用を図る。 | 露出遺構である礎石建物跡周辺を中心に、園路管理や除草等来訪者の快適性に配慮した維持管理を行う。 |
| C地区 | 急傾斜面（既存緑地等） | 郡衙が立地する丘陵の自然地形や植栽等自然環境が保存されている地区。指定以前より設置されている高圧送電線鉄塔・電柱等の生活工作物がある。 | *原則として、史跡の保護と継承に係る場合のみ認める。樹木の植栽・伐採については整備計画の範囲で行うものとする。 *既存の水道管工事等生活にかかるものは、遺構の保存と景観への配慮を前提として認める。 *工作物については、原則として整備等に関わるもの以外は認めない。但し、既存の工作物は撤去・修理・修復のみ認める場合がある。整備等に影響がある場合、管理者との協議を経たものは認める。 | 公有化済 | 必要に応じて調査。遺構が確認された場合は保存のための協議を行う。 | 園路・散策路の整備を行うとともに、立地環境の保全と良好な既存広葉樹林地として間伐・整枝等により修景を行い、里山的活用を図る。工作物については事業に影響が出る場合、管理者と協議を行ったうえで事業を進める。 | 除草・枯枝伐採等の維持管理を行う。工作物については管理者が定期的な点検等の維持管理を行う。 |
| D地区 | 道路 | 史跡への導入路であり、指定前から墓参り・通学等に利用されている生活道路。 | *整備等に係る場合は認める。また、補修や既存の水道管工事等生活にかかるものは、遺構の保存と景観への配慮を前提として認める場合がある。 | 町道・町有地 | 整備等事業に際し必要に応じて調査を行う。 | 史跡内主要連絡道路として再整備を行い、地域住民の生活用・史跡管理用道路としても活用を図る。 | 来訪者が快適に史跡を訪れることができるよう維持管理を行うとともに、生活道（町道）として利用する地域住民や墓地利用者にも配慮する。 |
| E地区 | 墓地 | 明治時代から建立され、下郡地区契約会管理墓地。北と南に分かれて設置。 | 原則として、契約会管理地内での事業のみ申請・協議を経て認めるが、史跡の保存に影響が出る場合は計画変更等の協議を行い判断する。 | 町有地（指定以前より） | 現状変更申請時に必要に応じて調査。遺構が確認された場合は保存のための協議を行う。 | 整備事業に影響が出る場合は計画変更等の協議を行い、保存・活用を図る。 | 墓地区画内の管理は下郡契約会が行う。墓地と重複する範囲での礎石等遺構の維持管理については町教委が行う。 |

注) 地区区分はP44～48の保存管理計画地区区分による。

第5表 保存管理等の基本指針一覧表



第20図 保存管理計画 地区区分図



図版 1 7 史跡指定地及び周辺地 全景（空中写真 南より）

（2）保存管理の地区区分と基本指針

上記の考え方に沿って以下のような地区区分を行い、各地区の保存及び活用に向けた基本指針を定めることとする。

① 史跡指定地内

イ) 地区区分

A地区(郡庁院等)…発掘調査により、郡衙の実務施設である郡庁院・館院などの施設が確認されている地区。

*既発掘調査地

既に発掘調査がほぼ終了しており郡庁院等に関する発掘調査を中心とした研究成果が得られている土地。

*未発掘調査地

比較的平坦であることや、周囲の調査成果から、建物跡・区画溝等の関連遺構が想定される土地。

B地区(正倉院等)…当時の正倉の礎石が良好に残存し、正倉の配置と共に正倉院の規模や構造が直接的に理解できる地区。

C地区(丘陵斜面)…郡衙の立地する丘陵の自然地形が残る斜面部で、通路遺構等の存在が想定される他、良好な緑地が広がる地区。

D地区(既存道路)…史跡指定前から存在し、史跡指定地の保存管理及び地域住民の生活道路や墓参り等に利用されている道路。

E地区(墓地)…史跡指定地内に明治時代からある下郡地区契約会管理墓地。北墓地と南墓地に分かれる。

ロ) 各地区の保存管理等基本指針

A地区…*既発掘調査地

・保存管理

発掘調査が最も進んでいる地区で、現況は発掘調査後に埋め戻しを行い更地となっている。史跡整備実施までは、定期的な草刈等の環境整備を行いながら活用を図る。

・発掘調査

発掘調査はほぼ終了しているが、史跡整備の実施に際して更なる確認が必要な場合は追加調査を行う。

・整備活用

郡庁院等については、亘理郡衙の中心施設として、遺構表示を中心とした史跡整備を実施し活用を図る。

*未発掘調査地

・保存管理

現況は緩やかな斜面で草木が生育していることから、定期的な草刈等環境整備を実施し、良好な草木地として維持管理を行う。

山林内で人目につきにくい地区であることから、安全管理に充分配慮する。

・発掘調査

発掘調査は、一部で実施されているが、以下のような課題が残されている。史跡整備の実施に際しては、各エリアで必要に応じて以下の追加調査を行う。

[郡庁北院]

㉑ 東辺以外の区画施設を確認して、院の規模を確定する。

㉒ 院の塀に取付く門の位置と構造を確認する。

③ 院内を調査して建物構成とその変遷を確認する。

[郡庁北東院]

④ 主要建物が4時期とまらないか、柱穴の再検討を行う。

⑤ 西辺以外の掘立柱塀を確認して院の規模を確定する。

⑥ 塀に取付く門の位置と構造を確認する。

⑦ 院内の東と南の位置を調査して建物構成とその変遷を確認する。

[郡庁東院]

⑧ 東院を囲む掘立柱塀の南辺を確認して東院の規模を確定する。

⑨ 東院の塀に取付く門の位置と構造を確認する。

⑩ 東院南半を調査し、建物構成とその変遷を確認する。

[その他の曹司]

⑪ 各院以外の平坦面を調査して建物構成とその変遷を確認する。

・整備活用

郡庁院周りの各院については、史跡整備の実施に際して必要が生じた場合は追加調査を行い、遺構保存と遺構表示を中心に活用を図る。

B地区…・保存管理

A地区同様、発掘調査が進んでいる地区であり、本史跡のシンボルともいえる正倉の礎石が良好な保存状態で残存していることから、優先して礎石等の遺構保存と遺構表示・園路整備等を中心に行い、定期的な環境整備を行いながら活用を図る。

またこの地区は、史跡への南側出入口ともなることから、南側団地住民の理解と協力を得るようにする。また、近年史跡内でイノシシ等野生動物が確認されていることから、史跡の保存・安全管理にも十分配慮する。

・発掘調査

発掘調査は、大半が実施されているが、以下のような課題が残されているため、史跡整備の実施に際しては、必要に応じて追加調査を行う。

[正倉院]

⑫ 正倉郡の北側と中央列の建物を調査し、正倉の構成を確定する。

⑬ 院内北東部を調査して、屋の構成と変遷を明らかにする。

・整備活用

良好に遺存している正倉群の礎石や周辺景観を最大限に活かした史跡整備を計画し更なる活用を図る。

C地区…・保存管理

現況は樹木が林立し、良好な緑地を形成している。必要な箇所について枯枝伐採等環境整備を行いながら、緑地修景・安全管理に努める。特に西側

は急傾斜の範囲が多いことから、安全管理により留意する。

- 発掘調査

地形形状から建物遺構等は存在しないと想定されるが、当時の通路等が確認されている箇所もあり、以下のような課題が残されているため、史跡整備に際しては、必要が生じた場合のみ追加調査を実施する。

[正倉院]

③ 郡衙と外部を結ぶ通路の位置を確定して変遷を把握する。

- 整備活用

良好な緑地の保全と持続的な管理を実施しつつ、可能な範囲で歴史公園としての遺構表示や当時の通路の再現を行う。また、園路や管理用道路の設置や便益施設等来訪者の利便性を確保し、更なる活用を図る。

D地区…・保存管理

史跡指定地内唯一の道路で、史跡の保存管理等に支障が生じないように、持続的な維持管理を行う。

- 発掘調査

A～C地区に係わる発掘調査に関連して必要が生じた場合に実施する。

- 整備活用

史跡の保存管理や整備活用に係わる基幹道路、また地域住民の生活道路として史跡景観に配慮しつつ整備を行う。

E地区…・保存管理

A地区・B地区に係る墓地であり、土地所有は亘理町となっている。平成14年度の取り決めにより、現在管理区域としている下郡契约会管理地内でのみ墓石建立等を行うこととしている。墓石建立などの現状変更の際は、これまでと同様に宮城県・文化庁との協議を行って計画を進める。

- 発掘調査

必要に応じて現状変更に伴う発掘調査を実施する。

- 整備活用

当地区の現状変更に際しては、景観にも配慮しながら遺構保存に努める。また、周辺地区の史跡整備に際しても墓地の存在を考慮した計画とする。

② 史跡指定地周辺

イ) 地区区分

【指定地外遺跡包蔵地】

F地区…史跡の公有化に伴い、史跡隣接地としての利活用を想定して公有地化した地区で逢隈駅西地区と南地区がある。それぞれ土地の形状や環境に課題がある。発掘調査は逢隈駅西地区の一部で実施しているが、遺構は確認されていない。

G地区…JR逢隈駅周辺地区。JR逢隈駅は現在無人駅であるが、史跡への導入路や案内施設設置等利活用を図ることが見込まれる地区。

H地区…史跡指定地の隣接地で畑・山林・宅地・道路・水路・JR逢隈駅と鉄道軌道からなり、史跡関連遺構や別時代遺構確認の可能性のある地区。

【指定地外周辺地域】

I地区…本史跡周辺で遺跡が分布するエリアで、横穴墓群や集落など関連遺構発見の可能性が考えられる地域。

ロ) 各地区への対応指針

【指定地外遺跡包蔵地】

F地区…現況は草木が繁茂する斜面または平坦地で、駐車スペースや史跡への導入口としての利活用が見込まれる地区であるが、現状では利活用しづらい地形や範囲であることから、検討が必要である。民家も近く、また未調査の範囲も多いことから、確認調査の実施や近隣住民との協議を図りながら慎重に計画を策定し、安全に配慮して活用を図る。

G地区…駅に隣接した史跡というメリットを活かすため、町関係部局やJR等と検討・協議を行い、利活用を図ることができるよう計画を策定する。また、現在無人駅であり、駐輪場は指定管理により運営されていることから、関連整備後の管理について充分検討を行う。

H地区…宅地化等により既に削平されている範囲もあるが、史跡関連遺構または別時代の遺構分布の可能性のあることから、開発計画があった場合は協議・手続きを行い、必要に応じて発掘調査を行った上で事業者や住民に理解を求めながら事業を進める。

【指定地外周辺地域】

I 地区…本遺跡周辺に分布する遺跡において関連遺構が発見される可能性があるため、開発計画があった場合は協議・手続きを行った上で、事業者や住民に理解を求めながら慎重に事業を進める。



図版18 A地区／郡庁院等（東より）



図版19 B地区／正倉跡（南より）



図版20 C地区／既存緑地（空中写真 北より）



図版21 D・E地区／既存道路・北墓地（南より）



図版22 F地区／逢隈駅西（南東より）



図版23 G地区／逢隈駅東（北西より）

3. 整備活用計画

(1) 整備計画

① 全体計画

本史跡は全国的に見ても極めて保存状態の良い郡衙遺跡であり、亶理郡のみならず東北地方の歴史を知るうえで重要な遺跡である。また、雑木林や草地在り広がる里山としても良好な環境が保たれている。このような本史跡の保存・継承を図るとともに整備・活用を進めて歴史的価値と魅力を広く周知し、地域のみならず広く人々に親しまれる史跡となることを目指す。

イ) 基本方針

立地条件や現在の状況など、本史跡を取り巻く様々な環境を踏まえ、本基本計画策定のための基本方針を以下のとおり定める。

◆ 歴史環境の保存と継承

様々なかたちで地域に受け継がれてきた歴史遺産は、生活環境や地域文化の形成にも大きな意味と価値を持っている。

亶理の歴史や風土を守り育てるため、このような歴史遺産の一つである本史跡を保存し、その背景となる自然環境とともに何世代にもわたり継承する。

◆ 地域の歴史学習への活用

学校教育や生涯学習のなかで地域独自の歴史や文化を学ぶことへの関心が次第に高まっていることを踏まえ、知識として学ぶだけでなく、当時の亶理郡周辺の社会状況や人々の生活の様子を実感できる生きた歴史の体験や学習の場所として効果的に活用できる整備や関連事業を進める。

◆ 歴史観光やレクリエーションなどへの活用

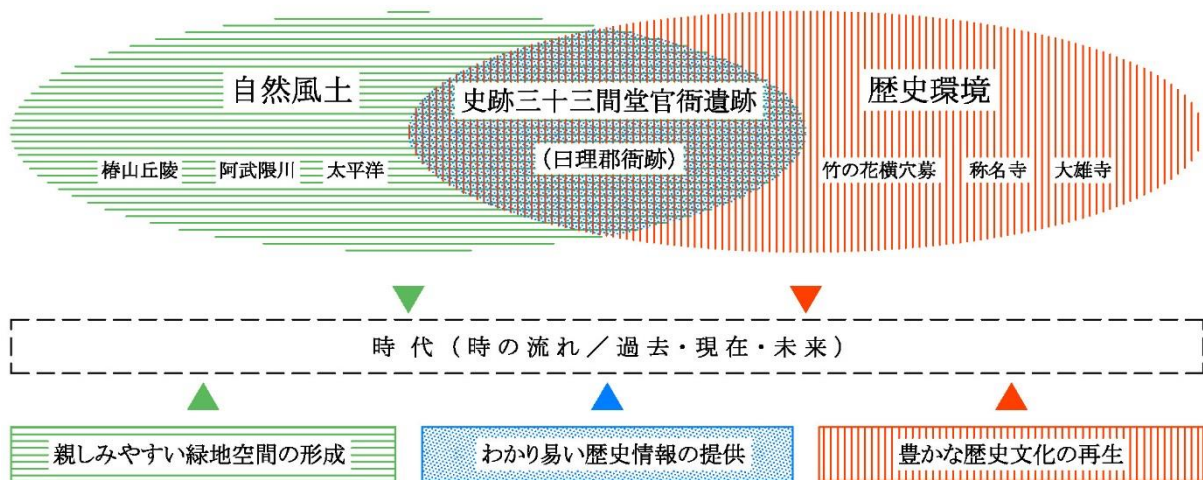
本史跡と、延喜式内社である安福河伯神社や、亶理領主伊達氏歴代墓所をはじめとして町内に数多く点在する貴重な歴史遺産を相互にネットワーク化

することにより相乗効果を高め、歴史観光資源としての掘り起こしを図る。

また、周辺地域の文化施設や優れた自然景観等で親しまれている観光地とも関連させることにより、日常的なレクリエーションの場としての利用にも十分に配慮することで、亘理の歴史や風土を気楽に体感できるような活用事業を促進する。

ロ) 基本理念・コンセプト

【自然風土と歴史環境の調和】



第21図 基本理念・コンセプト 概念図

◆ 基本理念

【自然風土と歴史環境の調和】

様々な開発や自然災害により日々変化する環境の中で、亘理の歴史や風土を見つめ直す場所として、本史跡は重要な位置を占めると考えられる。

史跡の特性を活かした歴史的な環境の整備を進めるとともに、自然や地域文化との調和を図り、四季の移り変わりを背景とした日常の暮らしの中でも、当時の歴史を感じられるような空間形成とその保存活用を目指す。

◆ 基本コンセプト

【豊かな歴史文化の再生】

* 遺跡の特性や立地条件を活かしながらか歴史的な環境を整備し、保存・継承を図る。

* 史跡の立地する自然環境やその歴史的価値を活かし、亘理固有の風土や歴史の積重ねを感じられるようにする。

【わかりやすい歴史情報の提供】

- * 亘理郡衙の歴史的な位置付けや性格、役割等に関する情報提供を行う。
- * 亘理郡衙施設の規模・構成等が直接的に体感できる遺構表現を行う。
- * 亘理郡衙で働いていた人々の仕事や生活に係わる遺物等により、当時の様子等の再現表示を行う。

【親しみやすい緑地空間の形成】

- * 史跡整備に芝生広場や緑陰などレクリエーションの場を取り入れ、日常的に誰もが気軽に憩えるようにする。
- * 四季折々の広葉樹林の移り変わりや史跡内移動時の連続的な景観の移り変わりにも配慮し、歴史学習や日常的散策をより楽しめるようにする。
- * 既存の広葉樹林を出来るだけ保全しながら修景し、里山的な季節感や生活感のある緑地空間を育成する。

ハ) 整備計画地区区分

整備活用計画に係わるゾーニング及び各地区を対象とする整備活用指針については、2. 保存管理計画の項で記載した地区区分に準じるものとする。

なお、具体的な整備活用事業の主な対象となる史跡指定地及び関連地区の地区区分について再記載すると以下の通りである。

◆ 史跡指定地内

【A地区(郡庁院等)】

発掘調査により、郡衙の実務施設である郡庁院・館院などの施設が確認されている地区。

*** 既発掘調査地**

既に発掘調査がほぼ終了しており郡庁院等に関する発掘調査を中心とした研究成果が得られている地区。

*** 未発掘調査地**

比較的平坦であることや、発見遺構の状況から、建物跡・区画溝等の関連遺構が確認される可能性がある地区。

[整備活用の指針]

郡庁院については、亘理郡衙の中心施設として、遺構保存と遺構表示を中

心に史跡整備を実施し活用を図る。

郡庁院周りの各院については、史跡整備の実施に際して必要が生じた場合は追加調査を行い、遺構保存と遺構表示を中心に活用を図る。

【B地区(正倉院)】

当時の正倉の礎石が良好に残存し、正倉の配置と正倉院の規模や構造が直接的に理解できる地区。

[整備活用の指針]

良好に遺存している正倉群の礎石や周辺景観を最大限に活かした史跡整備を計画し更なる活用を図る。

【C地区(丘陵斜面)】

郡衙の立地する丘陵の自然地形が残る斜面部で、通路遺構等の存在が想定される他、良好な緑地が広がる地区。

[整備活用の指針]

良好な緑地の保全と持続的な管理を実施しつつ、可能な範囲で当時の通路の再現を行うとともに、園路や管理用道路の設置、また便益施設等を適宜配置して来訪者の利便性を確保し、更なる活用を図る。

【D地区(既存道路)】

史跡指定前から存在し、史跡内の保存管理及び地域住民の生活道路や墓参り等に利用されている。

[整備活用の指針]

史跡の保存管理や整備活用に係わる基幹道路に位置付け、また地域住民の生活道路として史跡景観に配慮しつつ整備を行う。

【E地区(墓地)】

史跡指定地内に明治時代から設置されている下郡地区契約会管理墓地。北墓地と南墓地に分かれる。

[整備活用の指針]

当地区の現状変更に際しては、景観にも配慮しながら遺構保存に努める。
また、周辺地区の史跡整備に際しても墓地の存在を考慮した整備を行う。

◆ 指定地外地区

【F地区】

史跡の公有化に伴い、史跡隣接地としての利活用を想定して公有地化した地

区で、逢隈駅西地区と南地区がある。それぞれ土地の形状や環境に課題がある。発掘調査は逢隈駅西地区の一部で実施しているが、遺構は確認されていない。

[整備活用の指針]

現況は草木が繁茂する斜面または平坦地で、駐車スペースや史跡への導入口としての利活用が見込まれる地区であるが、JR常磐線逢隈駅や民家も近く、また未調査の範囲も多いことから、協議・確認調査の実施やJR・近隣住民等との協議を図りながら慎重に計画を策定し、安全に配慮して活用を図る。

【G地区】

JR逢隈駅周辺地区。JR逢隈駅は現在無人駅であるが、史跡への導入路や案内施設設置等利活用を図ることが見込まれる地区。

[整備活用の指針]

駅に隣接した史跡というメリットを活かすため、町関係部局やJR等と検討・協議を行い、利活用を図ることができるよう計画を策定する。また、現在無人駅であり、駐輪場は指定管理により運営されていることから、関連整備後の管理について充分検討を行う。

② 個別計画

イ) 緑地計画 (参照：第40図 整備基本計画 緑地・動線計画図)

本計画では基本理念として「自然風土と歴史環境の調和」を掲げている。史跡が立地する低丘陵には既存緑地(広葉樹林)が広がり、里山的自然が良好な自然風土の一端を体感することが可能である。

史跡の本質的価値である亘理郡衙が立地する自然風土をより親しく理解してもらうためにも自然と歴史の一体的な整備活用計画が必要不可欠である。

◆ 基本方針

この広葉樹林を緑陰や背景林としてだけでなく、自然風土の一端を体感できる里山的な体験学習の場を目指した管理運営が望まれる。その具体的な対策としては、以下のことが考えられる。

* 低丘陵と広葉樹林からなる自然環境全体を良好な状態で保全する。

- * 史跡景観の構成要素として景観や緑陰等の役割にも十分に配慮して修景するとともに、史跡内の各視点場からの眺望を意識した緑地の間伐や整枝等の維持管理を継続的に実施する。
- * 広葉樹林の四季折々の変化を踏まえ、地域住民による里山的活用を図る。
- * 史跡整備本来の目的である歴史学習と併せて自然観察等の自然の体験学習が可能な、親しみ易く利用しやすい緑地空間の形成を図る。
- * 目的に沿った段階的な緑地の位置付けを行い、効率的に管理の軽減を図る。

◆ 緑地の修景整備と維持管理

史跡地内の緑地形成に係る修景整備と維持管理の考え方については概ね以下の3つに分けられ、それぞれの目的に沿った整備と管理を目指す。

【多目的広場(F地区)・芝生広場(C地区)】

- * 修景整備 ～ 地被植栽：野芝張り
- * 維持管理 ～ 様々な利用形態に配慮し園地的管理を行う。

【郡庁院等(A地区)・正倉院(B地区)】

- * 修景整備 ～ 地被植栽：芝吹付け、既存樹木：眺望確保のための間伐や整枝による疎林化
- * 維持管理 ～ 下草刈込みによる歴史景観に配慮した準園地的管理を行う。

【丘陵斜面・既存緑地(C地区)】

- * 修景整備 ～ 園路沿い及び周辺緑地を間伐や整枝による緑地修景する。
- * 維持管理 ～ 上記整備対象地等の里山的広葉樹林域の育成管理を行う。

ロ) 遺構等表示計画 (参照：第39図 整備基本計画 全体平面図)

史跡三十三間堂官衙遺跡の本質的価値である日理郡衙当時の様相について、考古学による発掘調査成果や文献史学による歴史研究の成果に基き、現地にて直接的に歴史を感じ、理解できるように可能な限り遺構全体の平面的な表示を図る。

◆ 基本方針

史跡三十三間堂官衙遺跡すなわち日理郡衙跡は平安時代前半を中心に機能し、当時の郡衙の主要な構成要素である郡庁院、正倉院、館院等の遺構が良好に残る全国的にも数少ない貴重な遺跡である。

以上を踏まえて、当時の郡衙における各院の役割や規模、建物等の配置や

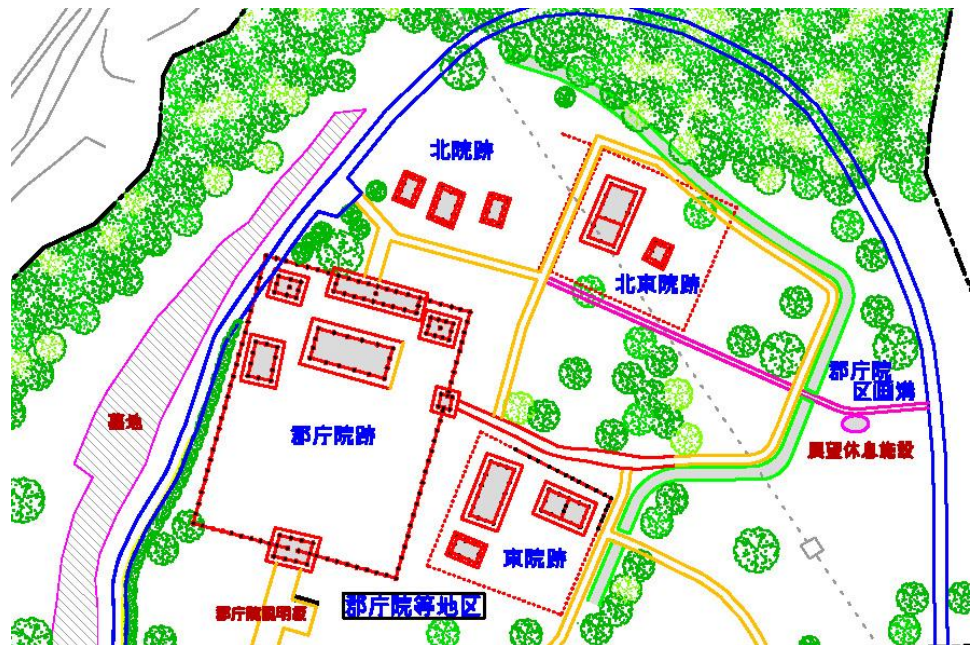
構成等について、現地で直接的に感じ、理解できるような遺構の表示や顕在化等を主とした整備を行う。

◆ 郡庁院等(A地区)

発掘調査の成果として、郡庁院等地区の範囲は溝により区画された南北約65m、東西約50mで、第I期～第IV期の4時期の変遷が確認されている。そのうち建物の配置が明確で最も整備された第II期(9世紀中葉)を対象として全体的に遺構等の表示を計画する。

郡庁院等地区では、郡庁院を中心として東院、北東院、北院の他に道路や全体を区画する溝等が確認されている。

当地区の遺構表示に関する基本的な考え方は以下の通りである。



第22図 郡庁院等遺構表示 概略平面図

* 郡庁院

郡庁院については、ほぼ発掘調査が終了しており、構成する当該遺構期の建物としては正殿、西脇殿、北東・北西建物、北辺建物、南門、東門、掘立柱塀等の遺構が確認されている。

これらの遺構については、以下のような考えを基に基本設計段階でさらなる具体的検討を行う。

- ・ 郡庁院の性格、役割、広さ等が実感できるように上記の全ての構成施設について表示する。なお、北西隅部で管理用道路と重複する箇所について

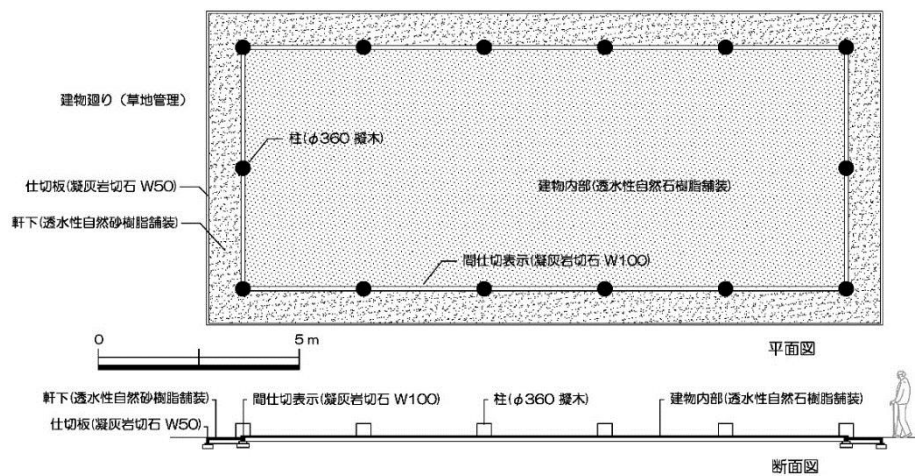
ては、路面に合わせて表示するなど、基本設計段階で具体的に検討する。
 ・各建物の基本的な規模や構造等について視覚的に理解できるように、柱、仕切壁、屋内土間又は床、屋外軒下等を表示する。(第23図参照)

＊東院・北東院・北院

各院の規模や建物構成等については、まだ不確定要素があることから、整備に際しては必要に応じて補足発掘調査を行うこととし、その成果を踏まえて基本設計段階で検討を進める。

＊その他の遺構

部分的に確認されている道路遺構については園路と重ねて表示し、区画溝については現況を視覚的に顕在化することで理解を図る。



第23図 掘立柱建物遺構表示(案)

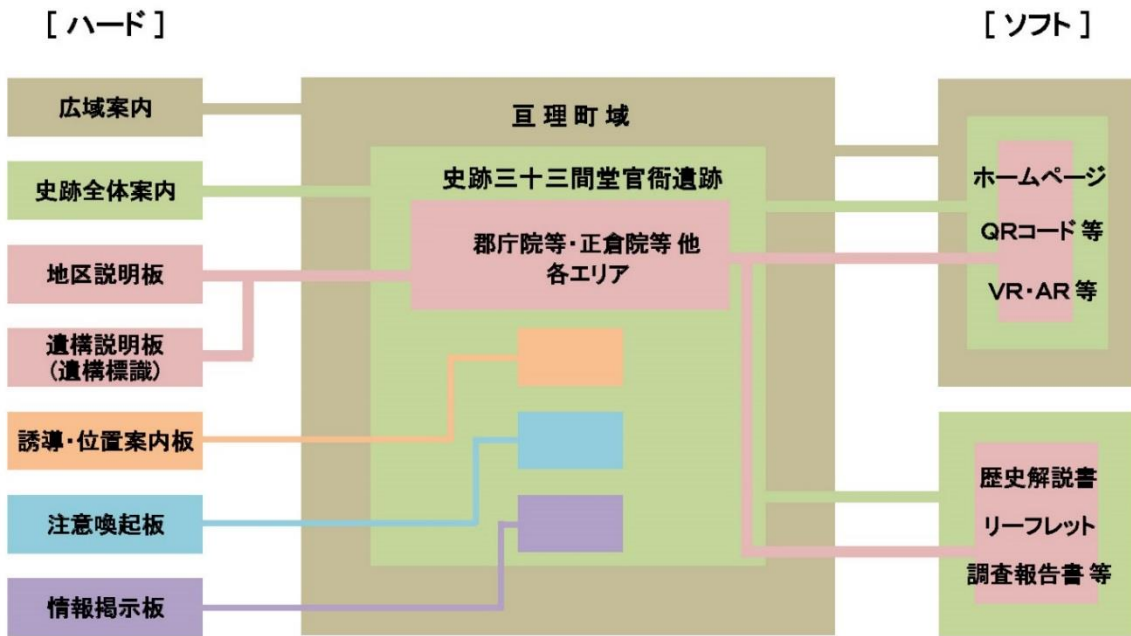
◆ 正倉院(B地区)

正倉院は南北約156m、東西約140mのほぼ方形の区画溝で囲まれた地区で、正倉は礎石建物で10棟分の礎石が現在も良好に遺存している。

また、同地区では他に北東部では掘立柱建物で構成される屋が確認されている。正倉院の各建物遺構表示に関する考え方としては以下の通りである。

＊正倉礎石建物遺構

当時の礎石が極めて良好に遺存しており、平安時代前半の日理郡衙の様子を彷彿とさせる様な歴史的景観を有している。したがって、極力現況を最大限に活かすような整備を図る。礎石欠損箇所には新たに柱位置の表示を行うが、仔細な仕様は今後の検討とする。また、基壇化粧石等は確認されていないため、建物の規模が想定できるような軒の出を想定して土壇状に基壇を表示し、全面を芝張りとする(第25図参照)。



第26図 情報提供 概念図

◆ ハードによる現地での案内・解説

史跡三十三間堂官衙遺跡に関連する現地での情報提供の方法としては案内板や解説板による場合が一般的である。各種サインの役割の明確化、板面のレイアウト内容や台座の歴史的景観に調和したデザイン面での統一性が不可欠となる。

現段階での案であるが、一例として以下のような案内・解説施設の設置を想定する。



参考例：記念地の案内標識（仙台市）

シンボルマークやキャラクター等の絵を入れ、目立ちやすくする。
(道路管理者との協議が必要)

道路標識



参考例：シルクロード博（奈良市）

史跡への導入部に新たに設置するランドマークとして広域案内やアクセス情報にも利用する。

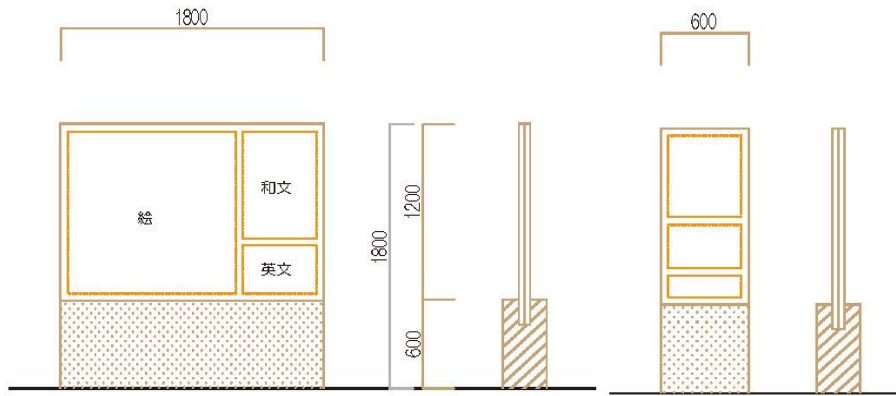
ランドマーク



参考例：遺跡の学び館（盛岡市）

ガイダンス施設や休息施設に設置し、発掘調査、イベント、歴史講座等について最新情報の掲示を目的とする。板面は自由な書込みや貼込みが可能な仕様とする。

情報揭示板

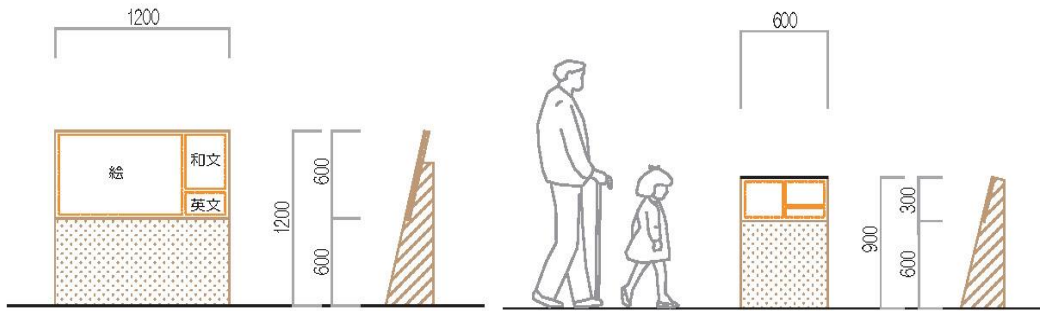


史跡三十三間堂官衙遺跡を中心として他文化財を含めた巨理町域を対象とした広域案内を目的とする。
各文化財や観光関連施設の簡単な情報も合わせて掲載する。

本史跡及び周辺遺跡を対象にアクセス等や関連する簡単な情報の提供を目的とする。

広域案内

史跡全体案内

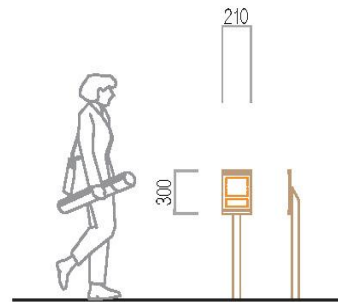
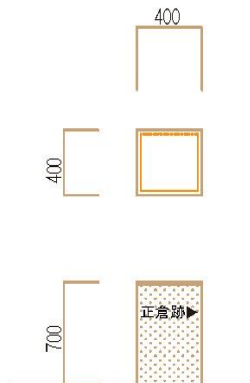


主に史跡三十三間堂官衙遺跡各エリアの導入部に設置し、各エリアの性格や規模・構造等、当時の様子について分かり易く説明する。

発掘調査で明らかになった建物遺構等の表示を行っている箇所に設置し、各遺構に関して絵等により分かり易く説明する。
板面隅にはスマホ等端末機器用QRコードも掲載する。

地区解説板

遺構解説板



史跡指定地内に設置し、巨理郡衙跡における現在位置案内と誘導機能を持たせる。

域内における危険防止や禁止事項等に関する注意喚起を目的として、設置する。

誘導位置案内

注意喚起板

第27図 案内・解説板

◆ ソフトによる様々な情報提供

これまで文化財等に関する情報を現地で提供する方法は、案内板、説明板、リーフレットなどに限られてきた。

しかし、近年インターネット等の技術的な進歩が著しく、従来からのホームページや書籍等の印刷物による情報提供に加え、現地でもスマートフォンやタブレットを通して当時の様子をリアルな再現映像等により理解してもらう事が可能となってきている。

遺構の表現や解説板等による現地での歴史理解には限界が有り、上記のような新たなソフトの有効活用は史跡三十三間堂官衙遺跡を訪れる利用者の様々なニーズに対応するためにも必要不可欠なアイテムである。

【ホームページの開設】

ホームページの主な利用目的としては、史跡三十三間堂官衙遺跡を訪れようとしている利用者がその情報を事前に取得し現地の歴史や現況を把握すること等が揚げられる。また、来訪時にも現地での解説板、案内サイン等の補完情報としても利用可能である。

以上のことを踏まえ、例えば下記のような情報提供が想定される。

* 歴史解説

- ・通史における歴史背景
- ・古代城柵官衙遺跡の概要
- ・史跡三十三間堂官衙遺跡の歴史的意義
- ・同時代周辺関連遺跡

* 整備状況、利用案内

- ・史跡整備状況の紹介
- ・史跡巡りコース案内及び所要時間等
- ・ガイダンス施設(亘理町立郷土資料館)展示の紹介
- ・利用案内、アクセス(所要時間等)

* 発掘調査、イベント等に関する最新情報

- ・当該年度発掘調査地点、成果の紹介
- ・開催予定イベントの案内

* 町域他文化財等の案内

- ・亘理町歴史文化の紹介
- ・亘理町歴史巡りコースマップ

* 他城柵官衙遺跡の情報

- ・関連城柵官衙跡の見学案内
- ・同上マップ、交通案内等

【印刷物による歴史学習】

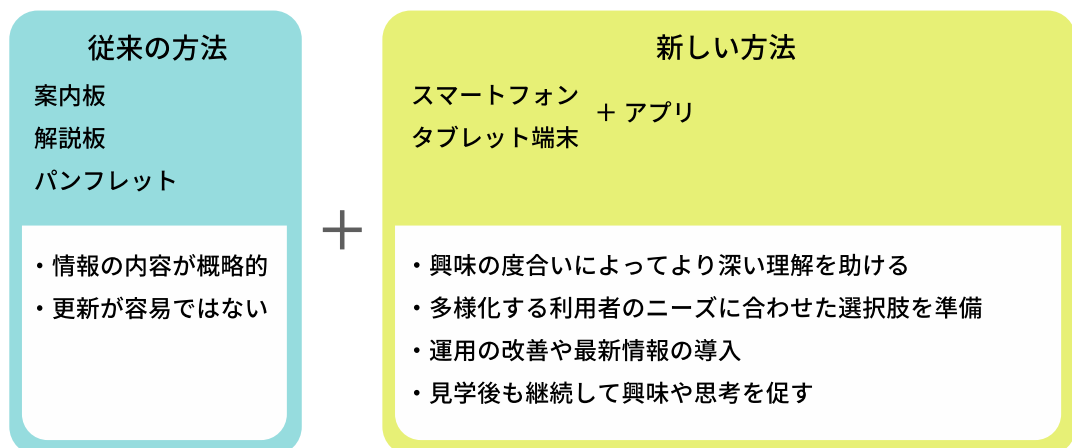
ホームページや現地での解説板等による情報提供からさらに詳しい歴史学習を希望する利用者については下記の専門書や概要書などの印刷物またはウェブサイト上での閲覧等により情報の取得が可能となる様に配慮する。また、印刷物に基づくシンポジウムや講演会等のイベントや定期的な歴史教室等の開催もより深い歴史理解には有効である。

- * 歴史研究書
- * 発掘調査報告書
- * 歴史解説概要書
- * リーフレット等

【スマートフォン等端末の活用】

近年はスマートフォン・タブレット端末を日常的に使用し情報を収集する人の割合が急速に増えたことから、新しい情報提供の媒体として博物館などで取入れられ、文化財でも注目され始めている。先行事例では、スマートフォン・タブレット端末向けのアプリを制作し、それぞれの所有機にダウンロードして使用するか、施設に準備した貸し出し機を持ち回ることができるように運用している場合が多い。

スマートフォン・タブレット端末を活用することは、従来の方法ではどうしても概略的になりがちだった情報を補足し、興味の度合いによって、より深い理解を助けることができる。また、子ども向け、愛好者向け、障害者向け、外国人向けなど多様化する利用者のニーズに合わせて、情報の選択肢を準備することができる。さらに、費用面で更新が容易ではない従来の方法に比べて、丁寧な維持管理を続けて内容を随時更新することで、運用の改善や最新情報の導入を行うことも可能である。そして工夫次第では文化財見学後も見学者に対して興味や思考を促し続けることができる。



第28図 史跡内での情報提供の方法

* アプリの内容例

[詳細情報]

概略的な解説板の情報を補足する形で、文章、画像、CG 動画等でより詳しい情報を提供する。解説板にかざすことで表示するなど、連携も可能。

[音声ガイド]

見学動線に合わせて、イヤホンから音声で解説する方法。視覚障害者に対しても有効な方法。また、展示に近づくことで自動的に音声を流す、見学者の属性に合わせて内容を変えるなど、工夫をすることも可能。

[VR]

カメラ撮影の要領で端末を目の前にかざすと、実際の風景を背景に当時の建物などを再現した3DCGが表示される。端末を自由に動かして見ることができ、実際にその時代のその場所にいるような疑似体験ができる。

[AR]

特定の場所に近づくと画面にキャラクターなどが現れ、記念撮影などができる。コースをクリアすると表示されるといった工夫も可能。

[コース案内]

従来はパンフレットで提供していた見学コース案内に、さまざまな付加機能を持たせることができる。上記の「詳細情報」「音声ガイド」「VR」「AR」などと連携して、実際にコースを巡りながらこれらの機能を使うことが可能。また、近辺の歴史散策などの場合、端末のGPS、地図アプリ等と連動して位置の把握や、保存することも可能である。スタンプを集める、クイズに答えるなど、ゲーム性を持たせて、愛好者や子ども向けの内容にするといった工夫もできる。

以上スマートフォン・タブレット端末の活用例をまとめたが、それだけが質の高い情報提供を行うための唯一の方法ということではないと考える。十分な人数の人員を継続的に確保し組織を有機的に維持することができれば、人対人の情報提供を行うことが、本来理想的である。

しかし、すべての文化施設が人員確保や組織の維持を行うことは難しく、そのような中で質の高い情報提供を実現するためにスマートフォン・タブレット端末を活用することは、今後有効な方法の一つであると言える。また、本史跡だけでなく亘理町全体の文化財に関する専用ホームページを開設し、歴史のみでなくアクセスや四季折々等のライブな情報提供も重要である。

二) アクセス・動線計画 (参照：第40図 整備基本計画 緑地・動線計画図)

◆ 基本方針

広域からの史跡へのアクセスとしては、鉄道ではJR常磐線を利用して逢隈駅下車、また、車道では常磐自動車道や国道6号を利用して逢隈駅前(駅東地区)へ至るルートが想定される。

一方、上記の駅東地区から史跡へのアプローチについては、史跡の東側に沿ってJR常磐線が南北に走っているため様々な制限が生じる。現況では史跡への直接のアプローチは大型バスでは不可能であり、その他の普通乗用車や歩行者等も逢隈駅の南方約200mにある踏切を迂回せざるを得ない。また、史跡内の動線についても史跡の保存を前提とするため、地形に合わせた詳細な検討を必要とする。

本基本計画では、以上の前提条件を踏まえ、史跡導入部までのアプローチ、導入部からの史跡内動線については、史跡東側に逢隈駅が隣接する利点を活かしつつ、以下のように計画する。



第29図 広域アクセス

◆ 史跡へのアプローチ

本史跡への唯一のアプローチ道路として利用可能な、計画地の東側から西向きに延びる既存道路沿いに2箇所の主導入を設定する。

また、計画地西側からの1ヶ所と南側に2ヶ所ある既存の道を主に地域住民の利用を想定して副導入として設定している。

主導入部へのアプローチとしては以下のとおりである。

【主導入1(案内広場1)】へのアプローチ

計画地の東側から西向きに延びる既存道路を通り、計画地内に新設する案内広場1を起点とする導入部である。道幅が6m前後と狭いため、主に小型マイクロバス、普通乗用車、二輪車等によるアプローチを想定している。また、導入部1からは郡庁院、正倉院の双方向へ導入可能であり、案内広場1には史跡全体の総合案内板やトイレを設置する。なお、車椅子利用者は当導入部が見学起点となる。

【主導入2(案内広場2)】へのアクセス

電車や大型バス等でアクセスし、逢隈駅東地区を起点として徒歩により史跡へアプローチする見学者を想定した導入部である。主導入1へは距離も長く急な坂であるため、徒歩でアプローチする見学者のうち高齢者等には適さないことが想定されるため、JR常磐線沿いで駅西地区の多目的広場に近接する箇所に案内広場2と導入部2を計画する。当導入部からは低丘陵先端部の小高い斜面を徒歩で越える必要があることから歩行者のみ利用が可能で、多目的広場を経由し郡庁院に至る動線となる。また、案内広場2には総合案内板を、多目的広場には休息施設と史跡全体地形模型等を設置する。

◆ 史跡内の動線

史跡内の動線を目的別に類別すると概ね以下のとおりである。

- * 歴史学習、体験学習 など
- * 自然観察、レクリエーション など
- * 管理運営(維持管理、資材搬入、緊急時)など
- * 生活道路(共同墓地、通学通勤)など

このうち新たに設ける動線としては、歴史学習や自然観察等への利用を想定している連絡園路と散策路がある。また、管理運営や生活道路関連の動線は既存道路を利用することとする。

また、動線上で史跡内外への眺望が得られる視点場についても、眺望の更なる確保と眺望に関する解説板の設置等も併せて計画する。

【管理用道路(幅員 約3.0m)】 管理運営、生活道路 など

主に史跡地内の既存道路(幅員3～4m)を利用して管理運営用を兼ねた道路を整備する。路面の舗装等は軽乗用車対応とし、逢隈駅西地区への連絡も管理用道路として新たに延長整備する。

また、墓参り、通勤通学等、近隣住民の生活道路としての利用にも配慮する。

【連絡園路(幅員 約2.1m)】 歴史学習、レクリエーション など

主に史跡見学者のための主たる動線で、史跡内の主な史跡整備エリアや案内施設などを連絡する。高齢者や幼児等の利用にも配慮して、極力勾配を緩く取れるような路線計画とする。

また、路面舗装は歴史環境に調和するように配慮し、発掘調査で確認されている道路遺構についても当連絡園路の一部として可能な範囲で別の舗装材で表示する。

【散策路(幅員 約1.2m)】 自然観察、レクリエーション など

林間の散策路や連絡園路のショートカット動線としての利用が想定される園路を整備する。原則としてスロープとするが、一部には地形に合わせて階段も設けるほか、舗装材にも土舗装の他バリエーションをもたせるなどして楽しく散策できるよう変化をつける。

また、既存の雑木林の中に踏み分け程度のあまり手を加えない山道を状況に合わせてつくり、里山的自然の観察や体験にも役立てる。

【車椅子利用者などの動線】

車椅子利用者などの動線については、史跡が標高30m前後の丘陵上にあり地形に起伏があるため、基本的には案内広場1を起点として主に管理用道路や連絡園路の緩傾斜部分を利用した史跡見学を想定している。

また、必要性に応じて、案内広場1よりさらに管理用道路を利用した自家用車の乗り入れを認め、道路沿いの管理用小スペースを起点として史跡整備地区の主要なエリアを見学できるよう運営上の配慮も行う。

【動線上の眺望視点場】

史跡内外から眺望の良い視点場は史跡が立地する低丘陵斜面部のほぼ全域が広葉樹林帯で覆われていることもあり、以下の数地点に限られる。

＊視点場 1：逢隈駅プラットホームから郡庁院方面への眺望

史跡見学の起点となる場所で、現況ではわずかに郡庁院等が存在する丘陵頂部が見える程度であるが、手前丘陵斜面部の樹木を適宜、伐採又は整枝することで眺望の広がりを確保する。

＊視点場 2：郡庁院から遠く太平洋への眺望

郡庁院正殿付近から望める太平洋では、郡衙機能時、河口の湊を繋ぐ水上交通が発達していたことも想定されている。また、視点場からは、樹木の間伐や整枝等を前提として正倉院方面の眺望も可能である。

＊視点場 3・4：案内広場 1 及び正倉院北東端より郡庁院方面への眺望

視点場 1・2 と同様に既存樹木の間伐や整枝を必要とするが、樹間を通して郡庁院等地区の様相を窺うことが可能である。

＊視点場 5：駅西地区への迂回路の途中で阿武隈川への眺望の可能性が想定される視点場で、既存樹木の伐開等による眺望の確保を図る。



図版 2 4 視点場 1 (逢隈駅ホームより郡庁院を望む)



図版 2 5 視点場 2 (郡庁院より太平洋を望む)



図版 2 6 視点場 3 (案内広場 1 より郡庁院を望む)



図版 2 7 視点場 4 (正倉院北東端より郡庁院を望む)

ホ) 施設配置計画

史跡見学者、レクリエーション利用者、イベント参加者等多様な活用形態を想定し、各来訪者が楽しくまた快適・安全に過ごせる史跡空間の形成を目指して以下の利便施設・管理施設の配置を計画する。

◆ 起点施設

主に史跡見学時の起点として下記の施設や広場を設ける。

* 逢隈駅東地区

JR 常磐線や大型バスで訪れる人々の見学起点を想定して設置する。

- ・ ガイダンスコーナー(逢隈駅待合所内／パネル・映像展示等)
- ・ 駐車場(逢隈駅前広場／中型・大型バスに対応)
- ・ 公衆トイレ(駅利用者と共用)

* 案内広場 1

主に南エリア(正倉院等地区 9 への導入部として設置する。

なお、地域の墓参者や車椅子利用者を除く一般車両についてはこれから先への侵入を制限する。

- ・ 休息施設(東屋+正倉院等小ガイダンスコーナー)
- ・ 総合案内(史跡全体案内)
- ・ 多目的スペース(兼管理用小型車駐車)
- ・ 進入制限車止

* 案内広場 2

主に北エリア(郡庁院等地区)への導入部として設置する。

なお、郡庁院等の小ガイダンスについては、さらに奥の逢隈駅西地区に設置する休息案内施設で計画する。

- ・ 総合案内(史跡全体案内)
- ・ 多目的スペース(小型乗用車駐車兼管理用)

◆ 利便施設

史跡の東側に隣接する逢隈駅西地区に日理郡衙の立地や全体的様相等の理解を目的とした全体地形模型と郡庁院等小ガイダンスコーナーを有する休息案内施設、トイレ等を設置する。

また、イベント等の開催も可能な広さの広場も計画する。

* 逢隈駅西地区

- ・ 休息案内施設+地形模型展示
- ・ 多目的広場(イベント開催等、兼管理用車両駐車)

＊東屋等休息施設

夏季の避暑や雨天時の避難場所も兼ねて東屋の設置を計画する。
先に記述した駅西地区、案内広場1の他に郡庁院等地区の東側斜面部と正倉院地区芝生広場の設置を予定している。

＊公衆トイレ

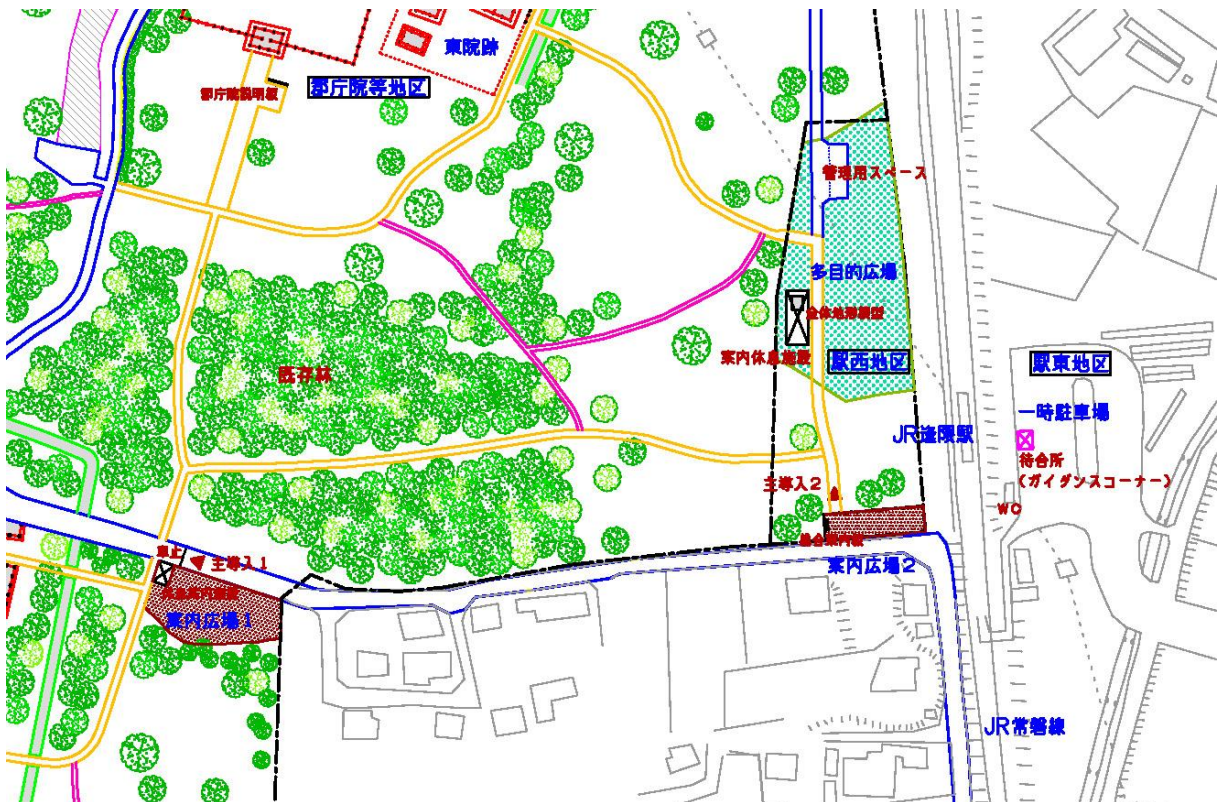
本計画の策定に際して史跡内または隣接地での公衆トイレの設置を検討しているが、周辺地区において下水設備が施されていないため、浄化槽埋設等の工事が必要である。史跡保護を前提とした条件整備を行い、案内広場1又は2での設置を想定して基本設計段階で検討を進める。

◆ 管理施設

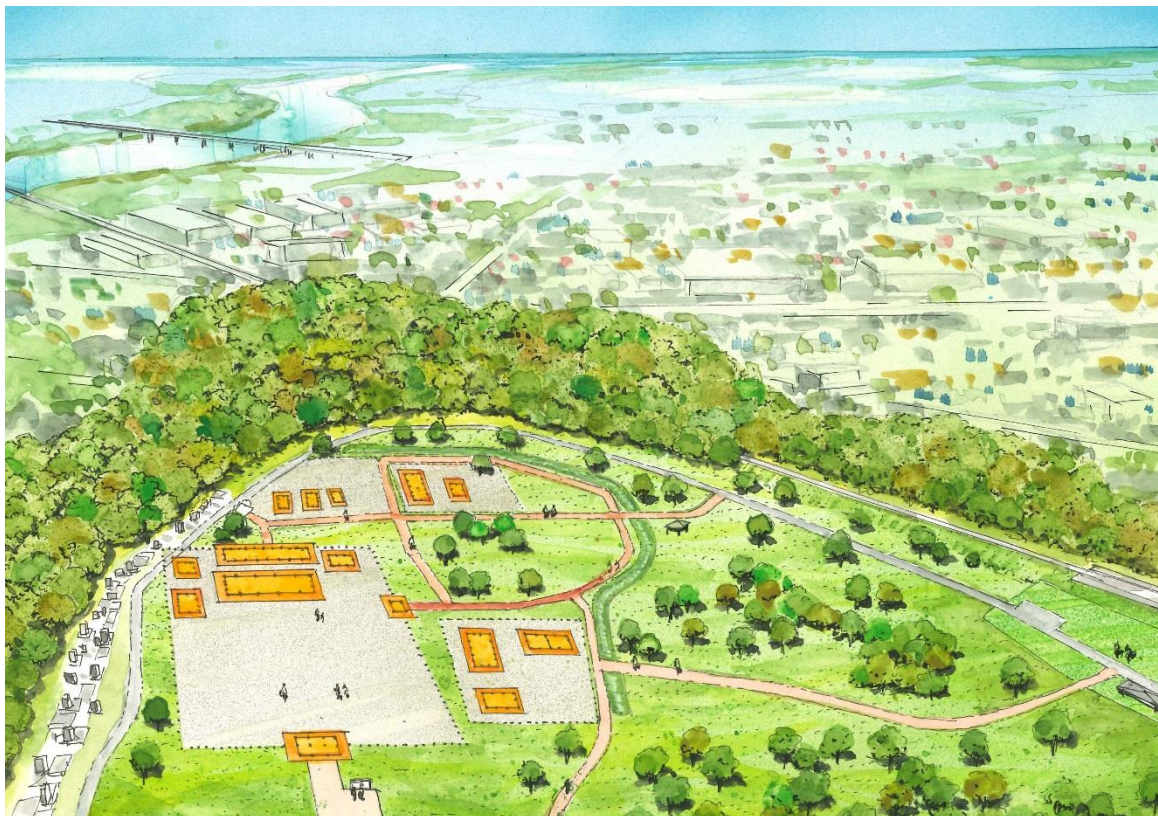
史跡の除草等維持管理や広葉樹林の修景保全等に利用することを主な目的とし、既存道路(D地区)を管理用道路として排水施設も含めて整備する。
なお、当道路は幅員が約3mと狭いため、管理車両の一時駐車や対向車との離合のための小スペースを道路沿いに適宜設置する。

＊管理用道路(幅員約3m)

＊一時駐車、離合用小スペース



第30図 施設配置計画 平面図



第31図 郡庁院等地区 整備イメージ図



第32図 正倉院地区 整備イメージ図

(2) 活用計画

① 歴史学習（本史跡を利用した学習）

本史跡を通しての歴史学習については学校教育の一環として、また、一般の人々に対しては、亘理町民を対象とした生涯学習の中で、町外の人々に対しては現地見学会等の学習会や観光的側面からの活動が想定される。

ここでは、これまで学校教育の一環として実施してきた「小学校文化財めぐり」を事例として掲載する。

【平成30年度(2018)実施例】

◆ 小学生文化財めぐり実施要項

趣 旨 町内の史跡・遺跡を実際に見学し、古代・中世・近世の歴史学習をとおして亘理町についてより一層理解を深めると共に、貴重な文化財の保護保全に対する関心を高める。

主 催 亘理町教育委員会

日 程 平成30年(2018)5月9日(水)～6月19日(火)

時間 8:30～11:30

対 象 町内小学6年生(11学級)

学習内容 大 雄 寺：初代亘理領主伊達成実の霊屋・歴代領主夫妻の墓・山門
称 名 寺：国指定天然記念物シノキ・県指定文化財阿弥陀如来立像
亘 理 神 社：臥牛城跡・亘理神社・戊辰戦争と亘理
竹 の 花 横 穴 墓：古墳時代後期の巨大な横穴墓
三十三間堂官衙遺跡：国史跡 平安時代の亘理郡の役所跡
郷 土 資 料 館：亘理の古代から近代までの歴史・民俗の展示

本事業は昭和50年代から町教育委員会事業として継続実施している。小学6年生が日本の歴史学習を行うことに関連づけ、町バスを利用して町内のおもな文化財と郷土資料館を町教育委員会職員の解説・引率により見学している。これをきっかけに文化財や町の歴史、町づくりについて興味をもつ児童もみられ、継続学習に繋がっている。

これまで本史跡も学習場所の対象としていたが、現状においては視覚的に理解しやすい礎石建物跡周辺の見学に留まっていた。本事業の実施により見学範囲の拡大や学習内容の充実・発展を図る。

また、本史跡の利便性が整っていないことから、これまで実施に消極的であった一般・団体向け史跡探訪会等の歴史学習事業を推進する。

◆ 小学生文化財めぐりでの学習風景



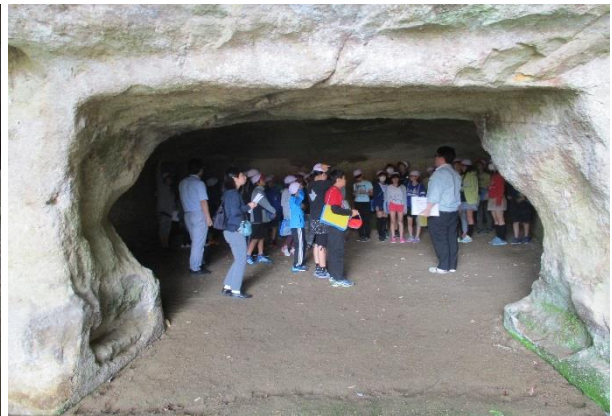
図版 2 8 史跡三十三間堂官衙遺跡(正倉跡)



図版 2 9 同左



図版 3 0 初代亙理領主伊達成実霊屋



図版 3 1 竹の花横穴墓

◆ 対象文化財及び施設



第 3 3 図 文化財及び施設 位置図

② レクリエーション（日常生活での活用）

①で記した活用は主に本史跡の本質的価値である歴史を学び体感することで、それぞれの人達が現在の立位置で過去の出来事を踏まえあるべき未来を考えることを目的の一つとしている。

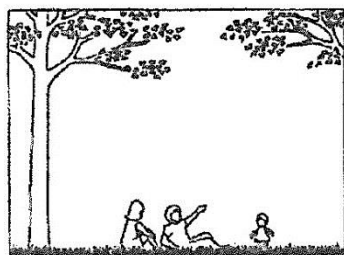
一方、レクリエーション的活用は、周辺にくらす住民や亘理町民が、日理郡衙跡としての歴史的特性と併せて、四季折々に生活のなかでの日常的利用を図るものである。

主に対象となる場所はA・B地区の遺構表示以外の区域やC地区の広葉樹林域や園路沿い及びその周辺域が想定される。

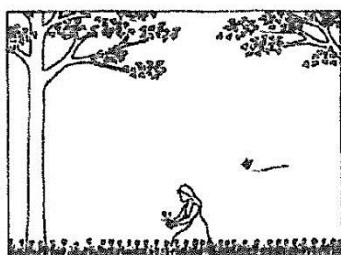
特にC地区については、良好な広葉樹林帯で構成され、継続的な里山的管理を行えば四季折々の自然景観の変化が享受可能な緑地環境である。緑地の整備修景及び維持管理の概略については「(1) 整備計画 ①個別計画 イ」緑地計画」の項で記載している。

一方、日常生活での活用パターンとしては、以下のような利用が想定され、里山体験学習等を通じて活動ボランティアの育成や緑地管理ノウハウの蓄積が求められる。

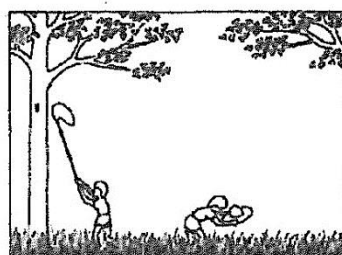
- T 1 : 休息・団らん ～郡庁院等・正倉院地区の遺構表示以外の場所、芝生広場
- T 2 : 草花観賞 ～園路沿いの林床
- T 3 : 自然遊び ～園路周辺の既存緑地
- T 4 : 自然観察 ～既存緑地全域
- T 5 : 散策・探勝 ～園路、管理用道路
- T 6 : 保全・緩衝 ～史跡指定地域外の丘陵斜面部の既存緑地



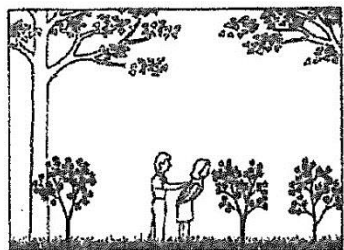
T 1 休息・団らん



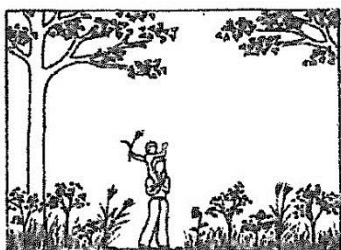
T 2 草花観賞



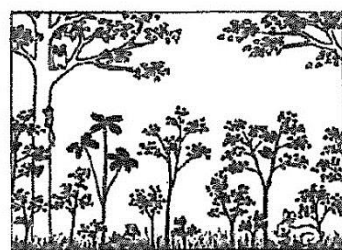
T 3 自然遊び



T 4 自然観察



T 5 散策・探勝



T 6 保全・緩衝

第34図 緑地活用のパターン

③ 文化財事業の実施（亶理町の歴史を学び体感する）

亶理町の歴史や町内に分布する数々の文化財については、「1. 総論（1）亶理町の概要 ③ 歴史環境」の項で触れたところである。

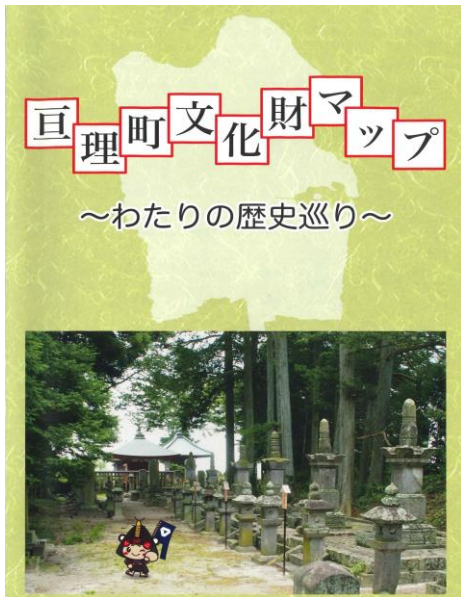
本史跡の歴史的・社会的価値を知るうえからも、古代から現代までの時の流れを学び、体感することは極めて重要なことである。

亶理町では平成6年にJ R亶理駅に隣接して町立郷土資料館を開館し、多くの町民や町外からの学習・観光客の利用があり、併設した町立図書館の郷土コーナーを含め歴史学習の拠点となっている。また、町内の文化財の概要紹介や見学コース等を記載した亶理町文化財マップを作成し、普及・活用を図っている。

本史跡の整備活用事業の進捗と併行して、これら先行事業と関連させたイベントや講演会等や、史跡周辺の関連文化財の探訪講座等、文化財活用事業のさらなる充実と発展を図ることが必要である。



第35図 文化財めぐりの拠点施設(亶理町立郷土資料館パンフレット)



巨理の歴史を巡ろう♪

おすすめ文化財巡りコース

巨理町内の主な遺跡や神社仏閣のなかでも指定文化財を中心に巡るコースです。巨理の文化財を語るうえでは外せないものばかりです。車での移動で半日程度でまわれます。

おおくまふれあいセンター
で買物を楽しめるよ



城下町巡りコース

城下町だったころの名残がある街並みを眺めながら、巨理伊達家初代伊達成実にゆかりのある文化財を巡るコースです。徒歩での移動で半日程度でまわれます。



被災地域の文化財巡りコース

東日本大震災で被災した荒浜地域の文化財を巡ります。賑わいを取り戻しつつある荒浜を眺めながら神社を巡り、わたり温泉鳥の海で旅の疲れを癒しましょう。

鳥の海ふれあい市場
で買物を楽しめるよ



第36図 巨理町文化財マップ(以下同パンフレットより抜粋)

由緒ある歴史を受け継ぐ里

逢隈エリア



①三十三間堂官衙遺跡

逢隈駅の西側、椿山の丘陵部に広がる平安時代前半の遺跡。「陸奥国巨理郡衛(郡役所)であったことがわかり、当時の倉庫跡の礎石が並んでいます。国指定史跡。【住所】巨理町逢隈下郡字椿山



②安福河伯神社

日本武尊の勧請と伝えられ、阿武隈川の守り神として信仰されています。延喜式内社巨理郡四座のうちの一座です。町指定文化財。【住所】巨理町逢隈田沢字堰下220



③毘沙門天木像 (蕨薬師堂)

木造一本造りで高さ約80cm、鎌倉時代後期の作品。本尊薬師如来、十二神将と共に堂内に納められており、12年に1回、寅年に開帳されます。町指定文化財。【住所】巨理町逢隈蕨字福田92



⑥竹の花横穴墓

古墳時代後期から平安時代に築造・使用された墓と考えられています。一般的な横穴墓の約4倍の規模で、内部からは支柱の跡が発見されており、土師器や須恵器、鉄製の刀などが出土しています。【住所】巨理町逢隈鹿島字北鹿島424



⑤義民北原金平顕彰碑 (中泉八幡神社)

1742～51年にかけて飢饉が続き、当時の中泉村の民が、一揆を起こそうとしていました。一揆を防ぐため御法度であった藩主への直訴をし、処刑された北原金平の善行を讃えた石碑です。【住所】巨理町逢隈中泉字町裏107



④田沢磨崖仏 (岩地蔵)

自然の岸壁に彫刻された仏像を磨崖仏といいます。この磨崖仏は鎌倉時代後期のものと考えられており、かつてこの場所には中世の渡し場「稲葉の渡し」があったといわれています。【住所】巨理町逢隈田沢字堰下冊101

巨理エリア

城下町の風情が残る町並み



①伊達成実霊屋

巨理伊達家初代伊達成実の霊廟。中には成実の木像が納められており、1月16日と8月16日の年に2回開帳されます。県指定文化財。

【住所】

巨理町字泉ヶ入87-2



②巨理領主伊達氏歴代墓所

巨理伊達家中が北海道に移住する以前、初代成実から十三代邦実までの歴代領主とその夫人が葬られています。町指定文化財。

【住所】

巨理町字泉ヶ入87-2



③称名寺のシイノキ

推定樹齢700年。「シイノギ」は暖温帯に生育する樹木で北方で生育するのは稀とされています。国指定天然記念物。境内には、推定樹齢400年の県指定天然記念物もあります。

【住所】

巨理町字旭山1



④巨理神社 (巨理要害跡)

巨理伊達家中が北海道へ移住した後に、巨理の人々が初代領主成実を祭神として祀り、建立しました。江戸時代には、巨理伊達家の居館がありました。

【住所】

巨理町字旧館32



⑤関の観音立像 (観音院)

木造寄木造りで高さ約70cm、まげ高く、れんげを持った仏像です。室町時代に造られたと推定されています。町指定文化財。

【住所】

巨理町逢隈鹿島字北鹿島231



⑥悠里館

JR常磐線巨理駅に隣接した城風の施設。1階の郷土資料館では巨理町の歴史、民俗、考古について知ることができます。2階には図書館、最上階には展望ホールがあります。

【住所】

巨理町字西郷140

荒浜エリア

阿武隈川と太平洋を繋ぐ港町



① 湊神社

室町時代に湊の守り神として建てられた神社で、御神体は鮫に乗った金色の十一面観音です。嵐で海に流された観音様が鮫に助けられたという言い伝えが残っています。町指定文化財。

【住所】

亙理町荒浜字水倉113-1



② 御城米蔵跡

阿武隈川の上流部には江戸幕府の領地である天領があり、天領から納められた年貢米を御城米と呼びました。現在の荒浜小学校敷地に御城米を一時保管する倉庫が建ち並んでいました。

【住所】

亙理町荒浜字隈瀨67



③ 河村瑞賢滞在地跡

河村瑞賢は、1671年に幕府の命で、阿武隈川の検分を行うため、荒浜の武者家に滞在しました。その後、川は改修され、御城米を江戸へ運ぶための航路が開かれました。

【住所】

亙理町荒浜字水神92



④ 川口神社

江戸時代、阿武隈川の川口が閉じて三代仙台藩主の伊達綱宗が祈念したところ川口が開いたと伝えられており、それ以来仙台藩主から信仰されていました。境内には狛犬ではなく狐の石像が置かれています。

【住所】

亙理町荒浜字明神西190-1



⑤ 浪切地蔵尊

伊達政宗の父輝宗も信仰したと伝わる「万人子守地蔵尊」が大雨で福島県の小浜から流され、荒浜まで流れ着き、祀られたのが始まりです。子どもの健やかな成長や海上の安全が願われています。

【住所】

亙理町荒浜字隈崎54



⑥ 鳥の海

江戸時代に「鳥の海八景」と詠われた風光明媚な場所です。現在は「わたり温泉鳥の海」があり、最上階の展望風呂からは鳥の海や太平洋が一望できます。

【住所】

亙理町荒浜字築港通り41-2

山裾に広がる太古のくらし

吉田エリア



①大塚古墳

「だんご山」とも呼ばれています。直径約33m、高さ約4mの巨理郡最大の円墳。墳丘から円筒埴輪の破片が発見されており、形態などから、5世紀代に築造されたと考えられています。

【住所】
巨理町吉田字大塚



②慶月院の墓

1671年の寛文事件で「仙台藩を危うくした大罪人」とされた原田甲斐の母である慶月院の墓です。巨理伊達家がこの場所に内密に埋葬したと伝えられています。

【住所】
巨理町長瀬字夜坂



③長井戸古墳群

丘陵裾部に広がる古墳群で、前方後方墳や円墳など合わせて6基が確認されています。5世紀代に築造されたと考えられ、集落跡である宮前遺跡が隣接しています。

【住所】
巨理町長瀬字長井戸



⑥準胝観音立像
(大行院)

木造檼造りで高さ約60cm、欄間の浪模様彫刻は芸術的です。以前は、寅年の縁日(9月17日)に開帳されていました。大行院の秋祭りでは潮ごりが行われていました。

【住所】
巨理町長瀬字舟入1



⑤尊久老稲荷神社

平安時代に陸奥国守となった小野篁がこの地で遭遇した黒狐を祀って祠を建て「総黒稲荷」と称し、その後伊達成実が「尊久老稲荷」と呼びかえたと伝えられています。桜の名所としても知られています。

【住所】
巨理町長瀬字坂下165



④畑中貝塚

扇状地の微高地上に広がる縄文時代後期～晩期の貝塚。シジミなどの貝や縄文土器、骨角器などが出土しています。また、土城などの遺構も確認されています。

【住所】
巨理町吉田字畑中

4. 事業実施計画

(1) 実施のプログラム

① 基本方針

効果的な事業の進展を図るため、以下の方針に基づき実施のプログラムを計画する。

- * 史跡整備工事に係る事業プログラムについては、第1次5ヵ年計画と第2次5ヵ年計画の2段階に分け、全体の事業期間を10年間で計画する。
- * 第1次5ヵ年計画の開始予定年度を令和4年度(2022)とし、第2次5ヵ年計画の終了予定年度を令和13年度(2031)とする。
- * 各年次計画の開始前2年間を当該年次計画実施のための準備期間とし、当該年次計画の対象エリアに係る基本設計及び必要に応じて補足の発掘調査等を実施する。また、最初の準備期間に基本設計、実施設計に必要不可欠な史跡指定範囲全体を対象とした現況地形測量等を行う。
- * 年度毎に前年度の事業の進捗状況を踏まえ、次年度の整備内容の調整を行う。また、第1次5ヵ年計画終了時点でも全体の進捗状況を前提に調整し、第2次年次計画の基本設計等を行う。

② 各年次計画の概要

◆ 第1次5ヵ年計画

- * 令和4年度(2022)を開始年度として令和8年度(2026)までの5ヵ年で計画する。
- * 対象範囲は史跡指定範囲の南エリア(正倉院)及び関連地区とする。
- * 令和2年度(2020)に第1次5ヵ年計画対象エリア全体の基本設計を実施する。
- * 各年度の整備内容は概ね以下の通りを予定する。
 - ・ 第1年度 ~ 基盤、緑地整備(保護盛土、既存緑地修景 他)
 - ・ 第2-3年度 ~ 遺構整備(建物表示、区画施設表示、サイン等設置 他)
 - ・ 第4-5年度 ~ 施設整備(利便施設、管理施設 他)

◆ 第2次5ヵ年計画

- * 令和9年度(2027)を開始年度として令和13年度(2031)までの5ヵ年で計画する。
- * 対象範囲は史跡指定範囲の北エリア(郡庁院等)及び関連地区とする。
- * 令和7年度(2025)に第2次5ヵ年計画対象エリア全体の基本設計を実施する。
- * 各年度の整備内容は概ね以下の通りを予定する。
 - ・ 第1年度 ~ 基盤、緑地整備(保護盛土、既存緑地修景 他)
 - ・ 第2-3年度 ~ 遺構整備(建物表示、区画施設表示、サイン等設置 他)
 - ・ 第4-5年度 ~ 施設整備(利便施設、管理施設 他)

| 年次計画 年度 名称 | 事業実施条件整備 他 | | 工事実施設計準備 他 | | 第1次5ヵ年計画 | | | | | | 第2次5ヵ年計画 | | | | | |
|----------------------|-------------|------------|-------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|
| | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | R13 2031 | | |
| 整備工事 | | | | | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | 基礎・緑地 整備 他 | | |
| 計画 策定 設計 監理 | 整備活用基本計画 | | 第1次 基本設計 | | | | | 第2次 基本設計 | | | | | | | | |
| | | | | | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | 各年度別実施設計 | | |
| 測量 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発掘調査 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検討委員会 | 整備計画検討委員会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

第37図 整備事業実施プログラム

(2) 事業の推進・実施に向けての体制

本事業の実施を推進していくために想定される必要な体制のあり方としては、以下のような組織構成が有効と考えられる。

本基本計画に沿った事業の推進と実現を目標に、主に整備活用や管理運営に係る多面的な検討を行う等、縦横に広がりをもった亘理町全体のコンセンサス形成を図る。

◆ 事業の推進に係る協議部門

* 検討委員会：史跡三十三間堂官衙遺跡に係る発掘調査・保存管理・整備活用等の全般について協議・指導を行い、研究者、地域代表、行政代表等で構成される部門。

* 事業調整会議：本事業担当部局と関連部局実務者間で適宜協議・調整を行う部門。

* 連絡協議会：行政機関と地域住民等の民間が協働で主に整備活用や管理運営等に係る活動方針等について調整や連絡協議を行う部門。

◆ 事業の実現に係る関連行政機関や民間組織

* 上位機関：文化庁や宮城県教育庁の担当部局で事業の実現に係る行政指導を行う。

* 実施機関：事業主体である亘理町の担当部局や関連部局で直接に事業の実施を担う。

* 民間組織：亘理町民や地域住民が主体となり、意見の反映や関連活動の促進を図る。

(3) 事業終了後の管理活用体制

本事業は第1次5ヵ年計画と第2次5ヵ年からなる計10年間に渡る長期計画である。したがって、各年次計画終了を待って公開するのではなく、可能な限り年度毎に整備が終了した地区から順次公開し史跡の活用を図っていく予定である。

事業の進捗に併せて整備済地区と未整備地区とが混在する状況が年度毎に変化するなかで、これらの変化に対応しつつ管理活用に係る効果的、効率的なあり方について随時協議を行い実践することで、ノウハウの蓄積と状況の変化に併せたスムーズな管理活用等の展開が可能となる。

また、事業終了後の管理活用を想定し、事業開始時点から事業実施機関と民間組織との間で、管理活用のあり方や体制に係るコンセンサスの形成を目的とした継続的な意見交換も必要不可欠である。

5. 今後検討すべき課題

(1) 保存管理計画関連

① 墓地、高圧電線鉄塔に関する現状変更の取扱い

史跡指定地内には、現状では移転が困難な墓地、高圧電線鉄塔が存在する。

本計画では現状変更の基本的な取扱いを、2. 保存管理計画(2)保存管理の地区区分と基本指針として定めたが、今後も継続して各管理団体との間で協議を行いながら史跡の保護と整備を進める。

(2) 整備活用計画関連

① 民間と行政の協働による管理活用活動の促進

史跡の活用ならびに情報提供の最も有効な方法は、一方向ではなく双方向の情報提供が可能な人同士の会話が考えられる。そのためには、本事業の進捗と併行して見学者の状況に応じて対応できるボランティアガイドの育成や活動の実践が必要である。

一方、当時の日理郡衙が立地した地形(低丘陵)の保全や史跡指定地で多くの面積を占める広葉樹林地を有効に管理活用するの面からも、体験学習を兼ねた里山保全活動組織の育成と自然に係る学習や活動の実践も、受動的なレクリエーション等と異なる能動的・持続的な緑地空間の管理活用に繋がるものとして重要である。

これらの組織の育成や運用方法については、地域住民が主体的に係ることが必要不可欠であり、行政と民間の協働による継続的な創意工夫が大切となる。

② 逢隈駅関連の整備活用に関するJR東日本との協議

本史跡はJR常磐線逢隈駅が隣接していることによって、鉄道を利用したアクセスがしやすいものの、踏切の位置等に起因して史跡へのアプローチに関してはその利便性を活かしきれていない側面もある。

本計画では当駅及び駅前広場を史跡見学の拠点として位置付けており、将来的にはこの特性を事業に最大限に活かせるようJR東日本との継続的な協議を行うことが必要である。

③ 大型バス等の駐車場の確保

現況では史跡周辺に大型バスがアクセス可能なルートにはJR常磐線の踏切の存在等、制限があるため、逢隈駅前駐車場を史跡一時駐車場として位置付けている。ただし駅利用者との共用となるため、将来的にはアクセスルートと史跡見学者専用の駐車場の確保が必要となることから、町都市計画等関係部局、周辺地区住民との協議・対応が必要である。

6. 基本計画策定の体制と経過

(1) 策定の体制

① 亘理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会設置要綱

平成9年7月1日
教育委員会要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、亘理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 亘理町三十三間堂官衙遺跡の保存・整備事業を円滑に推進するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、亘理町教育委員会(以下「町教委」という。)が行うべき亘理町三十三間堂官衙遺跡の保存・整備計画策定について審議する。

(組織)

第4条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町教委が委嘱する。

- (1) 考古学、古代史、植物学、建築学等学識経験者
- (2) 地元有識者及び住民代表
- (3) その他町教委が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、保存・整備計画策定が完了する日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第8条 委員長が必要と認めるとき、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会には部会長を置く。

4 部会長は部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町教委生涯学習課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議において定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日教委告示第14号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月1日教委告示第12号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

② 整備基本計画検討委員会他名簿 (順不同・敬称略) / 令和2年(2020)3月現在

<検討委員> 任期：平成30年(2018)12月13日～令和2年(2020)3月31日

(専門委員)

委員長 佐藤 則之 元宮城県教育庁文化財保護課長

副委員長 大橋 泰夫 国立大学法人島根大学法文学部教授

委員 白崎 恵介 多賀城跡調査研究所上席主任研究員

(地域委員)

委員 三品 正隆 亶理町文化財保護委員会委員長

委員 高橋 忠良 亶理町文化財保護委員会委員長代行

委員 高野 治夫 亶理町区長会長

委員 横山 茂 亶理町逢隈上郡区長

委員 岡田 重夫 亶理町逢隈下郡区長

<指導助言>

五島 昌也 文化庁文化資源活用課 文化財調査官(整備部門)

浅野 啓介 文化庁文化財第二課 文化財調査官(史跡部門)

関口 重樹 宮城県教育庁文化財課保存活用班 技術主幹

齋藤 和機 宮城県教育庁文化財課保存活用班 技師

<事務局>

岩城 敏夫 亶理町教育委員会 教育長 / ~令和元年(2019)9月

奥野 光正 亶理町教育委員会 教育長 / 令和元年(2019)10月~

南條 守一 同上 教育次長

片岡 正春 同上 生涯学習課長

渡辺 壮一 同上 亶理町立郷土資料館長 / ~平成元年(2019)10月

菅野 達雄 同上 生涯学習課文化財班長／～令和元年(2019)7月
武田 恵美 同上 生涯学習課文化財班長
鈴木 朋子 同上 生涯学習課文化財班主幹
橋本 和樹 同上 生涯学習課文化財班主事／令和元年(2019)10月～

<委託業者>

古川 雅清 (株)創宇舎 代表取締役

(2) 策定の経過

① 平成30年度(2018)開催

◆ 第1回 整備計画検討委員会

開催日：平成30年(2018)12月13日(木) 午後1時30分～

開催場所：亘理町立図書館 3階 視聴覚ホール

主な議題：三十三間堂官衙遺跡整備計画策定事業について

＊全体事業計画

＊平成30年度事業計画

・整備基本計画の構成

・保存管理計画(案)

◆ 第2回 整備計画検討委員会

開催日：平成31年(2019)3月14日(木) 午後1時30分～

開催場所：亘理町立郷土資料館 学習室

主な議題：平成30年度(2018)事業について

＊整備基本計画の構成

＊保存管理計画(案)

令和元年度(2019)事業について

② 令和元年度(2019)開催

◆ 第1回 整備計画検討委員会

開催日：令和元年(2019)8月9日(金) 午後1時30分～

開催場所：亘理町立郷土資料館 学習室

主な議題：令和元年度(2019)事業計画について

整備活用計画について

＊全体計

＊個別計画

- ◇ **文化庁現地指導**／浅野 啓介 文化財調査官(史跡部門)
 開催日：令和元年(2019)8月22日(木) 午後1時30分～
 開催場所：史跡三十三間堂官衙遺跡現地、逢隈地区交流センター 軽運動室
 主な議題：整備基本計画策定について
 保存管理計画等の進捗状況について
- ◇ **文化庁現地指導**／五島 昌也 文化財調査官(整備部門)
 開催日：令和元年(2019)10月10日(木) 午後0時50分～
 開催場所：東北歴史博物館 研修室
 主な議題：整備基本計画策定について
 整備・保存管理計画等の進捗状況について
- ◆ **第2回 整備計画検討委員会**
 開催日：令和元年(2019)11月28日(木) 午後1時30分～
 開催場所：亘理町立郷土資料館 学習室
 主な議題：本史跡整備基本計画について
 本史跡令和2年度(2020)事業計画について
- ◇ **文化庁指導**／五島 昌也 文化財調査官(整備部門)
 浅野 啓介 文化財調査官(史跡部門)
 開催日：令和2年(2020)1月24日(金) 午後4時00分～
 開催場所：文化庁
 主な議題：整備基本計画策定について
- ◆ **第3回 整備計画検討委員会**
 開催日：令和2年(2020)1月30日(木) 午後1時30分～
 開催場所：亘理町立郷土資料館 学習室
 主な議題：本史跡整備基本計画(案)について
 今後の事業予定について

[附 章]

(1) 参考にした文献・資料等

本基本計画の策定に際し、参考とした計画書・報告書・論文等は以下のとおりである。

① 総論関連

- * 亘理町(2010)『亘理町環境基本計画』
- * 亘理町(2013)『亘理町震災復興計画』
- * 亘理町(2016)『第5次亘理町総合発展計画』
- * 亘理町(2016)『亘理町国土利用計画』
- * 亘理町(2017)『亘理町都市計画マスタープラン』
- * 文化庁文化財部記念物課(2015)『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- * 亘理町教育委員会(2016)「国史跡三十三間堂官衙遺跡」『亘理町文化財調査報告書第19集』

② 整備活用計画関連

- * 亘理町教育委員会(2017)『亘理町文化財マップ～わたりの歴史巡り～』

③ その他共通(調査報告・論文等)

- * 文化庁文化財部記念物課(2005)『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにーⅡ計画編』
- * 鈴鹿市(2007)『史跡伊勢国分寺跡整備基本計画』
- * 松山市教育委員会(2010)『史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡
保存管理計画書』
- * 宮城県教育委員会(2016)『特別史跡多賀城跡附寺跡 整備基本計画』
- * 伊勢崎市教育委員会(2017)『史跡上野国佐位郡正倉跡保存活用計画』
- * 作者不明(大正年間)『逢隈村郷土誌』
- * 大類伸(1932)「亘理三十三間堂遺跡について」『仙台郷土研究』第2巻第1号
- * 伊藤玄三・志間泰治(1967)『三十三間堂遺跡緊急調査(測量調査)概報』
宮城県文化財調査報告書第13集
- * 伊藤玄三(1978)「宮城県亘理郡の古代郡倉一三十三間堂遺跡の再検討一」
『法政考古学』第2集
- * 宮城県教育委員会(1987)「三十三間堂遺跡」『亘理町三十三間堂遺跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第124集
- * 宮城県教育委員会(1988)「三十三間堂遺跡」『亘理町三十三間堂遺跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第127集
- * 宮城県教育委員会(1989)「三十三間堂遺跡」『亘理町三十三間堂遺跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第131集